

令和6年度調査
駅前放置自転車等の現況と対策

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺の放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26

2 自転車等駐車場の整備状況

(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の内訳	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	50
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(令和5年度)	50
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(令和5年度)	51
(4) 処分の内訳(区市町村別)	52
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	55
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	56

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	59
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	61
3 放置自転車対策費	

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	63
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	64
(3) 区市町村における対策費の概況	65
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	66
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	67
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	71
(2) 条例の主な制定内容	72
5 放置禁止区域等の指定状況	86
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	88
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	92
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	98

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	101
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	103
3 社会資本整備総合交付金(道路事業)	105
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	110
5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)	111
6 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))	112
7 特別区都市計画交付金(都支出金)	114
8 市町村土木費補助事業(都支出金)	117
9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	118
10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	120

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	133
2 自転車関係団体	140
3 関係法令等	143

－ 凡 例 －

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条第1項第10号イ及びロに規定する原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 一般原動機付自転車

原動機付自転車のうち、道路交通法第2条第1項第10号イ及び道路交通法施行規則第1条の2に規定する原動機付自転車(以下略記は、「一般原付」とする。)をいう。

(4) 特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、道路交通法第2条第1項第10号ロ及び道路交通法施行規則第1条の2の2に規定する原動機付自転車(以下略記は、「特定原付」とする。)をいう。

(5) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の道路に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態をいう。

(6) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(7) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下、略記は「自二」とする。)の放置台数をいう。

(8) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(9) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(10) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

令和6年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

令和6年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

令和5年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、令和4年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、令和5年度中に撤去した自転車等の中には、令和6年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（令和5年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（令和5年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・ 放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、令和6年度の調査では16,042台（前年度比 637台減少）となった。
- ・ 平成23年度までの調査方法（自転車は100台以上、原付と自二は合わせて50台以上のみを計上）による放置台数は、5,208台（前年度比 582台減少）となった。
- ・ 駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府（現 国土交通省）が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車対策に活かすため、都では**平成24年度調査から**、全国調査の方法（自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。）に加えて、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。なお、平成29年度から、全国調査は国土交通省の所管となった。

原付及び自二の放置台数については、平成23年度までの調査において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、平成25年度から、原付及び自二を全国調査の対象としないこととした。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を把握する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査の対象としている。

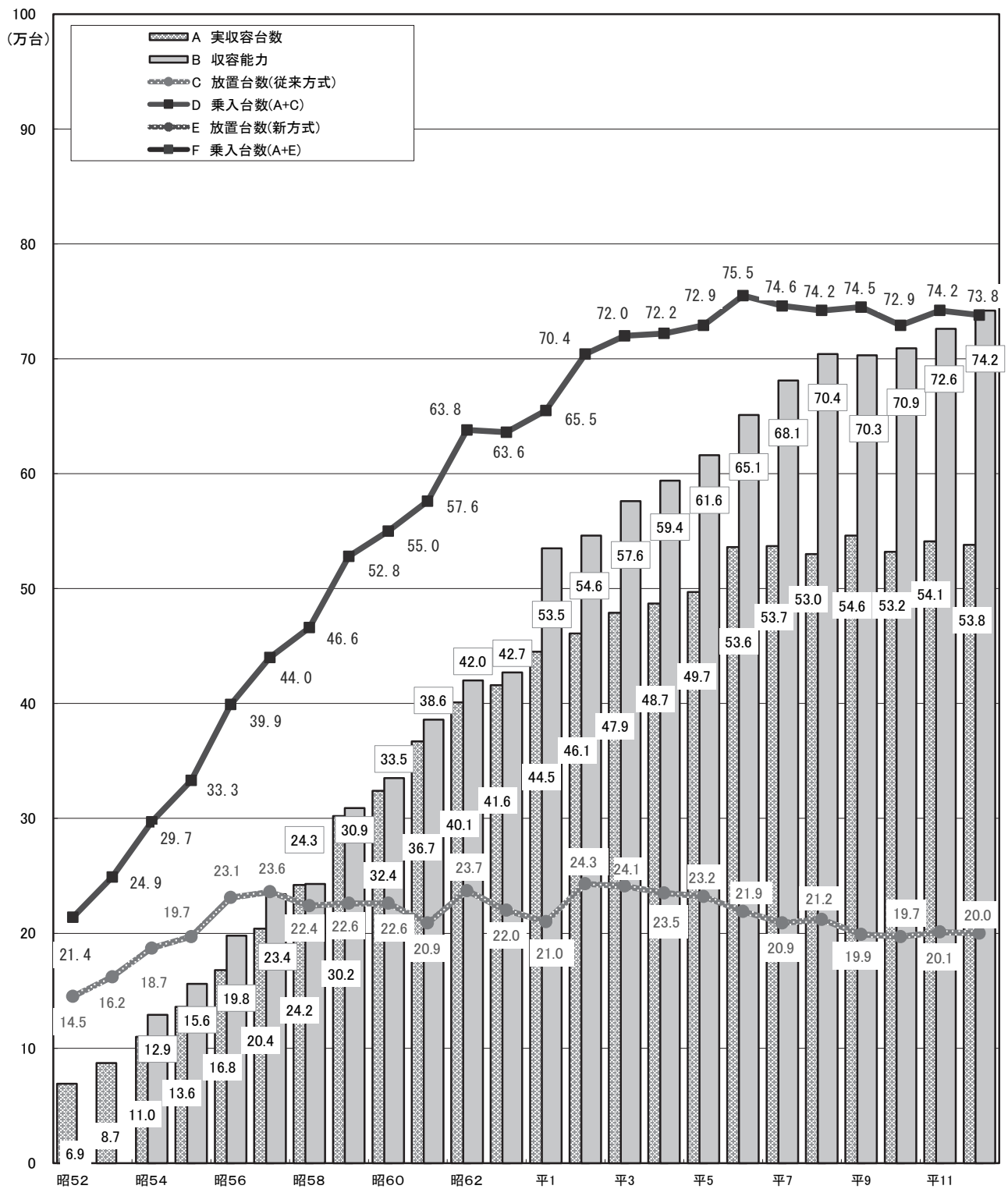
（調査対象となる駅）

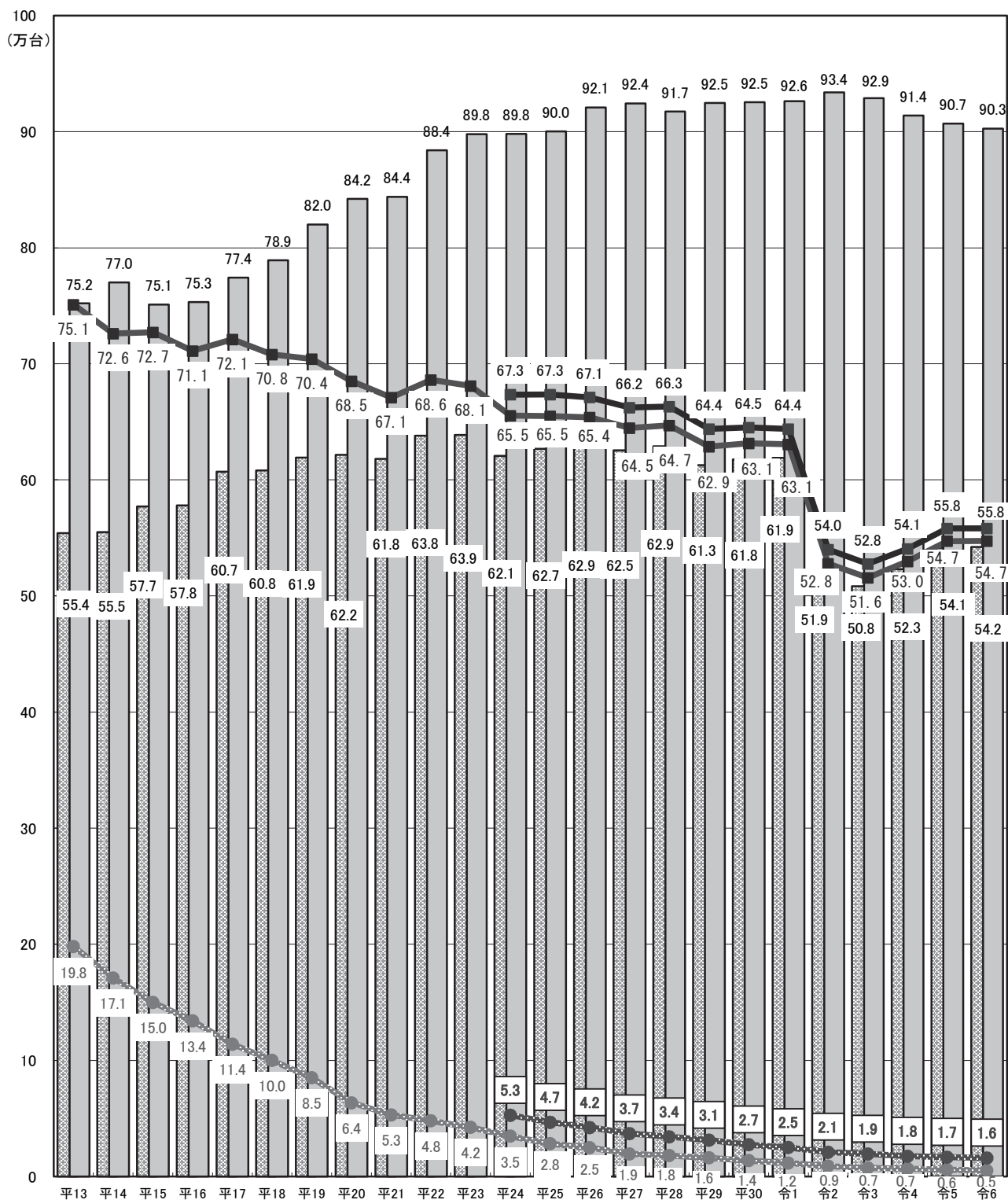
	～平成23年度		平成24・26・28年度		平成25・27年度			平成29・令和元・3・5年度		平成30・令和2・4・6年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二		自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	合わせて50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	都調査	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査 （内閣府）					100台以上		全国調査 （国土交通省）	100台以上			

<下図の凡例について>

C 放置台数（従来方式）：自転車100台以上、原付と自二は合わせて50台以上のみを計上

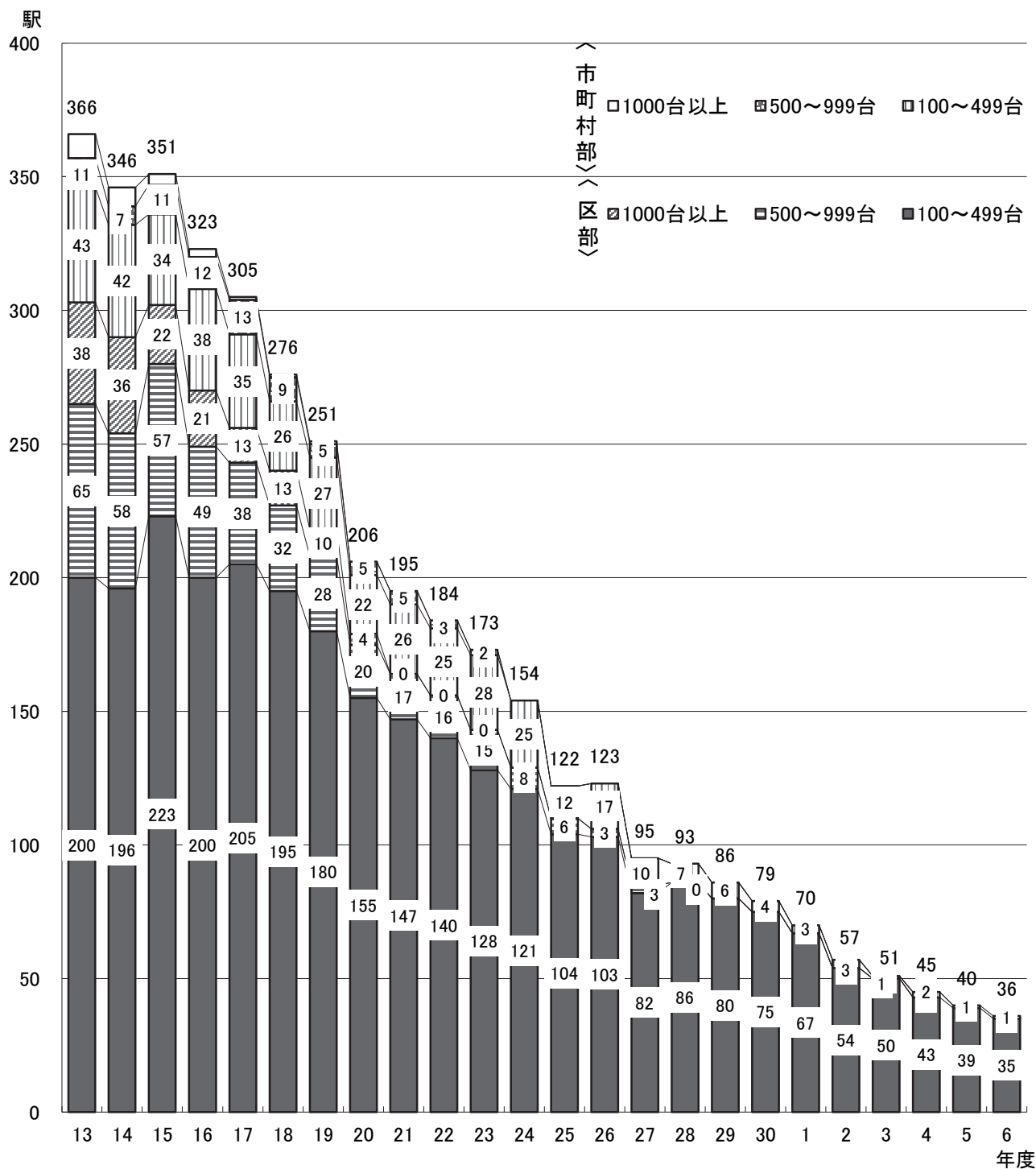
E 放置台数（新方式）：自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は36駅である。
- ・駅周辺の放置自転車が、1000台以上の駅は平成20年以降、500台以上の駅は平成28年以降、それぞれ存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時（平成13年）の約9分の1であり、区部が約97%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)					放置自転車のある駅数(箇所)			自転車の 放置率(%)
	自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	1～99台	100～499 台	計	
合 計	14,876	669	41	456	16,042	501	36	537	2.7
区部計	13,960	614	41	431	15,046	413	35	448	4.1
千代田区	1,578	38		40	1,656	13	6	19	40.8
中央区	774	19	2	12	807	19	2	21	27.4
港区	598	15	1	25	639	30	1	31	16.0
新宿区	287	20	5	16	328	32		32	4.9
文京区	359	8			367	17		17	13.4
台東区	1,292	49	2	12	1,355	7	6	13	24.1
墨田区	233	17	3	27	280	14		14	3.1
江東区	549	25		38	612	24		24	4.0
品川区	917	29	1	7	954	24	3	27	10.2
目黒区	583	27	5	18	633	12	1	13	9.5
大田区	307	18		29	354	23	1	24	1.2
世田谷区	651	17	2	40	710	37		37	1.6
渋谷区	1,534	40		49	1,623	12	6	18	25.4
中野区	370	43	2	24	439	13	1	14	4.6
杉並区	836	33	10	17	896	20	2	22	3.3
豊島区	699	15	3	16	733	17	1	18	6.8
北区	334	26	1	4	365	14	1	15	2.4
荒川区	247	16			263	11		11	3.3
板橋区	395	31	2	12	440	21		21	2.3
練馬区	289	7		24	320	18		18	0.9
足立区	93	15	2		110	19		19	0.3
葛飾区	887	100		21	1,008	8	4	12	3.1
江戸川区	148	6			154	8		8	0.5
市部計	915	55		25	995	87	1	88	0.5
八王子市	264	19		16	299	12	1	13	1.6
立川市	71	2		1	74	6		6	0.6
武蔵野市	57	1		1	59	3		3	0.3
三鷹市	78	6		1	85	4		4	1.6
青梅市	7	1			8	2		2	0.2
府中市	49	6			55	9		9	0.4
昭島市	5				5	3		3	0.1
調布市	68	5		3	76	6		6	0.7
町田市	23	1			24	6		6	0.1
小金井市	16				16	2		2	0.2
小平市	14				14	3		3	0.1
日野市	103	6			109	8		8	1.3
東村山市	21				21	3		3	0.2
国分寺市	5				5	1		1	0.1
国立市	1				1	1		1	0.0
福生市	1				1	1		1	0.1
狛江市	25	2		3	30	3		3	0.5
東大和市	1				1	1		1	0.0
清瀬市	13				13	1		1	0.3
東久留米市	6	1			7	1		1	0.2
武蔵村山市									
多摩市	32	5			37	3		3	0.8
稲城市	2				2	2		2	0.0
羽村市	2				2	1		1	0.1
あきる野市	8				8	1		1	0.2
西東京市	43				43	4		4	0.3
町村部計	1				1	1		1	0.1
瑞穂町	1				1	1		1	0.1
日の出町									
檜原村									
奥多摩町									

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

令和6年度調査 放置自転車等台数マップ



R06放置自転車台数
(原付、自動二輪を含む)

- 0台
- 1 - 100台
- 101 - 200台
- 201台 -

— 多摩部 —

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第1919号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



– 9 –

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
総 数		14,876	669	41	456	16,042	527,575	14,632	542,207	871,423	31,232	902,655	558,249
区 部 計		13,960	614	41	431	15,046	327,366	5,458	332,824	525,149	11,872	537,021	347,870
千 代 田 区	* 有楽町駅、日比谷駅	22	0	0	0	22	228	0	228	277	0	277	250
	* 東京駅、大手町駅、 二重橋駅	73	0	0	2	75	823	17	840	1,100	26	1,126	915
	* 神田駅	66	1	0	1	68	141	17	158	238	27	265	226
	* 秋葉原駅	286	1	0	6	293	509	21	530	782	32	814	823
	* 御茶ノ水駅	54	1	0	0	55	66	14	80	80	17	97	135
	* 水道橋駅	90	7	0	1	98	109	9	118	127	12	139	216
	* 飯田橋駅	92	5	0	0	97	154	17	171	315	41	356	268
	* 市ヶ谷駅	36	1	0	1	38	46	7	53	85	10	95	91
	* 四ツ谷駅	17	0	0	0	17	70	5	75	160	20	180	92
	* 岩本町駅	107	2	0	1	110	23	0	23	38	0	38	133
	小川町、淡路町駅、 新御茶ノ水駅	127	4	0	4	135	0	0	0	0	0	0	135
	神保町駅	207	4	0	3	214	61	0	61	64	0	64	275
	* 九段下駅	40	2	0	1	43	64	13	77	95	19	114	120
	末広町駅	110	2	0	3	115	0	0	0	0	0	0	115
	半蔵門駅、麹町駅	116	6	0	3	125	0	0	0	0	0	0	125
	永田町駅	37	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	37
	霞が関駅、桜田門駅、 国会議事堂前駅	32	1	0	0	33	0	0	0	0	0	0	33
	内幸町駅	20	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	20
	竹橋駅	46	1	0	14	61	0	0	0	0	0	0	61
	計	1,578	38	0	40	1,656	2,294	120	2,414	3,361	204	3,565	4,070
中 央 区	銀座駅	17	0	0	0	17	18	0	18	45	0	45	35
	東銀座駅	58	0	0	0	58	98	0	98	400	0	400	156
	* 銀座一丁目駅	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	* 築地駅	22	0	0	0	22	86	20	106	226	20	246	128
	* 築地市場駅	7	1	0	0	8	45	30	75	516	30	546	83
	* 新富町駅	16	1	0	0	17	48	43	91	184	44	228	108
	京橋駅	8	0	0	1	9	28	0	28	68	4	72	37
	宝町駅	22	0	0	3	25	76	0	76	90	0	90	101
	* 八丁堀駅	57	1	0	0	58	127	0	127	291	0	291	185
	茅場町駅	103	3	0	1	107	45	0	45	114	0	114	152
	新日本橋駅	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	小伝馬町駅	17	1	0	0	18	0	0	0	0	0	0	18
	三越前駅	33	0	0	0	33	36	0	36	36	30	66	69
	日本橋駅	83	1	0	1	85	98	3	101	204	4	208	186
	水天宮前駅	60	0	0	0	60	141	0	141	535	0	535	201
	* 人形町駅	38	4	2	1	45	125	0	125	189	0	189	170
	* 浜町駅	18	2	0	0	20	63	56	119	262	61	323	139
	馬喰町駅、馬喰横山駅、 東日本橋駅	157	5	0	5	167	69	0	69	159	0	159	236
	* 勝どき駅	11	0	0	0	11	193	0	193	855	0	855	204
	* 月島駅	8	0	0	0	8	311	25	336	1,277	26	1,303	344
	* 東京駅	7	0	0	0	7	443	0	443	634	0	634	450
	計	774	19	2	12	807	2,050	177	2,227	6,085	219	6,304	3,034
港 区	* 新橋駅	38	2	0	3	43	206	0	206	556	0	556	249
	* 浜松町駅	1	0	0	0	1	113	22	135	200	50	250	136
	* 田町駅、三田駅	31	1	0	2	34	751	35	786	1,487	58	1,545	820
	* 品川駅	13	0	0	1	14	854	28	882	1,965	118	2,083	896
	* 芝公園駅	2	0	0	1	3	50	0	50	67	0	67	53
	御成門駅	25	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	25
	* 内幸町駅	8	1	0	1	10	0	0	0	0	0	0	10
	大門駅	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	泉岳寺駅	14	1	0	0	15	0	0	0	0	0	0	15
	高輪台駅	13	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	13
	神谷町駅	10	2	0	2	14	0	0	0	0	0	0	14
	* 六本木駅	28	0	0	0	28	183	0	183	632	0	632	211
	* 広尾駅	6	0	0	0	6	95	0	95	195	0	195	101
	虎ノ門駅	18	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	19
	* 赤坂見附駅	8	1	0	0	9	73	3	76	68	54	122	85

(注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。
・ 実収容台数の「自転車」には、一部「原付」の数値が含まれる場合もある。
・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
港 区	* 青山一丁目駅	8	0	0	0	8	110	0	110	140	0	140	118
	外苑前駅	138	0	0	0	138	0	0	0	0	0	0	138
	* 赤坂駅	9	1	0	1	11	0	0	0	0	0	0	11
	乃木坂駅	25	0	0	0	25	87	0	87	83	0	83	112
	表参道駅	25	0	1	0	26	0	0	0	0	0	0	26
	汐留駅	10	1	0	3	14	0	0	0	0	0	0	14
	* 芝浦ふ頭駅	0	0	0	0	0	33	0	33	95	0	95	33
	日の出駅	16	0	0	6	22	0	0	0	0	0	0	22
	竹芝駅	13	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	13
	* お台場海浜公園駅	0	0	0	0	0	47	4	51	246	20	266	51
	台場駅	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	溜池山王駅	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
	* 麻布十番駅	18	0	0	0	18	185	12	197	484	30	514	215
	六本木一丁目駅	32	2	0	1	35	0	0	0	0	0	0	35
	* 白金高輪駅	15	2	0	2	19	164	0	164	330	0	330	183
	* 白金台駅	1	1	0	0	2	153	0	153	281	0	281	155
	赤羽橋駅	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
	* 虎ノ門ヒルズ駅	45	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	46
	* 高輪ゲートウェイ駅	0	0	0	0	0	30	0	30	68	0	68	30
	計	598	15	1	25	639	3,134	104	3,238	6,897	330	7,227	3,877
新 宿 区	* 新宿駅	37	3	1	7	48	1,233	25	1,258	2,271	122	2,393	1,306
	* 新宿西口駅	4	0	0	0	4	44	1	45	60	10	70	49
	* 西武新宿駅	3	0	1	0	4	66	0	66	188	0	188	70
	* 西新宿駅	11	1	0	1	13	268	1	269	357	0	357	282
	* 新大久保駅	17	4	1	1	23	266	23	289	414	61	475	312
	* 大久保駅	5	0	0	0	5	115	1	116	158	22	180	121
	* 四ツ谷駅	27	1	0	1	29	229	0	229	313	0	313	258
	* 信濃町駅	1	0	0	0	1	90	0	90	191	0	191	91
	* 四谷三丁目駅	6	0	0	1	7	189	0	189	256	0	256	196
	* 新宿御苑前駅	6	1	0	0	7	33	0	33	36	0	36	40
	* 新宿三丁目駅	1	0	0	1	2	154	7	161	223	29	252	163
	* 曙橋駅	14	0	0	0	14	158	9	167	253	32	285	181
	* 市ヶ谷駅	6	0	0	0	6	80	0	80	88	0	88	86
	* 飯田橋駅	29	0	0	1	30	109	5	114	208	10	218	144
	* 神楽坂駅	8	1	0	0	9	76	0	76	104	0	104	85
	* 早稲田駅	8	1	0	0	9	129	3	132	151	8	159	141
	* 高田馬場駅	38	0	0	0	38	672	14	686	977	59	1,036	724
	* 落合駅	11	1	0	0	12	112	0	112	114	0	114	124
	* 下落合駅	4	0	0	0	4	30	6	36	83	10	93	40
	* 中井駅	12	5	1	1	19	319	17	336	486	40	526	355
	* 都電早稲田駅	7	1	0	1	9	14	0	14	17	0	17	23
	都電面影橋駅	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	* 都庁前駅	1	0	0	0	1	544	0	544	902	0	902	545
	* 西新宿五丁目駅	2	0	0	0	2	210	0	210	261	5	266	212
	* 落合南長崎駅	2	1	0	0	3	33	0	33	40	0	40	36
	* 東新宿駅	8	0	0	1	9	191	0	191	274	0	274	200
	* 若松河田駅	5	0	0	0	5	84	0	84	120	0	120	89
	* 牛込柳町駅	3	0	0	0	3	77	4	81	170	13	183	84
	* 牛込神楽坂駅	3	0	1	0	4	31	0	31	57	0	57	35
	* 国立競技場駅	1	0	0	0	1	8	0	8	9	0	9	9
	* 西早稲田駅	3	0	0	0	3	53	0	53	68	0	68	56
	* 初台駅	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	287	20	5	16	328	5,617	116	5,733	8,849	421	9,270	6,061
文 京 区	* 新大塚駅	0	0	0	0	0	28	0	28	90	0	90	28
	* 茗荷谷駅	66	3	0	0	69	304	0	304	668	0	668	373
	* 後楽園駅	68	3	0	0	71	534	0	534	901	0	901	605
	* 本郷三丁目駅	20	0	0	0	20	148	0	148	261	0	261	168
	御茶ノ水駅	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	湯島駅	19	0	0	0	19	14	0	14	20	0	20	33
	* 根津駅	14	0	0	0	14	28	0	28	60	0	60	42
	* 千駄木駅	10	0	0	0	10	79	0	79	114	0	114	89
	* 護国寺駅	15	0	0	0	15	60	0	60	140	0	140	75
	* 江戸川橋駅	28	0	0	0	28	263	0	263	432	0	432	291
	* 飯田橋駅	3	1	0	0	4	60	0	60	110	0	110	64

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	6	1	0	0	7	61	0	61	115	0	115	68
	* 本駒込駅	4	0	0	0	4	63	0	63	115	0	115	67
	* 駒込駅	18	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	18
	* 巣鴨駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 千石駅	23	0	0	0	23	232	0	232	378	0	378	255
	* 白山駅	22	0	0	0	22	119	0	119	237	0	237	141
	* 春日駅	34	0	0	0	34	169	0	169	263	0	263	203
	* 水道橋駅	4	0	0	0	4	150	0	150	223	0	223	154
	計	359	8	0	0	367	2,312	0	2,312	4,127	0	4,127	2,679
台 東 区	* 鶯谷駅	124	3	0	0	127	503	0	503	670	0	670	630
	* 御徒町駅、上野御徒町駅、 上野広小路駅、仲御徒町駅	197	1	0	0	198	559	0	559	1,049	0	1,049	757
	* 上野駅	107	3	0	0	110	480	9	489	955	23	978	599
	* 稲荷町駅	50	3	0	0	53	66	0	66	70	0	70	119
	* 入谷駅	80	5	0	0	85	252	15	267	476	22	498	352
	* 三ノ輪駅	59	9	0	0	68	342	0	342	402	0	402	410
	* 浅草駅	139	10	0	4	153	1,063	0	1,063	1,449	0	1,449	1,216
	* つくばエクスプレス浅草駅	218	7	2	4	231	293	0	293	760	0	760	524
	* 田原町駅	105	1	0	0	106	0	0	0	0	0	0	106
	* 浅草橋駅	88	1	0	4	93	124	2	126	500	75	575	219
	* 蔵前駅	69	3	0	0	72	116	0	116	270	0	270	188
	* 新御徒町駅	49	2	0	0	51	196	0	196	680	0	680	247
	* 日暮里駅	7	1	0	0	8	83	0	83	250	0	250	91
	計	1,292	49	2	12	1,355	4,077	26	4,103	7,531	120	7,651	5,458
墨 田 区	* 押上駅	43	0	0	7	50	2,337	20	2,357	3,044	31	3,075	2,407
	* 小村井駅	1	0	0	0	1	81	0	81	379	0	379	82
	* 鐘ヶ淵駅	1	2	0	0	3	162	4	166	402	2	404	169
	* 菊川駅	22	4	0	0	26	125	0	125	253	0	253	151
	* 錦糸町駅	67	7	3	7	84	2,379	0	2,379	4,857	0	4,857	2,463
	* 京成曳舟駅	9	0	0	5	14	323	0	323	490	0	490	337
	* とうきょうスカイツリー駅	9	0	0	0	9	92	0	92	137	0	137	101
	* 東あずま駅	1	0	0	0	1	46	0	46	75	0	75	47
	* 東向島駅	5	1	0	1	7	255	0	255	497	0	497	262
	* 曳舟駅	7	2	0	0	9	550	2	552	1,064	4	1,068	561
	* 本所吾妻橋駅	9	0	0	0	9	289	0	289	360	0	360	298
	* 森下駅	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	* 八広駅	5	0	0	5	10	371	0	371	652	0	652	381
	* 両国駅	51	1	0	2	54	351	0	351	1,237	0	1,237	405
	計	233	17	3	27	280	7,361	26	7,387	13,447	37	13,484	7,667
江 東 区	* 東陽町駅	55	2	0	2	59	696	14	710	1,192	55	1,247	769
	* 亀戸駅	73	1	0	2	76	1,866	40	1,906	3,570	90	3,660	1,982
	* 亀戸水神駅	3	0	0	0	3	62	0	62	70	0	70	65
	* 南砂町駅	6	0	0	0	6	1,710	19	1,729	2,671	67	2,738	1,735
	* 新木場駅	6	1	0	3	10	329	15	344	563	45	608	354
	* 住吉駅	16	1	0	1	18	913	15	928	1,019	26	1,045	946
	* 西大島駅	38	2	0	3	43	345	0	345	644	0	644	388
	* 大島駅	32	2	0	2	36	478	6	484	591	18	609	520
	* 東大島駅	17	1	0	1	19	1,351	11	1,362	1,333	25	1,358	1,381
	* 木場駅	17	1	0	4	22	700	0	700	985	0	985	722
	* 門前仲町駅	93	7	0	3	103	752	33	785	1,565	66	1,631	888
	* 清澄白河駅	35	2	0	4	41	644	5	649	593	30	623	690
	* 森下駅	42	3	0	8	53	289	5	294	375	10	385	347
	* 潮見駅	4	0	0	0	4	295	4	299	417	28	445	303
	* 越中島駅	3	1	0	0	4	174	0	174	239	0	239	178
	* 辰巳駅	8	0	0	0	8	677	0	677	1,669	0	1,669	685
	* 豊洲駅	32	0	0	0	32	1,674	24	1,698	3,816	46	3,862	1,730
	* 東雲駅	17	1	0	2	20	160	3	163	238	10	248	183
	* 東京テレポート駅	0	0	0	0	0	37	2	39	190	10	200	39
	* 国際展示場駅、有明駅	0	0	0	0	0	54	0	54	375	0	375	54
	新豊洲駅	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	市場前駅	12	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	13
	* 有明テニスの森駅	1	0	0	0	1	28	0	28	80	0	80	29

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	東京ビッグサイト駅	13	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	13
	青海駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テレコムセンター駅	18	0	0	2	20	0	0	0	0	0	0	20
	東京国際クルーズターミナル駅	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
計		549	25	0	38	612	13,234	196	13,430	22,195	526	22,721	14,042
品川区	* 大崎駅	14	3	0	0	17	869	161	1,030	1,126	223	1,349	1,047
	* 大井町駅	116	6	0	2	124	1,221	132	1,353	2,280	238	2,518	1,477
	* 戸越公園駅	15	0	0	0	15	104	0	104	142	0	142	119
	* 戸越駅	9	0	0	0	9	45	0	45	63	1	64	54
	* 中延駅	17	2	0	0	19	297	20	317	425	29	454	336
	* 新馬場駅	9	1	0	0	10	124	73	197	217	102	319	207
	* 旗の台駅	17	2	0	0	19	190	21	211	232	30	262	230
	* 五反田駅	143	5	1	2	151	443	67	510	531	81	612	661
	* 大井競馬場前駅	5	0	0	0	5	181	8	189	411	19	430	194
	* 下神明駅	3	0	0	0	3	58	0	58	141	0	141	61
	* 戸越銀座駅	21	0	0	0	21	76	1	77	96	2	98	98
	* 天王洲アイル駅	13	0	0	0	13	180	73	253	267	100	367	266
	* 品川シーサイド駅	23	1	0	0	24	264	5	269	465	20	485	293
	* 大森駅	15	1	0	0	16	669	17	686	1,130	26	1,156	702
	* 西大井駅	38	2	0	0	40	394	2	396	495	4	499	436
	* 荏原町駅	33	0	0	0	33	175	0	175	237	0	237	208
	* 青物横丁駅	32	0	0	0	32	278	3	281	436	19	455	313
	* 立会川駅	4	0	0	0	4	221	52	273	263	96	359	277
	* 荏原中延駅	13	0	0	0	13	129	14	143	165	20	185	156
	* 西小山駅	35	0	0	0	35	623	37	660	1,027	23	1,050	695
	* 武蔵小山駅	145	4	0	2	151	988	20	1,008	1,776	30	1,806	1,159
	* 目黒駅	94	2	0	1	97	192	33	225	324	77	401	322
	* 不動前駅	17	0	0	0	17	223	0	223	236	0	236	240
	北品川駅	11	0	0	0	11	40	35	75	44	38	82	86
	鮫洲駅	18	0	0	0	18	32	15	47	73	16	89	65
	大森海岸駅	25	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	25
	大崎広小路駅	32	0	0	0	32	53	0	53	148	0	148	85
計		917	29	1	7	954	8,069	789	8,858	12,750	1,194	13,944	9,812
目黒区	* 中目黒駅	85	8	3	7	103	1,362	10	1,372	2,664	20	2,684	1,475
	* 学芸大学駅	152	7	1	2	162	1,169	23	1,192	1,792	51	1,843	1,354
	* 都立大学駅	51	2			53	1,142	5	1,147	2,745	20	2,765	1,200
	* 自由が丘駅	49	2	1		52	382	0	382	658	0	658	434
	* 池尻大橋駅	45	3		1	49	253	10	263	596	22	618	312
	* 駒場東大前駅	12	1			13	58	0	58	74	5	79	71
	* 目黒駅	37	2		2	41	0	0	0	0	0	0	41
	* 祐天寺駅	52	2		1	55	560	2	562	911	8	919	617
	* 武蔵小山駅	7				7	0	0	0	0	0	0	7
	* 西小山駅	45			3	48	55	0	55	111	0	111	103
	* 洗足駅	32				32	248	8	256	404	20	424	288
	* 大岡山駅	0			2	0	88	1	89	157	5	162	89
	* 緑が丘駅	14				16	257	0	257	429	0	429	273
	* 駒沢大学駅	2				2	0	0	0	0	0	0	2
計		583	27	5	18	633	5,574	59	5,633	10,541	151	10,692	6,266
大田区	* 大森駅	68	7	0	11	86	3,215	12	3,227	4,700	46	4,746	3,313
	* 大森海岸駅	0	0	0	0	0	28	0	28	138	0	138	28
	* 平和島駅	5	0	0	0	5	1,088	5	1,093	1,581	16	1,597	1,098
	* 大森町駅	13	0	0	0	13	391	0	391	625	0	625	404
	* 梅屋敷駅	1	0	0	0	1	345	2	347	534	9	543	348
	* 馬込駅	3	0	0	0	3	408	13	421	620	24	644	424
	* 西馬込駅	7	0	0	0	7	812	0	812	847	0	847	819
	* 池上駅	3	0	0	1	4	392	8	400	605	12	617	404
	* 昭和島駅	0	0	0	0	0	374	0	374	600	0	600	374
	* 北千束駅	0	0	0	0	0	27	0	27	55	0	55	27
	* 大岡山駅	3	0	0	1	4	510	6	516	521	10	531	520
	* 長原駅	1	0	0	0	1	322	8	330	444	10	454	331
	* 洗足池駅	0	0	0	0	0	355	0	355	461	0	461	355
	* 石川台駅	0	0	0	0	0	369	5	374	470	10	480	374
	* 雪が谷大塚駅	2	0	0	0	2	208	0	208	297	0	297	210
	* 御嶽山駅	3	0	0	0	3	103	0	103	128	0	128	106

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大 田 区	* 久が原駅	3	0	0	0	3	298	0	298	377	0	377	301
	* 千鳥町駅	1	0	0	0	1	241	0	241	295	0	295	242
	* 田園調布駅	0	0	0	0	0	328	20	348	440	29	469	348
	* 多摩川駅	0	0	0	0	0	541	14	555	745	27	772	555
	* 沼部駅	1	0	0	0	1	33	0	33	50	0	50	34
	* 鶉の木駅	1	2	0	1	4	86	0	86	123	0	123	90
	* 蒲田駅	154	9	0	6	169	8,212	69	8,281	13,571	156	13,727	8,450
	* 京急蒲田駅	6	0	0	2	8	1,713	0	1,713	2,999	2	3,001	1,721
	* 蓮沼駅	3	0	0	0	3	54	15	69	138	30	168	72
	* 矢口渡駅	4	0	0	0	4	735	0	735	735	0	735	739
	* 武蔵新田駅	1	0	0	1	2	564	6	570	564	31	595	572
	* 下丸子駅	2	0	0	2	4	260	5	265	369	10	379	269
	* 雑色駅	9	0	0	0	9	1,138	6	1,144	2,021	15	2,036	1,153
	* 六郷土手駅	0	0	0	0	0	606	1	607	707	6	713	607
	* 糀谷駅	7	0	0	2	9	1,007	0	1,007	1,644	0	1,644	1,016
	* 大鳥居駅	6	0	0	2	8	438	3	441	800	26	826	449
	* 穴守稲荷駅	0	0	0	0	0	204	0	204	352	0	352	204
	* 天空橋駅	0	0	0	0	0	160	7	167	260	15	275	167
	* 流通センター駅	0	0	0	0	0	92	3	95	185	21	206	95
	計	307	18	0	29	354	25,657	208	25,865	39,001	505	39,506	26,219
世 田 谷 区	* 池尻大橋駅	22	0	2	4	28	407	2	409	449	30	479	437
	* 三軒茶屋駅	81	0	0	0	81	2,726	43	2,769	3,109	64	3,173	2,850
	* 駒沢大学駅	23	2	0	1	26	927	10	937	1,021	10	1,031	963
	* 桜新町駅	28	0	0	0	28	2,179	32	2,211	2,817	56	2,873	2,239
	* 用賀駅	24	0	0	3	27	2,879	31	2,910	3,405	59	3,464	2,937
	* 二子玉川駅	21	5	0	5	31	4,472	69	4,541	6,631	139	6,770	4,572
	* 自由が丘駅	21	1	0	3	25	327	18	345	435	24	459	370
	* 九品仏駅	4	0	0	0	4	121	0	121	121	0	121	125
	* 尾山台駅	15	1	0	0	16	661	13	674	661	27	688	690
	* 等々力駅	11	0	0	0	11	102	14	116	284	24	308	127
	* 上野毛駅	6	0	0	0	6	366	0	366	408	0	408	372
	* 奥沢駅	12	2	0	2	16	118	0	118	152	0	152	134
	西太子堂駅	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	若林駅	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
	松陰神社前駅	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10
	* 世田谷駅	5	0	0	2	7	55	0	55	60	0	60	62
	* 上町駅	28	1	0	0	29	123	2	125	183	5	188	154
	宮の坂駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 松原駅	2	0	0	2	4	42	7	49	137	14	151	53
	* 東北沢駅	0	0	0	0	0	65	0	65	100	0	100	65
	* 下北沢駅	49	0	0	1	50	742	3	745	1,280	22	1,302	795
	* 世田谷代田駅	0	0	0	0	0	104	0	104	123	0	123	104
	* 梅ヶ丘駅	12	0	0	1	13	445	37	482	576	59	635	495
	* 豪徳寺駅、山下駅	4	0	0	0	4	436	31	467	576	46	622	471
	* 経堂駅	52	0	0	2	54	3,923	54	3,977	4,323	136	4,459	4,031
	* 千歳船橋駅	44	1	0	3	48	2,459	45	2,504	3,055	76	3,131	2,552
	* 祖師ヶ谷大蔵駅	2	0	0	0	2	3,079	76	3,155	3,462	142	3,604	3,157
	* 成城学園前駅	3	1	0	1	5	3,925	93	4,018	5,053	242	5,295	4,023
	* 喜多見駅	8	1	0	0	9	1,372	14	1,386	1,546	67	1,613	1,395
	* 池ノ上駅	4	0	0	0	4	59	0	59	120	0	120	63
	* 新代田駅	2	0	0	0	2	57	0	57	83	0	83	59
	* 東松原駅	1	0	0	0	1	57	0	57	57	0	57	58
	* 代田橋駅	14	0	0	0	14	13	0	13	70	0	70	27
	* 明大前駅	4	0	0	3	7	658	32	690	943	71	1,014	697
	* 下高井戸駅	3	0	0	3	6	235	0	235	575	6	581	241
	* 桜上水駅	1	0	0	0	1	1,069	9	1,078	1,640	20	1,660	1,079
	* 上北沢駅	12	0	0	2	14	0	0	0	0	0	0	14
	* 八幡山駅	6	0	0	1	7	565	12	577	1,113	36	1,149	584
	* 芦花公園駅	9	0	0	0	9	134	0	134	218	0	218	143
	* 千歳烏山駅	98	2	0	1	101	4,506	22	4,528	6,297	92	6,389	4,629
	計	651	17	2	40	710	39,408	669	40,077	51,083	1,467	52,550	40,787

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	81	3	0	6	90	584	32	616	925	52	977	706
	神泉駅	121	7	0	1	129	0	0	0	0	0	0	129
	* 広尾駅	109	0	0	3	112	30	0	30	50	0	50	142
	* 恵比寿駅	99	3	0	3	105	859	82	941	1,097	130	1,227	1,046
	代官山駅	88	3	0	3	94	0	0	0	0	0	0	94
	* 原宿駅、明治神宮前駅	164	2	0	10	176	41	0	41	79	0	79	217
	* 参宮橋駅	31	0	0	1	32	32	13	45	68	28	96	77
	* 代々木駅	57	2	0	3	62	142	30	172	212	66	278	234
	* 代々木八幡駅、代々木公園駅	118	3	0	5	126	471	91	562	601	111	712	688
	* 代々木上原駅	65	3	0	4	72	302	27	329	353	81	434	401
	* 千駄ヶ谷駅、国立競技場駅	36	0	0	2	38	101	11	112	174	26	200	150
	* 新宿駅	27	0	0	0	27	224	32	256	280	41	321	283
	南新宿駅	42	0	0	4	46	0	0	0	0	0	0	46
	* 初台駅	63	5	0	1	69	482	39	521	679	65	744	590
	* 幡ヶ谷駅	204	2	0	1	207	289	119	408	403	233	636	615
	* 笹塚駅	118	5	0	0	123	923	72	995	1,179	189	1,368	1,118
	北参道駅	51	1	0	1	53	22	18	40	60	27	87	93
	* 西新宿五丁目駅	60	1	0	1	62	0	0	0	0	0	0	62
	計	1,534	40	0	49	1,623	4,502	566	5,068	6,160	1,049	7,209	6,691
中野区	* 中野駅	122	11	2	13	148	3,214	28	3,242	4,622	60	4,682	3,390
	* 東中野駅	23	0	0	0	23	1,061	0	1,061	1,697	0	1,697	1,084
	* 中野坂上駅	32	1	0	2	35	563	0	563	1,337	0	1,337	598
	* 新中野駅	45	0	0	0	45	125	0	125	490	0	490	170
	* 中野新橋駅	15	3	0	0	18	124	0	124	250	0	250	142
	* 中野富士見町駅	4	1	0	0	5	48	0	48	90	0	90	53
	* 落合駅	3	0	0	0	3	184	0	184	181	0	181	187
	* 新江古田駅	8	0	0	1	9	165	0	165	300	0	300	174
	* 鷺ノ宮駅	41	13	0	0	54	944	0	944	1,776	50	1,826	998
	* 都立家政駅	9	1	0	1	11	348	0	348	801	0	801	359
	* 野方駅	16	1	0	2	19	416	0	416	1,026	0	1,026	435
	* 沼袋駅	15	5	0	3	23	309	7	316	757	13	770	339
	* 新井薬師前駅	23	7	0	0	30	176	1	177	383	2	385	207
	* 富士見台駅	14	0	0	2	16	45	0	45	45	0	45	61
	計	370	43	2	24	439	7,722	36	7,758	13,755	125	13,880	8,197
杉並区	* 下井草駅	8	1	0	0	9	441	18	459	911	40	951	468
	* 井荻駅	36	4	1	4	45	657	1	658	1,464	11	1,475	703
	* 上井草駅	8	0	0	0	8	410	7	417	529	12	541	425
	* 高円寺駅	197	14	1	5	217	2,228	46	2,274	3,306	91	3,397	2,491
	* 阿佐ヶ谷駅	82	1	2	0	85	2,755	11	2,766	3,884	42	3,926	2,851
	* 荻窪駅	99	3	0	2	104	7,154	2	7,156	9,596	26	9,622	7,260
	* 西荻窪駅	47	1	0	3	51	2,413	2	2,415	2,941	17	2,958	2,466
	* 東高円寺駅	17	0	0	0	17	498	5	503	804	23	827	520
	* 新高円寺駅	56	1	0	0	57	865	0	865	1,270	0	1,270	922
	* 南阿佐ヶ谷駅	110	4	5	3	122	707	0	707	802	19	821	829
	* 中野富士見町駅	10	0	0	0	10	128	0	128	188	0	188	138
	* 方南町駅	46	1	0	0	47	447	7	454	524	10	534	501
	* 永福町駅	35	0	0	0	35	776	1	777	1,393	7	1,400	812
	* 西永福駅	2	0	0	0	2	260	0	260	563	0	563	262
	* 浜田山駅	33	1	0	0	34	723	5	728	1,288	20	1,308	762
	* 高井戸駅	15	0	0	0	15	902	0	902	1,381	0	1,381	917
	* 富士見ヶ丘駅	5	0	1	0	6	366	0	366	627	5	632	372
	* 久我山駅	5	0	0	0	5	1,823	16	1,839	2,377	29	2,406	1,844
	* 三鷹台駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 代田橋駅	2	1	0	0	3	82	4	86	127	25	152	89
	* 明大前駅	0	0	0	0	0	456	0	456	499	0	499	456
	* 下高井戸駅	1	0	0	0	1	34	2	36	46	3	49	37
	* 桜上水駅	16	1	0	0	17	272	0	272	383	0	383	289
	上北沢駅	0	0	0	0	0	113	0	113	200	0	200	113
	* 八幡山駅	6	0	0	0	6	252	0	252	402	10	412	258
	芦花公園駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	836	33	10	17	896	24,762	127	24,889	35,505	390	35,895	25,785

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊 島 区	* 高田馬場駅	12	0	0	0	12	74	0	74	60	0	60	86
	* 目白駅	19	0	0	0	19	740	9	749	1,255	28	1,283	768
	* 池袋駅	222	4	2	5	233	3,045	74	3,119	4,560	28	4,588	3,352
	* 大塚駅	70	3	1	1	75	922	0	922	1,822	29	1,851	997
	* 巣鴨駅	94	1	0	1	96	864	9	873	1,620	21	1,641	969
	* 駒込駅	22	1	0	2	25	366	6	372	722	11	733	397
	* 新大塚駅	34	1	0	1	36	105	0	105	146	0	146	141
	* 雑司が谷駅	4	0	0	0	4	50	0	50	75	0	75	54
	* 東池袋駅	9	0	0	0	9	315	29	344	625	12	637	353
	* 要町駅	48	0	0	3	51	745	5	750	1,034	10	1,044	801
	* 千川駅	43	2	0	1	46	1,236	12	1,248	1,647	30	1,677	1,294
	* 北池袋駅	14	0	0	0	14	82	0	82	125	0	125	96
	* 下板橋駅	4	1	0	0	5	157	0	157	230	0	230	162
	* 板橋駅	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	* 椎名町駅	24	0	0	0	24	281	0	281	670	0	670	305
	* 東長崎駅	31	1	0	1	33	221	0	221	570	0	570	254
	* 落合南長崎駅	20	0	0	0	20	146	8	154	559	17	576	174
	* 西巣鴨駅	24	1	0	1	26	184	0	184	238	0	238	210
	計	699	15	3	16	733	9,533	152	9,685	15,958	186	16,144	10,418
北 区	* 浮間舟渡駅	12	0	0	0	12	277	11	288	687	11	698	300
	* 北赤羽駅	12	0	0	0	12	730	11	741	1,634	27	1,661	753
	* 赤羽駅	68	6	1	1	76	4,595	102	4,697	7,617	248	7,865	4,773
	* 十条駅	16	4	0	0	20	934	13	947	2,135	40	2,175	967
	* 板橋駅	11	0	0	0	11	231	0	231	530	0	530	242
	* 東十条駅	9	1	0	0	10	661	22	683	2,051	118	2,169	693
	* 王子駅	106	10	0	0	116	2,419	36	2,455	3,309	96	3,405	2,571
	* 上中里駅	2	0	0	0	2	48	0	48	200	0	200	50
	* 田端駅	21	1	0	0	22	1,823	40	1,863	3,027	80	3,107	1,885
	* 駒込駅	51	2	0	0	53	215	0	215	515	0	515	268
	* 尾久駅	5	0	0	2	7	458	0	458	565	0	565	465
	* 赤羽岩淵駅	11	2	0	0	13	157	0	157	192	0	192	170
	* 志茂駅	4	0	0	0	4	78	0	78	120	0	120	82
	* 王子神谷駅	5	0	0	1	6	522	22	544	1,154	45	1,199	550
	* 西ヶ原駅	1	0	0	0	1	87	0	87	149	0	149	88
	* 西巣鴨駅	0	0	0	0	0	136	0	136	371	0	371	136
	計	334	26	1	4	365	13,371	257	13,628	24,256	665	24,921	13,993
荒 川 区	* 南千住駅	11	2	0	0	13	2,182	12	2,194	3,375	32	3,407	2,207
	* 町屋駅	73	6	0	0	79	2,374	13	2,387	3,093	25	3,118	2,466
	* 日暮里駅	44	2	0	0	46	507	0	507	944	11	955	553
	* 西日暮里駅	40	1	0	0	41	1,324	13	1,337	2,340	14	2,354	1,378
	* 三河島駅	7	1	0	0	8	129	0	129	486	0	486	137
	* 熊野前駅	1	0	0	0	1	338	0	338	362	8	370	339
	* 赤土小学校前駅	2	0	0	0	2	27	0	27	50	0	50	29
	* 新三河島駅	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	* 三ノ輪橋駅	40	4	0	0	44	304	0	304	389	0	389	348
	* 小台駅	22	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	22
	* 荒川車庫前駅	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	247	16	0	0	263	7,185	38	7,223	11,039	90	11,129	7,486
板 橋 区	* 板橋駅	19	0	0	0	19	566	11	577	761	20	781	596
	* 浮間舟渡駅	1	0	0	0	1	870	27	897	1,437	70	1,507	898
	* 新板橋駅	40	3	0	0	43	182	31	213	220	43	263	256
	* 板橋区役所前駅	73	2	1	1	77	539	47	586	768	71	839	663
	* 板橋本町駅	22	0	0	0	22	581	16	597	876	22	898	619
	* 本蓮沼駅	15	0	0	3	18	366	6	372	505	9	514	390
	* 志村坂上駅	4	0	0	0	4	582	14	596	1,132	18	1,150	600
	* 志村三丁目駅	5	0	0	0	5	1,028	47	1,075	1,912	65	1,977	1,080
	* 蓮根駅	19	2	0	0	21	600	17	617	1,116	40	1,156	638
	* 西台駅	13	4	0	0	17	263	15	278	578	65	643	295
	* 高島平駅	2	2	0	0	4	1,411	37	1,448	2,009	98	2,107	1,452
	* 新高島平駅	0	2	0	0	2	150	6	156	286	29	315	158
	* 西高島平駅	9	3	0	0	12	678	28	706	1,094	85	1,179	718
	* 小竹向原駅	3	0	0	0	3	589	5	594	958	7	965	597

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板 橋 区	* 下板橋駅	11	0	0	0	11	141	8	149	275	35	310	160
	* 大山駅	69	2	0	0	71	636	16	652	1,707	46	1,753	723
	* 中板橋駅	14	4	0	0	18	360	1	361	564	1	565	379
	* ときわ台駅	18	3	0	0	21	881	24	905	1,545	42	1,587	926
	* 上板橋駅	18	0	0	4	22	901	18	919	1,644	54	1,698	941
	* 東武練馬駅	2	0	0	0	2	1,165	44	1,209	2,519	154	2,673	1,211
	* 下赤塚駅、地下鉄赤塚駅	22	1	0	2	25	947	2	949	1,412	9	1,421	974
	* 成増駅、地下鉄成増駅	16	3	1	2	22	3,112	142	3,254	5,644	343	5,987	3,276
	計	395	31	2	12	440	16,548	562	17,110	28,962	1,326	30,288	17,550
練 馬 区	* 豊島園駅	0	0	0	0	0	337	1	338	792	14	806	338
	* 練馬駅	46	1	0	9	56	1,871	45	1,916	3,393	122	3,515	1,972
	* 江古田駅	14	1	0	4	19	316	29	345	1,083	61	1,144	364
	* 大泉学園駅	31	0	0	3	34	5,476	51	5,527	7,729	103	7,832	5,561
	* 中村橋駅	45	1	0	0	46	789	31	820	2,211	76	2,287	866
	* 桜台駅	34	0	0	0	34	189	19	208	705	30	735	242
	* 平和台駅	15	1	0	2	18	2,801	21	2,822	4,907	66	4,973	2,840
	* 石神井公園駅	7	0	0	1	8	5,788	63	5,851	7,551	92	7,643	5,859
	* 東武練馬駅	6	0	0	0	6	152	14	166	363	31	394	172
	* 武蔵関駅	17	0	0	0	17	845	8	853	2,513	16	2,529	870
	* 光が丘駅	7	0	0	0	7	3,822	50	3,872	6,808	137	6,945	3,879
	* 練馬高野台駅	16	0	0	0	16	1,042	6	1,048	1,518	44	1,562	1,064
	* 上石神井駅	16	1	0	0	17	1,916	11	1,927	3,014	45	3,059	1,944
	* 富士見台駅	12	0	0	2	14	909	11	920	1,245	40	1,285	934
	* 地下鉄赤塚駅	14	0	0	0	14	708	4	712	1,007	17	1,024	726
	* 練馬春日町駅	1	0	0	0	1	462	19	481	890	10	900	482
	* 保谷駅	0	0	0	0	0	1,502	20	1,522	3,234	78	3,312	1,522
	* 小竹向原駅	1	1	0	0	2	509	0	509	730	0	730	511
	* 新江古田駅	1	1	0	1	3	80	0	80	186	0	186	83
	* 氷川台駅	6	0	0	2	8	1,318	10	1,328	2,632	47	2,679	1,336
	* 上井草駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 新桜台駅	0	0	0	0	0	53	3	56	160	6	166	56
	計	289	7	0	24	320	30,885	416	31,301	52,671	1,035	53,706	31,621
足 立 区	* 北千住駅	2	1	0	0	3	3,406	57	3,463	6,465	152	6,617	3,466
	* 小菅駅	2	2	0	0	4	150	2	152	463	15	478	156
	* 五反野駅	2	0	0	0	2	1,501	16	1,517	2,624	29	2,653	1,519
	* 梅島駅	3	0	0	0	3	1,353	16	1,369	2,100	44	2,144	1,372
	* 西新井駅	3	2	0	0	5	4,434	27	4,461	7,787	134	7,921	4,466
	* 竹ノ塚駅	10	0	0	0	10	6,445	93	6,538	12,279	197	12,476	6,548
	* 大師前駅	3	1	0	0	4	251	0	251	464	3	467	255
	* 牛田駅、京成関屋駅	3	0	0	0	3	75	0	75	248	0	248	78
	* 千住大橋駅	5	0	0	0	5	601	4	605	1,064	10	1,074	610
	* 綾瀬駅	5	1	0	0	6	7,402	73	7,475	9,789	141	9,930	7,481
	* 北綾瀬駅	2	0	0	0	2	2,512	6	2,518	2,725	10	2,735	2,520
	* 青井駅	0	0	0	0	0	420	0	420	1,557	0	1,557	420
	* 六町駅	0	0	0	0	0	3,590	40	3,630	4,305	65	4,370	3,630
	* 見沼代親水公園駅	1	0	0	0	1	1,189	15	1,204	1,787	28	1,815	1,205
	* 舎人駅	2	0	0	0	2	472	12	484	757	26	783	486
	* 舎人公園駅	28	0	0	0	28	348	0	348	615	0	615	376
	* 谷在家駅	2		2	0	4	711	0	711	963	0	963	715
	* 西新井大師西駅	2	0	0	0	2	659	0	659	1,020	3	1,023	661
	* 江北駅	9	3	0	0	12	504	7	511	627	16	643	523
	* 高野駅	2	0	0	0	2	259	1	260	359	5	364	262
	* 扇大橋駅	7	5	0	0	12	378	0	378	531	0	531	390
	* 足立小台駅	0	0	0	0	0	28	0	28	79	21	100	28
	* 堀切駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	93	15	2	0	110	36,688	369	37,057	58,608	899	59,507	37,167

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛 飾 区	* 金町駅、京成金町駅	122	20	0	3	145	6,584	59	6,643	9,079	152	9,231	6,788
	* 亀有駅	104	10	0	1	115	3,765	83	3,848	6,546	203	6,749	3,963
	* 綾瀬駅	2	1	0	0	3	25	6	31	35	10	45	34
	* 新小岩駅	147	24	0	7	178	8,001	0	8,001	10,674	0	10,674	8,179
	* 柴又駅	63	6	0	3	72	36	0	36	40	0	40	108
	* 京成高砂駅	49	3	0	0	52	2,376	17	2,393	3,357	28	3,385	2,445
	* 青砥駅	95	10	0	1	106	2,009	5	2,014	2,840	10	2,850	2,120
	* お花茶屋駅	85	6	0	1	92	1,651	7	1,658	3,116	60	3,176	1,750
	* 堀切菟蒲園駅	81	4	0	0	85	871	0	871	997	0	997	956
	* 京成立石駅	108	14	0	4	126	887	0	887	1,113	2	1,115	1,013
	* 四ツ木駅	24	2	0	1	27	1,442	0	1,442	2,249	0	2,249	1,469
	* 新柴又駅	7	0	0	0	7	102	0	102	552	0	552	109
	計	887	100	0	21	1,008	27,749	177	27,926	40,598	465	41,063	28,934
江 戸 川 区	* 平井駅	30	0	0	0	30	1,940	17	1,957	4,053	36	4,089	1,987
	* 小岩駅	24	2	0	0	26	3,021	39	3,060	5,670	70	5,740	3,086
	* 東大島駅	0	0	0	0	0	257	6	263	1,200	10	1,210	263
	* 瑞江駅	3	0	0	0	3	4,851	19	4,870	6,820	31	6,851	4,873
	* 西葛西駅	42	2	0	0	44	3,776	44	3,820	6,150	106	6,256	3,864
	* 篠崎駅	0	1	0	0	1	2,685	20	2,705	3,900	30	3,930	2,706
	* 一之江駅	35	1	0	0	36	2,895	29	2,924	4,636	45	4,681	2,960
	* 船堀駅	2	0	0	0	2	2,357	29	2,386	4,000	47	4,047	2,388
	* 葛西駅	6	0	0	0	6	5,620	52	5,672	10,148	70	10,218	5,678
	* 葛西臨海公園駅	0	0	0	0	0	1,637	0	1,637	3,370	10	3,380	1,637
	* 京成小岩駅	6	0	0	0	6	595	13	608	1,823	13	1,836	614
	京成江戸川駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	148	6	0	0	154	29,634	268	29,902	51,770	468	52,238	30,056

【市部】

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市 部 計		915	55	0	25	995	199,488	9,131	208,619	344,801	19,256	364,057	209,614
八 王 子 市	* 八王子駅	38	3	0	6	47	4,522	367	4,889	7,547	907	8,454	4,936
	* 西八王子駅	9	2	0	0	11	2,977	236	3,213	5,393	405	5,798	3,224
	* 高尾駅	2	0	0	0	2	1,374	174	1,548	2,283	474	2,757	1,550
	* 片倉駅	0	0	0	0	0	258	31	289	785	81	866	289
	* 八王子みなみ野駅	0	0	0	0	0	1,150	40	1,190	1,520	147	1,667	1,190
	北八王子駅	185	7	0	6	198	375	23	398	434	50	484	596
	小宮駅	1	0	0	0	1	392	21	413	541	46	587	414
	* 京王八王子駅	10	1	0	1	12	825	42	867	1,522	119	1,641	879
	* 長沼駅	4	1	0	0	5	457	73	530	567	124	691	535
	* 北野駅	0	0	0	0	0	82	5	87	153	19	172	87
	京王片倉駅	0	0	0	0	0	193	14	207	210	20	230	207
	山田駅	0	0	0	0	0	170	49	219	170	92	262	219
	* めじろ台駅	1	0	0	3	4	288	44	332	495	147	642	336
	狭間駅	2	0	0	0	2	0	31	31	80	31	111	33
	高尾山口駅	0	0	0	0	0	70	6	76	74	18	92	76
	* 南大沢駅	3	0	0	0	3	1,470	83	1,553	2,265	409	2,674	1,556
	* 京王堀之内駅	2	1	0	0	3	1,267	67	1,334	2,091	220	2,311	1,337
	松が谷駅	1	0	0	0	1	95	8	103	268	11	279	104
立 川 市	大塚・帝京大学駅	6	0	0	0	6	382	0	382	547	0	547	388
	中央大学・明星大学駅	0	4	0	0	4	136	0	136	136	0	136	140
	計	264	19	0	16	299	16,483	1,314	17,797	27,081	3,320	30,401	18,096
	* 立川駅、立川北駅、 立川南駅	62	2		1	65	5,976	62	6,038	14,171	272	14,443	6,103
	* 西国立駅	2	0		0	2	481	4	485	1,238	42	1,280	487
	* 西立川駅	0	0		0	0	201	0	201	336	0	336	201
立 川 市	* 玉川上水駅	1	0		0	1	2,113	0	2,113	3,238	0	3,238	2,114
	* 武蔵砂川駅	0	0		0	0	1,148	36	1,184	1,831	109	1,940	1,184

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立川市	* 西武立川駅	2	0		0	2	1,069	10	1,079	1,725	31	1,756	1,081
	* 砂川七番駅	0	0		0	0	398	0	398	524	0	524	398
	* 泉体育館駅	0	0		0	0	494	0	494	678	0	678	494
	立飛駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 高松駅	1	0		0	1	246	0	246	376	0	376	247
	* 柴崎体育館駅	3	0		0	3	310	8	318	328	20	348	321
計		71	2	0	1	74	12,436	120	12,556	24,445	474	24,919	12,630
武蔵野市	* 吉祥寺駅	22	0	0	0	22	7,912	127	8,039	14,300	343	14,643	8,061
	* 三鷹駅	19	1	0	1	21	4,644	64	4,708	7,706	90	7,796	4,729
	* 武蔵境駅	16	0	0	0	16	6,105	113	6,218	10,816	250	11,066	6,234
	計	57	1	0	1	59	18,661	304	18,965	32,822	683	33,505	19,024
三鷹市	* 三鷹駅	55	2	0	1	58	4,255	55	4,310	8,095	124	8,219	4,368
	* 三鷹台駅	12	3	0	0	15	384	0	384	1,110	0	1,110	399
	* 井の頭公園駅	7	1	0	0	8	103	1	104	159	5	164	112
	* つつじヶ丘駅	4	0	0	0	4	58	7	65	470	27	497	69
	計	78	6	0	1	85	4,800	63	4,863	9,834	156	9,990	4,948
青梅市	小作駅	0	0		0	0	1,177	80	1,257	1,923	116	2,039	1,257
	* 河辺駅	1	0		0	1	1,389	104	1,493	3,134	328	3,462	1,494
	* 東青梅駅	0	0		0	0	337	60	397	624	124	748	397
	* 青梅駅	0	0		0	0	225	63	288	1,039	186	1,225	288
	宮ノ平駅	0	0		0	0	7	0	7	55	6	61	7
	日向和田駅	6	1		0	7	96	3	99	182	13	195	106
	石神前駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二俣尾駅	0	0		0	0	17	0	17	60	5	65	17
	軍畑駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沢井駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	御嶽駅	0	0		0	0	7	2	9	45	6	51	9
計		7	1	0	0	8	3,255	312	3,567	7,062	784	7,846	3,575
府中市	* 武蔵野台駅	2	0			2	1,063	13	1,076	1,711	25	1,736	1,078
	* 多磨壺園駅	1	2			3	878	18	896	1,559	43	1,602	899
	* 東府中駅	15	1			16	715	12	727	1,866	20	1,886	743
	* 府中駅	3	1			4	2,853	147	3,000	4,646	254	4,900	3,004
	* 分倍河原駅	10	2			12	2,268	46	2,314	3,980	71	4,051	2,326
	* 中河原駅	8	0			8	1,502	50	1,552	2,559	75	2,634	1,560
	府中競馬正門前駅	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
	* 府中本町駅	0	0			0	881	73	954	896	90	986	954
	* 北府中駅	7	0			7	689	23	712	1,330	35	1,365	719
	* 多磨駅	0	0			0	398	10	408	505	30	535	408
	* 白糸台駅	0	0			0	655	12	667	848	12	860	667
	* 競艇場前駅	1	0			1	216	0	216	255	0	255	217
	* 是政駅	0	0			0	235	0	235	260	0	260	235
	* 西府駅	2	0			2	890	25	915	1,122	29	1,151	917
	計	49	6	0	0	55	13,243	429	13,672	21,537	684	22,221	13,727
昭島市	* 西立川駅	0	0			0	86	11	97	288	96	384	97
	* 東中神駅	0	0			0	513	0	513	638	0	638	513
	* 中神駅	1	0			1	1,372	24	1,396	2,320	100	2,420	1,397
	* 昭島駅	3	0			3	1,802	0	1,802	5,302	0	5,302	1,805
	* 拝島駅	1	0			1	1,441	34	1,475	2,920	110	3,030	1,476
	* 西武立川駅	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
計		5	0	0	0	5	5,214	69	5,283	11,468	306	11,774	5,288
調布市	* 飛田給駅	10	1	0	0	11	252	21	273	1,300	55	1,355	284
	* 西調布駅	0	0	0	0	0	697	9	706	2,078	58	2,136	706
	* 調布駅	12	1	0	2	15	3,481	80	3,561	6,863	177	7,040	3,576
	* 布田駅	0	0	0	0	0	83	3	86	320	8	328	86
	* 国領駅	5	1	0	0	6	475	13	488	1,453	65	1,518	494
	* 柴崎駅	6	0	0	0	6	267	4	271	1,251	34	1,285	277
	* つつじヶ丘駅	7	0	0	0	7	1,543	39	1,582	3,895	50	3,945	1,589
	* 仙川駅	28	2	0	1	31	2,097	28	2,125	4,563	201	4,764	2,156
	* 京王多摩川駅	0	0	0	0	0	282	4	286	453	26	479	286
	計	68	5	0	3	76	9,177	201	9,378	22,176	674	22,850	9,454

駅 名 (※ 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町 田 市	* 町田駅	11	1	0	0	12	7,980	1,600	9,580	8,878	2,322	11,200	9,592
	* 成瀬駅	3	0	0	0	3	1,333	150	1,483	1,251	206	1,457	1,486
	* 相原駅	3	0	0	0	3	920	126	1,046	1,195	342	1,537	1,049
	* 多摩境駅	1	0	0	0	1	1,164	94	1,258	1,253	112	1,365	1,259
	* 玉川学園前駅	0	0	0	0	0	895	352	1,247	1,007	403	1,410	1,247
	* 鶴川駅	4	0	0	0	4	3,779	525	4,304	4,014	677	4,691	4,308
	* 南町田グランベリーパーク 駅	1	0	0	0	1	1,136	24	1,160	976	92	1,068	1,161
	* すずかけ台駅	0	0	0	0	0	221	59	280	231	80	311	280
	* つくし野駅	0	0	0	0	0	112	74	186	122	155	277	186
	計	23	1	0	0	24	17,540	3,004	20,544	18,927	4,389	23,316	20,568
小 金 井 市	* 武蔵小金井駅	9	0		0	9	3,577	87	3,664	5,796	197	5,993	3,673
	* 東小金井駅	7	0		0	7	2,851	45	2,896	3,732	86	3,818	2,903
	* 新小金井駅	0	0		0	0	111	4	115	316	5	321	115
	計	16	0	0	0	16	6,539	136	6,675	9,844	288	10,132	6,691
小 平 市	* 東大和市駅	0	0	0	0	0	225	4	229	369	36	405	229
	* 小川駅	0	0	0	0	0	1,627	32	1,659	3,417	71	3,488	1,659
	* 鷹の台駅	0	0	0	0	0	938	4	942	2,340	14	2,354	942
	* 新小平駅	0	0	0	0	0	1,615	79	1,694	2,405	162	2,567	1,694
	* 青梅街道駅	0	0	0	0	0	82	0	82	176	0	176	82
	* 一橋学園駅	3	0	0	0	3	650	9	659	1,863	107	1,970	662
	* 小平駅	1	0	0	0	1	2,525	27	2,552	4,818	135	4,953	2,553
	* 花小金井駅	10	0	0	0	10	4,525	100	4,625	7,549	268	7,817	4,635
	計	14	0	0	0	14	12,187	255	12,442	22,937	793	23,730	12,456
日 野 市	* 高幡不動駅	15	0	0	0	15	1,451	86	1,537	2,958	186	3,144	1,552
	* 豊田駅	54	4	0	0	58	3,643	134	3,777	6,147	517	6,664	3,835
	* 日野駅	15	2	0	0	17	1,308	65	1,373	3,110	281	3,391	1,390
	* 百草園駅	12	0	0	0	12	206	20	226	614	40	654	238
	* 南平駅	4	0	0	0	4	262	13	275	812	40	852	279
	* 平山城址公園駅	1	0	0	0	1	224	30	254	456	72	528	255
	* 万願寺駅	0	0	0	0	0	149	2	151	508	10	518	151
	* 多摩動物公園駅	1	0	0	0	1	73	19	92	78	30	108	93
	* 甲州街道駅	1	0	0	0	1	282	7	289	571	29	600	290
	* 程久保駅	0	0	0	0	0	52	6	58	62	26	88	58
	計	103	6	0	0	109	7,650	382	8,032	15,316	1,231	16,547	8,141
東 村 山 市	* 久米川駅	19	0	0	0	19	1,900	17	1,917	3,149	43	3,192	1,936
	* 東村山駅	1	0	0	0	1	3,353	75	3,428	5,267	203	5,470	3,429
	* 新秋津駅	1	0	0	0	1	2,666	75	2,741	3,714	181	3,895	2,742
	* 秋津駅	0	0	0	0	0	2,287	32	2,319	2,856	95	2,951	2,319
	* 萩山駅	0	0	0	0	0	234	5	239	384	10	394	239
	* 八坂駅	0	0	0	0	0	387	0	387	525	0	525	387
	* 多摩湖駅	0	0	0	0	0	86	21	107	352	20	372	107
	* 西武園駅	0	0	0	0	0	116	7	123	132	3	135	123
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	21	0	0	0	21	11,029	232	11,261	16,379	555	16,934	11,282
国 分 寺 市	* 国分寺駅	5	0			5	3,884	74	3,958	8,077	228	8,305	3,963
	* 西国分寺駅	0	0			0	2,115	38	2,153	3,736	147	3,883	2,153
	* 国立駅	0	0			0	-	-	-	2,900	100	3,000	0
	* 恋ヶ窪駅	0	0			0	-	-	-	519	7	526	0
	計	5	0	0	0	5	5,999	112	6,111	15,232	482	15,714	6,116
国 立 市	* 国立駅	1				1	4,068	51	4,119	6,939	58	6,997	4,120
	* 谷保駅	0				0	610	16	626	1,253	40	1,293	626
	* 矢川駅	0				0	405	12	417	1,152	40	1,192	417
	計	1	0	0	0	1	5,083	79	5,162	9,344	138	9,482	5,163
福 生 市	* 福生駅					0	1,364	59	1,423	3,929	240	4,169	1,423
	* 牛浜駅					0	184	8	192	1,053	85	1,138	192
	* 拝島駅					0	144	32	176	369	57	426	176
	* 熊川駅	1				1	8	1	9	69	7	76	10
	* 東福生駅					0	94	3	97	258	10	268	97
	計	1	0	0	0	1	1,794	103	1,897	5,678	399	6,077	1,898

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江 市	* 狛江駅	20	1	0	1	22	3,125	54	3,179	3,333	82	3,415	3,201
	* 和泉多摩川駅	4	1	0	2	7	995	83	1,078	1,300	94	1,394	1,085
	* 喜多見駅	1	0	0	0	1	1,220	17	1,237	1,374	21	1,395	1,238
	計	25	2	0	3	30	5,340	154	5,494	6,007	197	6,204	5,524
東大 和市	* 東大和市駅	0	0	0	0	0	1,793	19	1,812	2,909	20	2,929	1,812
	* 玉川上水駅	1	0	0	0	1	1,055	25	1,080	1,592	34	1,626	1,081
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	0	710	7	717	1,500	30	1,530	717
	* 上北台駅	0	0	0	0	0	1,033	39	1,072	1,566	56	1,622	1,072
	* 桜街道駅	0	0	0	0	0	303	0	303	515	1	516	303
	計	1	0	0	0	1	4,894	90	4,984	8,082	141	8,223	4,985
清瀬 市	* 清瀬駅	13	0	0	0	13	4,097	105	4,202	6,053	195	6,248	4,215
	* 秋津駅	0	0	0	0	0	591	24	615	854	52	906	615
	計	13	0	0	0	13	4,688	129	4,817	6,907	247	7,154	4,830
東久 留米 市	* 東久留米駅	6	1			7	3,849	126	3,975	5,447	253	5,700	3,982
	計	6	1	0	0	7	3,849	126	3,975	5,447	253	5,700	3,982
武蔵 村山 市	* 上北台駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 桜街道駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩 市	* 永山駅	10	0	0	0	10	1,138	146	1,284	1,964	413	2,377	1,294
	* 多摩センター駅	2	0	0	0	2	1,154	264	1,418	2,513	515	3,028	1,420
	* 唐木田駅	0	0	0	0	0	186	59	245	240	69	309	245
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	20	5	0	0	25	1,417	149	1,566	2,232	346	2,578	1,591
	計	32	5	0	0	37	3,895	618	4,513	6,949	1,343	8,292	4,550
稲城 市	* 南多摩駅	0				0	505	51	556	773	69	842	556
	* 稲城長沼駅	1				1	732	59	791	1,117	107	1,224	792
	* 矢野口駅	0				0	1,004	55	1,059	1,189	124	1,313	1,059
	* 若葉台駅	0				0	644	87	731	844	104	948	731
	* 稲城駅	1				1	804	72	876	968	155	1,123	877
	* 京王よみうりランド駅	0				0	630	40	670	656	92	748	670
	計	2	0	0	0	2	4,319	364	4,683	5,547	651	6,198	4,685
羽村 市	* 羽村駅	2				2	2,232	25	2,257	3,680	60	3,740	2,259
	* 小作駅	0				0	1,382	107	1,489	2,090	130	2,220	1,489
	計	2	0	0	0	2	3,614	132	3,746	5,770	190	5,960	3,748
あきる 野市	東秋留駅	0				0	1,208	37	1,245	1,787	52	1,839	1,245
	秋川駅	8				8	857	25	882	1,236	90	1,326	890
	武蔵引田駅	0				0	575	28	603	1,030	37	1,067	603
	武蔵増戸駅	0				0	368	22	390	613	39	652	390
	武蔵五日市駅	0				0	319	56	375	483	83	566	375
	計	8	0	0	0	8	3,327	168	3,495	5,149	301	5,450	3,503
西東 京市	* 保谷駅	2	0	0	0	2	3,192	43	3,235	6,062	238	6,300	3,237
	* ひばりヶ丘駅	12	0	0	0	12	4,412	90	4,502	6,570	98	6,668	4,514
	* 田無駅	28	0	0	0	28	5,151	71	5,222	8,380	158	8,538	5,250
	* 西武柳沢駅	1	0	0	0	1	952	16	968	2,276	42	2,318	969
	* 東伏見駅	0	0	0	0	0	765	15	780	1,573	41	1,614	780
	計	43	0	0	0	43	14,472	235	14,707	24,861	577	25,438	14,750

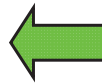
【町部】

駅 名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)					実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	一般 原付	特定 原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町 村 部 計		1	0		0	1	721	43	764	1,473	104	1,577	765
瑞穂 町	箱根ヶ崎駅	1	0	0	0	1	708	33	741	1,360	90	1,450	742
	計	1	0	0	0	1	708	33	741	1,360	90	1,450	742
日の 出町	武蔵増戸駅	0				0	0	0	0	0	0	0	0
	武蔵引田駅	0				0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多 摩町	* 奥多摩駅	0				0	7	4	11	25	5	30	11
	* 白丸駅	0				0	2	2	4	21	2	23	4
	* 鳩ノ巣駅	0				0	0	0	0	0	0	0	0
	* 古里駅	0				0	1	1	2	27	3	30	2
	* 川井駅	0				0	3	3	6	40	4	44	6
	計	0	0	0	0	0	13	10	23	113	14	127	23

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

[単位：台]

順位	令和6年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	293 (7)
2	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線	豊島区	233 (11)
3	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	231 (13)
4	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	217 (20)
5	神保町	半蔵門線	千代田区	214 (7)
6	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	207 (3)
7	北八王子	JR八高線	八王子市	198 (13)
7	御徒町、上野御徒町、上野広小路、仲御徒町	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	198 (1)
9	新小岩	JR総武線	葛飾区	178 (31)
10	原宿、明治神宮前	JR山手線・千代田線・副都心線	渋谷区	176 (12)



順位	令和5年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	新小岩	JR総武線	葛飾区	281 (44)
2	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	217 (14)
3	京成立石	京成押上線	葛飾区	213 (19)
4	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	209 (17)
5	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	202 (15)
6	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線	豊島区	193 (10)
7	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	184 (4)
8	学芸大学	東急東横線	目黒区	176 (11)
9	小川町、淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	173 (4)
10	北八王子	JR八高線	八王子市	172 (7)
	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	172 (5)

順位	令和6年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原駅	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	286 (0)
2	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線	豊島区	222 (0)
3	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	218 (0)
4	神保町	半蔵門線	千代田区	207 (0)
5	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	204 (0)
6	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	197 (0)
6	御徒町、上野御徒町、上野広小路、仲御徒町	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	197 (0)
8	北八王子	JR八高線	八王子市	185 (0)
9	原宿、明治神宮前	JR山手線・千代田線・副都心線	渋谷区	164 (0)
10	馬喰町、馬喰横山、東日本橋	JR総武線・都営新宿線・浅草線	中央区	157 (0)



順位	令和5年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	新小岩	JR総武線	葛飾区	237 (0)
2	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	203 (0)
3	京成立石	京成押上線	葛飾区	194 (0)
4	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	192 (0)
5	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	187 (0)
6	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線	豊島区	183 (0)
7	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	180 (0)
8	小川町、淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	169 (0)
9	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	167 (0)
10	北八王子	JR八高線	八王子市	165 (0)
	学芸大学	東急東横線	目黒区	165 (0)

(注) ・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。
 ・100台以上の順位については、平成23年度までの全国調査の方法に基づき、自転車100台以上、原付と自二は合わせて50台以上の場合のみ計上している。

順位	令和4年(1台以上)				令和3年(1台以上)				令和2年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	新小岩	JR 総武線	葛飾区	326 (44)	京成立石	京成押上線	葛飾区	274 (32)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	301 (15)
2	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	313 (17)	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	263 (21)	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	267 (9)
3	馬喰町、 馬喰横山、 東日本橋	J R 総武線・都営新宿線・浅草線	中央区	301 (7)	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	243 (10)	恵比寿	JR 各線・メトロ日比谷線	渋谷区	265 (10)
4	亀戸	JR 総武線・東武亀戸線	江東区	208 (12)	外苑前	メトロ銀座線	港区	232 (0)	京成立石	京成押上線	葛飾区	262 (22)
4	小川町、 淡路町	都営新宿線・メトロ丸の内線	千代田区	208 (11)	新小岩	JR 総武線	葛飾区	230 (40)	新小岩	JR 総武線	葛飾区	260 (53)
6	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	207 (8)	御徒町駅、 上野御徒町駅、 上野広小路駅、 仲御徒町駅	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	220 (3)	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	255 (13)
7	外苑前	メトロ銀座線	港区	193 (1)	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	215 (1)	御徒町駅、 上野御徒町駅、 上野広小路駅、 仲御徒町駅	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	227 (5)
8	京成立石	京成押上線	葛飾区	190 (24)	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	201 (1)	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	219 (7)
9	神田	J R 中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	183 (4)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	194 (25)	神田	J R 中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	209 (3)
10	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	179 (7)	入谷	メトロ日比谷線	台東区	193 (10)	外苑前	メトロ銀座線	港区	209 (0)
	池袋	JR各線・西武池袋線・東武東上線・メトロ丸の内線・有楽町線・副都心線	豊島区	179 (5)	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	193 (5)				
	北八王子	JR 八高線	八王子市	179 (1)								

順位	令和元年(1台以上)				平成30年(1台以上)				平成29年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	恵比寿	JR 各線・メトロ日比谷線	渋谷区	364 (8)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	391 (29)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	456 (25)
2	新小岩	JR 総武線	葛飾区	310 (56)	町屋	京成本線・メトロ千代田線・都電荒川線	荒川区	354 (14)	恵比寿	JR 各線・メトロ日比谷線	渋谷区	426 (26)
3	代官山	東急東横線	渋谷区	290 (6)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	319 (39)	上北台	多摩モノレール	東大和市 武蔵村山市	389 (0)
4	中野	JR 中央線・総武線・メトロ東西線	中野区	289 (25)	中野	JR 中央線・総武線・メトロ東西線	中野区	318 (30)	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	379 (23)
5	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	270 (7)	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	306 (5)	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	362 (58)
6	京成立石	京成押上線	葛飾区	268 (18)	新小岩	JR 総武線	葛飾区	304 (58)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	351 (16)
7	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	256 (5)	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	290 (20)	神田	J R 中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	338 (0)
8	高円寺	JR 中央線・総武線	杉並区	255 (23)	千歳烏山	京王線	世田谷区	278 (10)	岩本町	都営新宿線	千代田区	315 (4)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	254 (4)	御徒町駅、 上野御徒町駅、 上野広小路駅、 仲御徒町駅	JR山手線・JR京浜東北線・都営大江戸線・メトロ銀座線・メトロ日比谷線	台東区	269 (13)	末広町	メトロ銀座線	千代田区	314 (3)
10	浅草 (T X)	つくばエクスプレス	台東区	251 (17)	岩本町	都営新宿線	千代田区	261 (7)	秋葉原	JR 各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	305 (18)
					末広町	メトロ銀座線	千代田区	261 (8)				

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳 (駅)								
			1～99	100～ 499	500～ 999	1,000～ 1,999	2,000～ 2,999	3,000～ 3,999	4,000～ 4,999	5,000～ 9,999	10,000 ～
合 計	636	558,249	143	232	106	77	28	21	15	14	0
区部計	478	347,870	125	186	80	41	19	11	7	9	0
千代田区	16	4,070	3	11	2	0	0	0	0	0	0
中央区	21	3,034	7	14	0	0	0	0	0	0	0
港区	34	3,877	22	10	2	0	0	0	0	0	0
新宿区	32	6,061	16	13	2	1	0	0	0	0	0
文京区	18	2,679	10	7	1	0	0	0	0	0	0
台東区	13	5,458	1	7	4	1	0	0	0	0	0
墨田区	14	7,667	3	8	1	0	2	0	0	0	0
江東区	26	14,042	9	6	7	4	0	0	0	0	0
品川区	27	9,812	7	14	3	3	0	0	0	0	0
目黒区	14	6,266	5	5	1	3	0	0	0	0	0
大田区	35	26,219	6	17	6	4	0	1	0	1	0
世田谷区	39	40,787	11	12	5	2	4	1	4	0	0
渋谷区	18	6,691	5	7	4	2	0	0	0	0	0
中野区	14	8,197	2	8	2	1	0	1	0	0	0
杉並区	24	25,785	2	9	8	1	3	0	0	1	0
豊島区	18	10,418	4	8	4	1	0	1	0	0	0
北区	16	13,993	3	6	4	1	1	0	1	0	0
荒川区	11	7,486	4	3	1	1	2	0	0	0	0
板橋区	22	17,550	0	6	12	3	0	1	0	0	0
練馬区	21	31,621	2	5	5	5	1	1	0	2	0
足立区	22	37,167	2	7	4	3	1	2	1	2	0
葛飾区	12	28,934	1	2	1	3	2	1	0	2	0
江戸川区	11	30,056	0	1	1	2	3	2	1	1	0
市部計	153	209,614	14	46	25	36	9	10	8	5	0
八王子市	20	18,096	3	8	3	4	0	1	1	0	0
立川市	10	12,630	0	6	0	2	1	0	0	1	0
武蔵野市	3	19,024	0	0	0	0	0	0	1	2	0
三鷹市	4	4,948	1	2	0	0	0	0	1	0	0
青梅市	8	3,575	3	3	0	2	0	0	0	0	0
府中市	13	13,727	0	3	6	2	1	1	0	0	0
昭島市	5	5,288	1	0	1	3	0	0	0	0	0
調布市	9	9,454	1	4	1	1	1	1	0	0	0
町田市	9	20,568	0	2	0	5	0	0	1	1	0
小金井市	3	6,691	0	1	0	0	1	1	0	0	0
小平市	8	12,456	1	1	2	2	1	0	1	0	0
日野市	10	8,141	2	5	0	2	0	1	0	0	0
東村山市	8	11,282	0	4	0	1	2	1	0	0	0
国分寺市	2	6,116	0	0	0	0	1	1	0	0	0
国立市	3	5,163	0	1	1	0	0	0	1	0	0
福生市	5	1,898	2	2	0	1	0	0	0	0	0
狛江市	3	5,524	0	0	0	2	0	1	0	0	0
東大和市	5	4,985	0	1	1	3	0	0	0	0	0
清瀬市	2	4,830	0	0	1	0	0	0	1	0	0
東久留米市	1	3,982	0	0	0	0	0	1	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4	4,550	0	1	0	3	0	0	0	0	0
稲城市	6	4,685	0	0	5	1	0	0	0	0	0
羽村市	2	3,748	0	0	0	1	1	0	0	0	0
あきる野市	5	3,503	0	2	2	1	0	0	0	0	0
西東京市	5	14,750	0	0	2	0	0	1	1	1	0
町村部計	5	765	4	0	1	0	0	0	0	0	0
瑞穂町	1	742	0	0	1	0	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	4	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅 名	路 線 名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	町 田 駅	J R 横浜線・小田急線	町 田 市	9,592	11	1	12
2	三 鷹 駅	J R 中央線・総武線	武 蔵 野 市 三 鷹 市	9,097	74	5	79
3	蒲 田 駅	J R 京浜東北線・東急池上線・ 東急多摩川線	大 田 区	8,450	154	15	169
4	新 小 岩 駅	J R 総武線	葛 飾 区	8,179	147	31	178
5	吉 祥 寺 駅	J R 中央線・総武線 京王井の頭線	武 蔵 野 市	8,061	22	0	22
6	綾 瀬 駅	J R 常磐線・東京メトロ千代田 線	足 立 区 葛 飾 区	7,515	7	2	9
7	荻 窪 駅	J R 中央線・総武線 東京メトロ丸ノ内線	杉 並 区	7,260	99	5	104
8	金 町 駅、 京 成 金 町 駅	常磐線・ 京成金町線	葛 飾 区	6,788	122	23	145
9	竹 ノ 塚 駅	東武伊勢崎線	足 立 区	6,548	10	0	10
10	武 蔵 境 駅	J R 中央線・西武多摩川線	武 蔵 野 市	6,234	16	0	16
11	立川駅、立川北 駅、立川南駅	J R 中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立 川 市	6,103	62	3	65
12	石神井公園駅	西武池袋線	練 馬 区	5,859	7	1	8
13	葛 西 駅	東京メトロ東西線	江 戸 川 区	5,678	6	0	6
14	大泉学園駅	西武池袋線	練 馬 区	5,561	31	3	34
15	田 無 駅	西武新宿線	西 東 京 市	5,250	28	0	28
16	八 王 子 駅	J R 中央線・横浜線・八高線・ 川越線・相模線	八 王 子 市	4,936	38	9	47
17	瑞 江 駅	都営新宿線	江 戸 川 区	4,873	3	0	3
18	赤 羽 駅	J R 京浜東北線・埼京線・ 高崎線・宇都宮線	北 区	4,773	68	8	76
19	保 谷 駅	西武池袋線	練 馬 区 西 東 京 市	4,759	2	0	2
20	花 小 金 井 駅	西武新宿線	小 平 市	4,635	10	0	10

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分			平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全国	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数		- (310,918)	3,699,298 (310,918)	- (284,580)	3,495,192 (284,580)	- (195,024)	3,495,163 (195,024)	- (193,741)	3,490,719 (193,741)	- (45,555)	3,591,058 (45,555)	- (60,532)	3,410,368 (60,532)
	(イ) 自転車等実収容台数	(イ) 自転車等実収容台数	- (261,157)	3,086,897 (261,157)	- (242,260)	2,911,712 (242,260)	- (160,425)	3,023,743 (160,425)	- (164,992)	3,074,724 (164,992)	- (32,807)	3,249,156 (32,807)	- (53,564)	3,165,708 (53,564)
		(ウ) 放置台数	(ウ) 放置台数	- (49,761)	612,401 (49,761)	- (42,320)	583,480 (42,320)	- (34,599)	471,420 (34,599)	- (28,749)	415,995 (28,749)	- (12,748)	341,902 (12,748)	- (6,968)
都	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数		728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)	751,498 (39,568)	725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)
	(イ) 自転車等実収容台数	(イ) 自転車等実収容台数	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)	553,541 (21,770)	554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)
		(ウ) 放置台数	(ウ) 放置台数	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)	197,957 (17,798)	170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)
区 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数		421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)	460,927 (21,411)	434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)
	(イ) 自転車等実収容台数	(イ) 自転車等実収容台数	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)	295,646 (6,034)	290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)
		(ウ) 放置台数	(ウ) 放置台数	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)	165,281 (15,407)	143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)
市 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数		305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)	289,344 (18,034)	290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)
	(イ) 自転車等実収容台数	(イ) 自転車等実収容台数	271,697 (16,688)	272,195 (16,507)	262,077 (17,354)	256,668 (15,643)	263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)
		(ウ) 放置台数	(ウ) 放置台数	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)	32,676 (2,391)	26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)
町 村 部	(7)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数		1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)
	(イ) 自転車等実収容台数	(イ) 自転車等実収容台数	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)
		(ウ) 放置台数	(ウ) 放置台数			152 (0)								

(注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府(現 国土交通省)調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成11年から平成23年までは原付・自二を含む。

(単位：台)

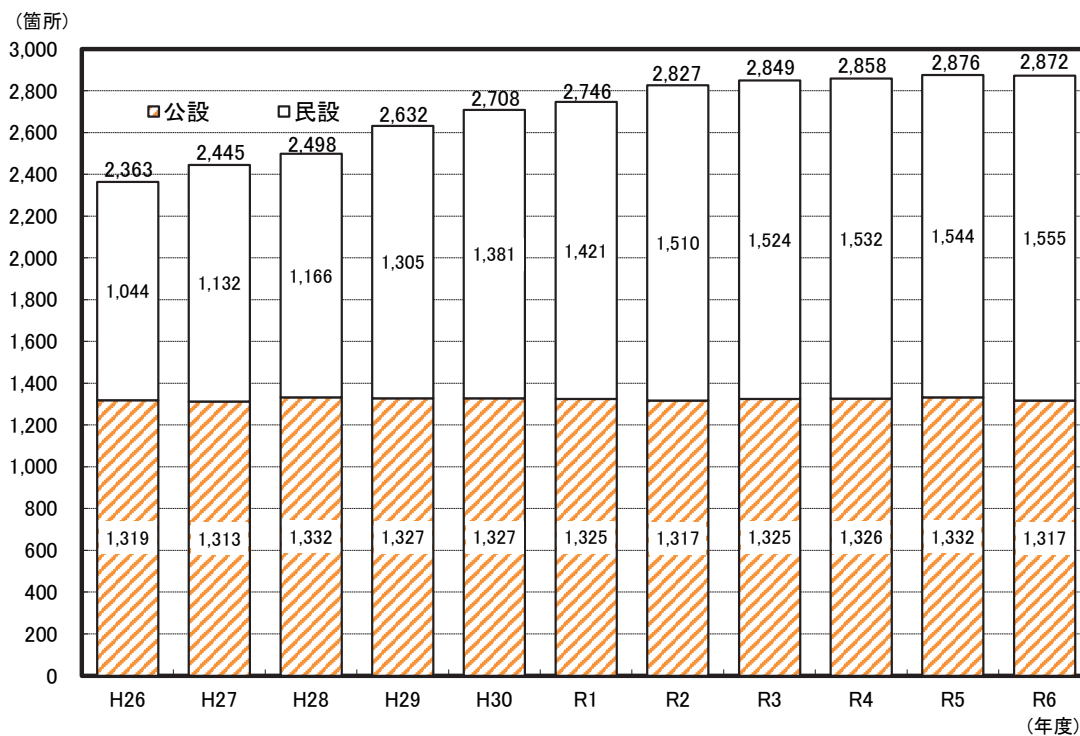
平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
- (226, 484)	2, 963, 118	- (10, 595)	2, 955, 369	- (129, 518)	2, 690, 460	- (216, 857)	3, 001, 172	- (209, 838)	3, 047, 736	- (178, 461)	2, 613, 679	- (176, 273)	2, 710, 479	-
- (223, 164)	2, 783, 277	- (10, 595)	2, 832, 372	- (129, 518)	2, 609, 362	- (216, 857)	2, 939, 412	- (209, 838)	3, 003, 479	- (178, 461)	2, 585, 435	- (176, 273)	2, 690, 007	-
- (3, 320)	179, 841	- (3, 320)	122, 997	- (3, 320)	81, 098	- (3, 320)	61, 760	- (3, 320)	44, 257	- (3, 320)	28, 244	- (3, 320)	20, 472	-
686, 508 (26, 709)	680, 979 (24, 748)	673, 403 (25, 280)	673, 446 (23, 622)	671, 020 (23, 070)	662, 302 (21, 986)	663, 021 (21, 771)	643, 839 (21, 286)	645, 027 (20, 349)	643, 825 (18, 749)	539, 998 (17, 589)	527, 694 (16, 659)	540, 733 (15, 740)	558, 128 (15, 788)	558, 249 (15, 798)
638, 418 (25, 529)	638, 668 (23, 961)	620, 691 (20, 681)	626, 694 (19, 854)	628, 850 (19, 457)	625, 298 (18, 812)	628, 774 (19, 021)	612, 513 (18, 916)	617, 695 (18, 308)	618, 817 (17, 063)	518, 963 (16, 041)	508, 264 (15, 146)	523, 174 (14, 504)	541, 449 (14, 583)	542, 207 (14, 632)
48, 090 (1, 180)	42, 311 (787)	52, 712 (4, 599)	46, 752 (3, 768)	42, 170 (3, 613)	37, 004 (3, 174)	34, 247 (2, 750)	31, 326 (2, 370)	27, 332 (2, 041)	25, 008 (1, 686)	21, 035 (1, 548)	19, 430 (1, 513)	17, 559 (1, 236)	16, 679 (1, 205)	16, 042 (1, 166)
406, 421 (10, 298)	400, 945 (9, 483)	405, 949 (10, 821)	412, 245 (10, 294)	416, 514 (9, 976)	408, 717 (9, 641)	412, 297 (9, 253)	408, 726 (9, 111)	403, 081 (8, 697)	403, 278 (7, 778)	328, 355 (6, 862)	323, 419 (6, 493)	333, 631 (6, 453)	346, 712 (6, 581)	347, 870 (6, 544)
366, 127 (9, 185)	365, 339 (8, 746)	360, 717 (6, 880)	371, 549 (6, 923)	379, 946 (6, 761)	376, 166 (6, 819)	381, 530 (6, 823)	380, 542 (6, 996)	377, 880 (6, 819)	380, 185 (6, 207)	308, 932 (5, 422)	305, 543 (5, 130)	317, 376 (5, 295)	331, 140 (5, 455)	332, 824 (5, 458)
40, 294 (1, 113)	35, 606 (737)	45, 232 (3, 941)	40, 696 (3, 371)	36, 568 (3, 215)	32, 551 (2, 822)	30, 767 (2, 430)	28, 184 (2, 115)	25, 201 (1, 878)	23, 093 (1, 571)	19, 423 (1, 440)	17, 876 (1, 363)	16, 255 (1, 158)	15, 572 (1, 126)	15, 046 (1, 086)
279, 072 (16, 363)	279, 061 (15, 218)	266, 199 (14, 402)	260, 152 (13, 283)	253, 182 (13, 040)	253, 525 (12, 337)	249, 204 (12, 455)	233, 737 (12, 118)	240, 580 (11, 593)	239, 182 (10, 912)	210, 290 (10, 666)	203, 511 (10, 124)	206, 341 (9, 245)	210, 655 (9, 165)	209, 614 (9, 211)
271, 276 (16, 296)	272, 356 (15, 168)	258, 720 (13, 749)	254, 100 (12, 888)	247, 612 (12, 642)	249, 094 (11, 985)	245, 749 (12, 135)	230, 604 (11, 863)	238, 454 (11, 430)	237, 271 (10, 797)	208, 680 (10, 558)	201, 960 (9, 974)	205, 037 (9, 167)	209, 548 (9, 086)	208, 619 (9, 131)
7, 796 (67)	6, 705 (50)	7, 479 (653)	6, 052 (395)	5, 570 (398)	4, 431 (352)	3, 455 (320)	3, 133 (255)	2, 126 (163)	1, 911 (115)	1, 610 (108)	1, 551 (150)	1, 304 (78)	1, 107 (79)	995 (80)
1, 015 (48)	973 (47)	1, 255 (52)	1, 049 (45)	1, 324 (54)	60 (8)	1, 520 (63)	1, 376 (57)	1, 366 (59)	1, 365 (59)	1, 353 (61)	764 (42)	761 (42)	761 (42)	765 (43)
1, 015 (48)	973 (47)	1, 254 (52)	1, 045 (43)	1, 292 (54)	38 (8)	1, 495 (63)	1, 367 (57)	1, 361 (59)	1, 361 (59)	1, 351 (61)	761 (42)	761 (42)	761 (42)	764 (43)
		1 (2)	4 (2)	32	22	25 (0)	9 (0)	5 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)

・放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」とともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の
 場合のみ計上していたが、平成24年以降は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

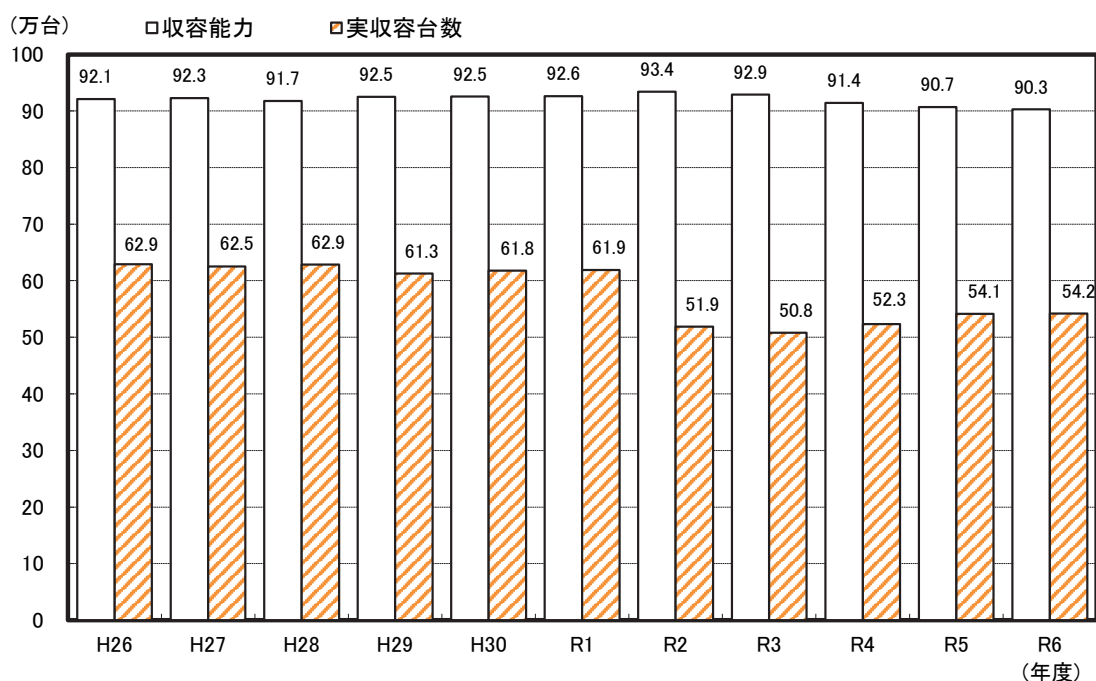
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は20年連続で増加していたが、令和6年は2,872箇所(前年度比4箇所減少)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,317箇所(前年度比15箇所減少)であり、全体の約46%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,555箇所(前年度比11箇所増加)であり、全体の約54%を占めている。



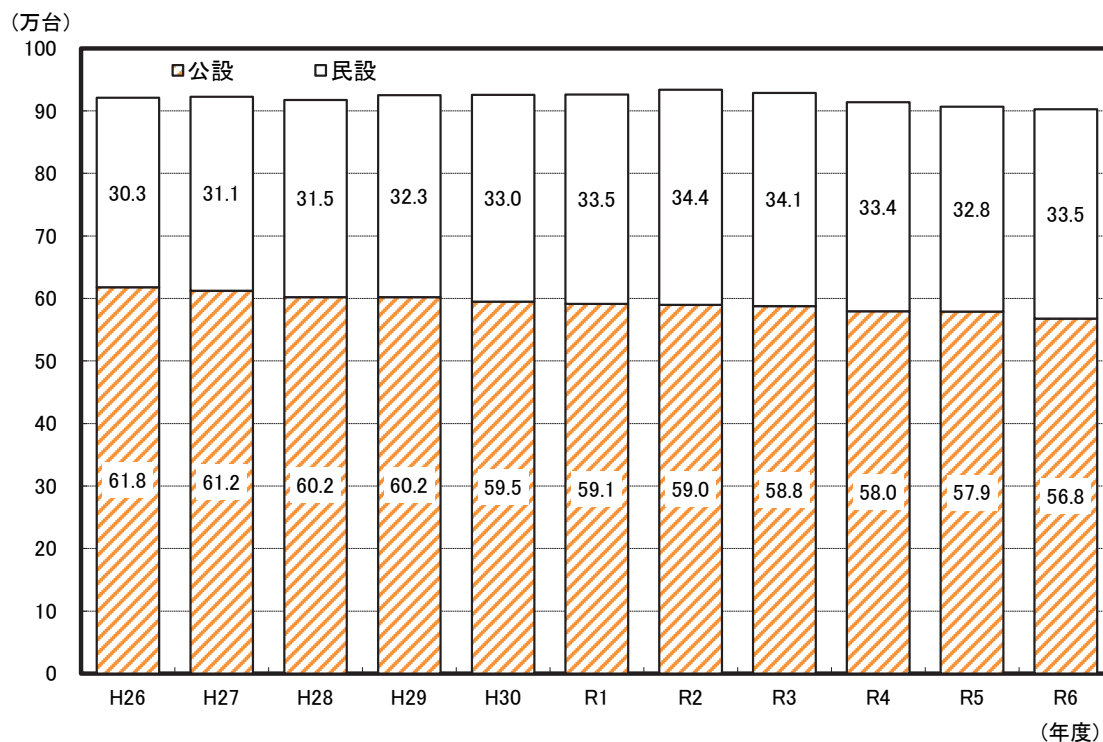
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は902,655台(前年度比4,089台減少)、実収容台数は542,207台(前年度比758台増加)であった。



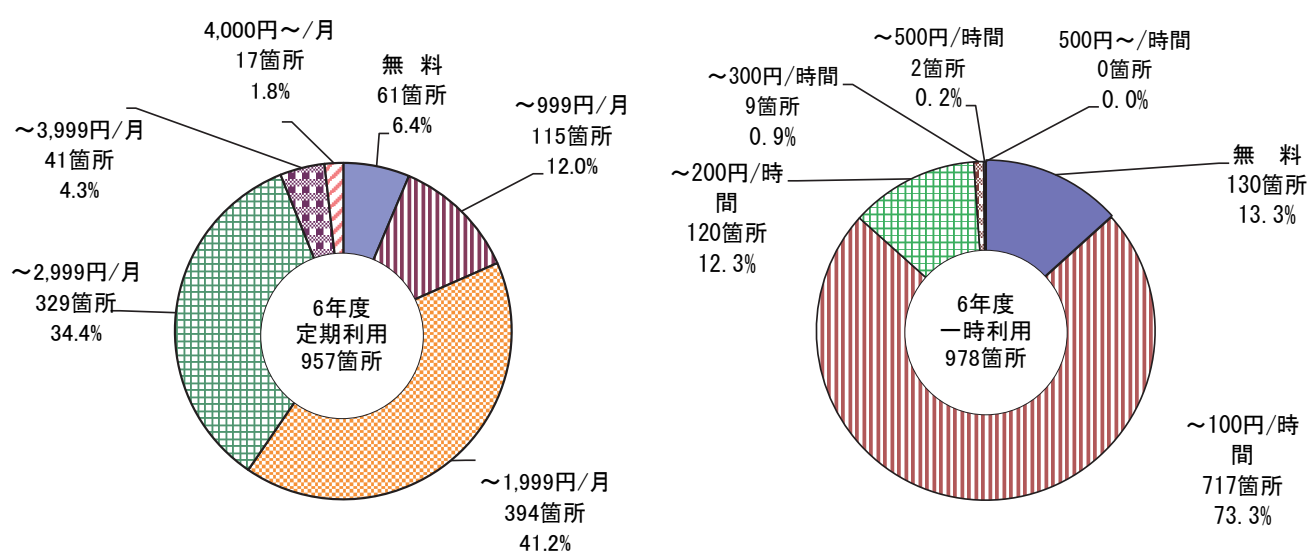
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力902,655台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は567,990台(約62.9%)、民設自転車等駐車場の収容能力は334,665台(約37.1%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は957箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は978箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は61箇所(6.4%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は130箇所(13.3%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

	設 置 数			構 造						敷 地 形 態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	2,872	1,317	1,555	2,415	281	16	139	20	1	434	665	274	212	1,232	55
区 部 計	1,887	961	926	1,588	168	11	104	16	0	347	402	212	139	738	49
千代田区	34	31	3	33		1				26	3	2		1	2
中央区	43	27	16	28	2		11	2		17	17		3	6	
港区	28	16	12	18	1	1	4	4		11	13	3		1	
新宿区	60	60	0	58			2			39	9			9	2
文京区	39	32	7	36		1	2			18	8		5	7	1
台東区	33	29	4	25	1		7			15	14		1	3	
墨田区	59	35	24	55	1		2	1		20	6	13	11	9	
江東区	54	50	4	42	6		6			14	30	3	2	5	
品川区	54	26	28	45	5		3	1		9	9	11	15	10	
目黒区	50	22	28	41	2		6	1		1	17	10	4	18	
大田区	94	75	19	65	19		10			28	23	9	11	22	1
世田谷区	159	56	103	132	21		5	1		8	34	28	17	72	
渋谷区	52	52	0	42	5	3	1	1		29	15	4	3		1
中野区	58	27	31	49	2		6	1		6	16	1	2	4	29
杉並区	116	43	73	97	13		6			5	23	13	3	72	
豊島区	64	42	22	49	6	1	8			12	20		10	22	
北区	67	43	24	55	10		2			20	9	20	3	4	11
荒川区	55	18	37	50	1		3	1		13	3	10	4	25	
板橋区	145	73	72	134	9	1	1			17	25	10	17	75	1
練馬区	150	73	77	128	17		5			5	43	24	9	69	
足立区	251	54	197	226	23		2			13	35	22	4	176	1
葛飾区	182	37	145	166	9		6	1		8	20	15	2	137	
江戸川区	40	40	0	14	15	3	6	2		13	10	14	3		
市 部 計	979	350	629	822	112	5	35	4	1	87	259	62	72	493	6
八王子市	112	16	96	93	16		2	1		16	27	6	16	47	
立川市	63	38	25	57	2	3	1			6	22		7	28	
武蔵野市	77	0	77	55	16	1	4		1	1	18	9	2	47	
三鷹市	26	23	3	19	2		4	1		1	8		1	16	
青梅市	12	12	0	9	3						9		3		
府中市	47	23	24	34	12		1			2	28	7	1	9	
昭島市	18	18	0	16	1		1			4	6		2	5	1
調布市	41	41	0	33	6		2			9	12	1	2	17	
町田市	80	13	67	61	14		4	1			29	1	7	42	1
小金井市	20	8	12	17	2		1				5	5	1	9	
小平市	80	24	56	78	2					1	12		8	59	
日野市	78	39	39	71	6			1		18	23		2	34	1
東村山市	55	21	34	50	3		2				10		2	43	
国分寺市	15	9	6	10	2		3			4	2	1	3	2	3
国立市	15	15	0	14	1						6	1		8	
福生市	17	8	9	15	1		1				5		2	10	
狛江市	17	1	16	17						5		8		4	
東大和市	31	0	31	31						14	3	3	4	7	
清瀬市	20	3	17	16	2		2			1	2		1	16	
東久留米市	20	4	16	17	3						2			18	
武蔵村山市	0	0	0												
多摩市	13	5	8	7	5	1				1	4	4	1	3	
稲城市	20	0	20	16	2		2				3	11		6	
羽村市	12	12	0	12						4	3			5	
あきる野市	14	14	0	14							8	1	4	1	
西東京市	76	3	73	60	11		5				12	4	3	57	
町 村 部 計	6	6	0	5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	2	0	1	1						1		1		
日の出町	0	0	0												
檜原村	0	0	0												
奥多摩町	4	4	0	4							3			1	

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	998,713	1,094,311	902,655	871,423	31,232	542,207	527,575	14,632
区 部 計	605,075	655,628	537,021	525,149	11,872	332,824	327,366	5,458
千代田区	5,010	5,010	3,565	3,361	204	2,414	2,294	120
中央区	31,118	31,331	6,304	6,085	219	2,227	2,050	177
港区	10,830	10,830	7,227	6,897	330	3,238	3,134	104
新宿区	12,315	12,315	9,270	8,849	421	5,733	5,617	116
文京区	6,205	6,205	4,127	4,127		2,312	2,312	
台東区	14,124	12,073	7,651	7,531	120	4,103	4,077	26
墨田区	15,808	17,213	13,484	13,447	37	7,387	7,361	26
江東区	28,957	32,925	22,721	22,195	526	13,430	13,234	196
品川区	24,522	25,522	13,944	12,750	1,194	8,858	8,069	789
目黒区	12,885	11,799	10,692	10,541	151	5,633	5,574	59
大田区	38,370	44,428	39,506	39,001	505	25,865	25,657	208
世田谷区	61,832	64,746	52,550	51,083	1,467	40,077	39,408	669
渋谷区	11,499	12,650	7,209	6,160	1,049	5,068	4,502	566
中野区	23,656	18,179	13,880	13,755	125	7,758	7,722	36
杉並区	35,815	40,856	35,895	35,505	390	24,889	24,762	127
豊島区	22,583	25,279	16,144	15,958	186	9,685	9,533	152
北区	23,317	8,797	24,921	24,256	665	13,628	13,371	257
荒川区	11,631	10,221	11,129	11,039	90	7,223	7,185	38
板橋区	34,488	37,371	30,288	28,962	1,326	17,110	16,548	562
練馬区	40,147	59,106	53,706	52,671	1,035	31,301	30,885	416
足立区	60,379	67,770	59,507	58,608	899	37,057	36,688	369
葛飾区	45,189	49,612	41,063	40,598	465	27,926	27,749	177
江戸川区	34,394	51,390	52,238	51,770	468	29,902	29,634	268
市 部 計	391,908	435,886	364,057	344,801	19,256	208,619	199,488	9,131
八王子市	39,447	48,746	30,401	27,081	3,320	17,797	16,483	1,314
立川市	24,275	25,122	24,919	24,445	474	12,556	12,436	120
武蔵野市	26,891	37,962	33,505	32,822	683	18,965	18,661	304
三鷹市	12,247	12,332	9,990	9,834	156	4,863	4,800	63
青梅市	6,873	9,724	7,846	7,062	784	3,567	3,255	312
府中市	24,658	30,062	22,221	21,537	684	13,672	13,243	429
昭島市	12,619	13,066	11,774	11,468	306	5,283	5,214	69
調布市	23,181	12,640	22,850	22,176	674	9,378	9,177	201
町田市	22,499	24,940	23,316	18,927	4,389	20,544	17,540	3,004
小金井市	13,369	14,260	10,132	9,844	288	6,675	6,539	136
小平市	29,467	30,038	23,730	22,937	793	12,442	12,187	255
日野市	21,493	22,958	16,547	15,316	1,231	8,032	7,650	382
東村山市	14,798	14,798	16,934	16,379	555	11,261	11,029	232
国分寺市	12,613	16,935	15,714	15,232	482	6,111	5,999	112
国立市	8,947	11,636	9,482	9,344	138	5,162	5,083	79
福生市	8,522	8,803	6,077	5,678	399	1,897	1,794	103
狛江市	9,993	10,142	6,204	6,007	197	5,494	5,340	154
東大和市	10,733	10,694	8,223	8,082	141	4,984	4,894	90
清瀬市	7,344	8,717	7,154	6,907	247	4,817	4,688	129
東久留米市	6,406	9,558	5,700	5,447	253	3,975	3,849	126
武蔵村山市								
多摩市	9,914	12,812	8,292	6,949	1,343	4,513	3,895	618
稲城市	8,166	8,963	6,198	5,547	651	4,683	4,319	364
羽村市	5,802	5,802	5,960	5,770	190	3,746	3,614	132
あきる野市	6,966	6,966	5,450	5,149	301	3,495	3,327	168
西東京市	24,685	28,211	25,438	24,861	577	14,707	14,472	235
町 村 部 計	1,731	2,797	1,577	1,473	104	764	721	43
瑞穂町	1,582	2,648	1,450	1,360	90	741	708	33
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	23	13	10

ア 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	1,317	1,027	157	11	106	16	0	368	548	85	94	208	14
区 部 計	961	732	119	8	87	15	0	324	387	73	67	101	9
千代田区	31	31						26	2	1			2
中央区	27	14	2		9	2		6	17		3	1	
港区	16	6	1	1	4	4		5	11				
新宿区	60	58			2			39	9		9	1	2
文京区	32	30			2			18	8		5		1
台東区	29	22	1		6			15	14				
墨田区	35	31	1		2	1		20	6	3	5	1	
江東区	50	38	6		6			11	29	3	2	5	
品川区	26	19	3		3	1		8	9	3	5	1	
目黒区	22	17	1		3	1		1	17	2	1	1	
大田区	75	49	18		8			28	23	6	7	10	1
世田谷区	56	44	10		2			8	34		4	10	
渋谷区	52	42	5	3	1	1		29	15	4	3		1
中野区	27	21			5	1		6	16		1	4	
杉並区	43	31	7		5			5	22		1	15	
豊島区	42	31	3	1	7			12	19		5	6	
北区	43	33	8		2			20	9	10	2		2
荒川区	18	14	1		2	1		11	3	2		2	
板橋区	73	64	8		1			17	25	7	6	18	
練馬区	73	54	14		5			5	39	8	3	18	
足立区	54	43	10		1			13	31	6	1	3	
葛飾区	37	26	5		5	1		8	19	4	1	5	
江戸川区	40	14	15	3	6	2		13	10	14	3		
市 部 計	350	290	37	3	19	1		44	157	12	26	106	5
八王子市	16	15	1						7	1	2	6	
立川市	38	32	2	3	1			6	22		2	8	
武蔵野市	0												
三鷹市	23	16	2		4	1		1	8			14	
青梅市	12	9	3						9		3		
府中市	23	18	5						12	1	1	9	
昭島市	18	16	1		1			4	6		2	5	1
調布市	41	33	6		2			9	12	1	2	17	
町田市	13	6	4		3				12			1	
小金井市	8	6	1		1				2	2	1	3	
小平市	24	22	2					1	12		4	7	
日野市	39	38	1					14	15		1	8	1
東村山市	21	18	1		2				10		2	9	
国分寺市	9	5	1		3			3	2	1			3
国立市	15	14	1						6	1		8	
福生市	8	6	1		1				5		2	1	
狛江市	1	1						1					
東大和市	0												
清瀬市	3	2			1			1				2	
東久留米市	4	1	3						2			2	
武蔵村山市	0												
多摩市	5	3	2						3	2			
稲城市	0												
羽村市	12	12						4	3			5	
あきる野市	14	14							8	1	4	1	
西東京市	3	3							1	2			
町 村 部 計	6	5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	1	1						1		1		
日の出町	0												
檜原村	0												
奥多摩町	4	4							3			1	

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	668,256	731,541	567,990	552,368	15,622	325,869	318,580	7,289
区 部 計	462,622	516,836	387,754	379,543	8,211	232,445	228,516	3,929
千代田区	3,438	3,438	2,714	2,531	183	1,797	1,690	107
中央区	29,754	29,967	5,613	5,432	181	1,835	1,661	174
港区	9,118	9,118	6,251	5,947	304	2,687	2,599	88
新宿区	12,315	12,315	9,270	8,849	421	5,733	5,617	116
文京区	5,239	5,239	3,182	3,182		1,885	1,885	
台東区	10,536	10,337	6,425	6,380	45	3,706	3,682	24
墨田区	12,939	14,344	11,218	11,218		6,065	6,065	
江東区	27,944	31,912	22,105	21,579	526	13,091	12,895	196
品川区	18,886	19,886	8,400	7,632	768	5,285	4,784	501
目黒区	8,586	7,500	7,465	7,330	135	3,388	3,339	49
大田区	33,084	39,142	35,066	34,664	402	23,133	22,942	191
世田谷区	25,738	28,316	23,501	22,967	534	17,791	17,532	259
渋谷区	11,499	12,650	7,209	6,160	1,049	5,068	4,502	566
中野区	19,393	13,916	10,876	10,813	63	5,725	5,718	7
杉並区	23,817	27,945	22,776	22,657	119	15,561	15,507	54
豊島区	19,466	21,493	12,351	12,183	168	7,422	7,319	103
北区	19,444	8,797	20,080	19,457	623	10,650	10,410	240
荒川区	8,895	10,221	7,370	7,345	25	4,785	4,778	7
板橋区	29,858	32,571	20,514	19,513	1,001	12,706	12,210	496
練馬区	34,945	53,904	38,055	37,360	695	19,870	19,584	286
足立区	30,739	35,189	28,043	27,825	218	16,713	16,625	88
葛飾区	32,595	37,246	27,032	26,749	283	17,647	17,538	109
江戸川区	34,394	51,390	52,238	51,770	468	29,902	29,634	268
市 部 計	203,904	211,908	178,659	171,352	7,307	92,660	89,343	3,317
八王子市	4,581	4,706	2,728	2,460	268	1,965	1,813	152
立川市	23,335	24,182	19,109	18,793	316	9,956	9,868	88
武蔵野市								
三鷹市	11,329	11,414	9,311	9,162	149	4,462	4,399	63
青梅市	6,873	9,724	7,846	7,062	784	3,567	3,255	312
府中市	13,219	15,109	11,768	11,595	173	6,518	6,401	117
昭島市	12,619	13,066	11,774	11,468	306	5,283	5,214	69
調布市	23,181	12,640	22,850	22,176	674	9,378	9,177	201
町田	7,667	8,344	4,904	4,303	601	4,106	3,621	485
小金井市	4,861	5,043	3,638	3,593	45	1,991	1,978	13
小平市	18,271	18,842	15,955	15,389	566	7,851	7,655	196
日野市	12,280	12,638	8,515	7,919	596	3,551	3,316	235
東村山市	14,798	14,798	11,037	10,682	355	6,709	6,537	172
国分寺市	8,719	11,412	11,306	11,013	293	6,111	5,999	112
国立市	8,947	11,636	9,482	9,344	138	5,162	5,083	79
福生市	6,093	6,374	4,501	4,162	339	1,118	1,036	82
狛江市	1,235	1,235	540	475	65	540	475	65
東大和市								
清瀬市	3,716	3,716	3,210	3,067	143	2,340	2,264	76
東久留米市	2,464	5,616	3,107	2,902	205	1,779	1,677	102
武蔵村山市								
多摩市	4,760	6,458	3,928	3,208	720	1,821	1,450	371
稲城市								
羽村市	5,802	5,802	5,960	5,770	190	3,746	3,614	132
あきる野市	6,966	6,966	5,450	5,149	301	3,495	3,327	168
西東京市	2,187	2,187	1,740	1,660	80	1,211	1,184	27
町 村 部 計	1,731	2,797	1,577	1,473	104	764	721	43
瑞穂町	1,582	2,648	1,450	1,360	90	741	708	33
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	23	13	10

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	257	229	25	1	2			1	139	79	35	3	
区 部 計	197	175	21		1				116	59	19	3	
千代田区	1	1							1				
台東区	1	1								1			
墨田区	17	17							9	5	3		
品川区	9	8	1						2	7			
目黒区	12	11	1						7	3	2		
大田区	7	6	1						3	4			
世田谷区	41	34	6		1				26	12	3		
中野区	2	2							1	1			
杉並区	13	7	6						10	2	1		
豊島区	7	5	2							5	2		
北区	12	10	2						9	1		2	
荒川区	12	12							8	4			
板橋区	10	10							1	6	3		
練馬区	21	20	1						14	5	2		
足立区	20	20							15	2	2	1	
葛飾区	12	11	1						10	1	1		
市 部 計	60	54	4	1	1			1	23	20	16		
八王子市	2	2									2		
立川市	4	4								4			
武蔵野市	8	6	2						6	2			
町田市	10	9	1					1		6	3		
小平市	2	2								2			
狛江市	8	8							8				
東大和市	7	7							3	4			
清瀬市	1	1								1			
東久留米市	5	5									5		
多摩市	1			1					1				
稲城市	3	3							3				
西東京市	9	7	1		1				2	1	6		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	208	142	59		5	2		29	102	25	13	38	1
区 部 計	13	13						1	5	2	1	4	
千 代 田 区	1	1							1				
品 川 区	1	1						1					
板 橋 区	1	1										1	
練 馬 区	10	10							4	2	1	3	
市 部 計	195	129	59		5	2		28	97	23	12	34	1
八 王 子 市	43	25	15		2	1		6	18	4	8	7	
武 蔵 野 市	33	21	11		1			1	18	3		11	
府 中 市	24	16	7		1			2	16	6			
町 田 市	18	10	7			1			14	1	1	1	1
小 金 井 市	6	5	1						3	3			
日 野 市	14	11	3					4	8		1	1	
東 大 和 市	19	19						14	3			2	
清 瀬 市	2		2						2				
多 摩 市	7	4	3					1	1	1	1	3	
稲 城 市	8	6	2						3	5			
西 東 京 市	21	12	8		1				11		1	9	

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	88,508	88,710	78,204	75,283	2,921	55,236	53,742	1,494
区 部 計	62,080	59,676	56,226	54,598	1,628	39,492	38,773	719
千代田区	246	246	91	70	21	66	53	13
台東区	486	486	444	444		102	102	
墨田区	2,827	2,827	1,955	1,949	6	1,067	1,061	6
品川区	4,296	4,296	3,014	2,831	183	1,962	1,845	117
目黒区	3,406	3,406	2,091	2,091		1,513	1,513	
大田区	3,235	3,235	2,469	2,404	65	1,767	1,757	10
世田谷区	24,405	24,731	19,072	18,250	822	15,473	15,093	380
中野区	285	285	151	113	38	84	68	16
杉並区	6,087	7,040	6,470	6,323	147	4,381	4,326	55
豊島区	2,314	2,983	2,490	2,490		1,572	1,572	
北区	2,993		3,266	3,266		1,813	1,813	
荒川区	1,329		1,554	1,533	21	986	968	18
板橋区	3,175	3,175	1,847	1,808	39	1,018	1,008	10
練馬区			3,490	3,332	158	2,729	2,673	56
足立区	4,302	4,272	4,979	4,851	128	2,506	2,468	38
葛飾区	2,694	2,694	2,843	2,843		2,453	2,453	
市 部 計	26,428	29,034	21,978	20,685	1,293	15,744	14,969	775
八王子市	297	297	145	145		113	113	
立川市	940	940	1,072	1,041	31	588	578	10
武蔵野市	3,548	5,733	4,827	4,753	74	2,967	2,931	36
町田市	1,653	1,925	2,744	2,068	676	2,397	1,886	511
小平市	560	560	471	471		122	122	
狛江市	7,666	7,815	4,824	4,697	127	4,325	4,238	87
東大和市	4,481	4,481	3,550	3,530	20	1,952	1,933	19
清瀬市	231	231	131	131		118	118	
東久留米市	1,924	1,924	1,318	1,310	8	1,061	1,058	3
多摩市	677	677	247	69	178	89	57	32
稲城市	2,148	2,148	1,133	977	156	950	890	60
西東京市	2,303	2,303	1,516	1,493	23	1,062	1,045	17

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	112,387	143,614	108,251	100,173	8,078	67,260	63,281	3,979
区 部 計	5,526	5,526	4,095	4,052	43	2,852	2,816	36
千代田区	85	85	60	60		51	51	
品川区	239	239	82	44	38	75	40	35
板橋区			31	31		3	3	
練馬区	5,202	5,202	3,922	3,917	5	2,723	2,722	1
市 部 計	106,861	138,088	104,156	96,121	8,035	64,408	60,465	3,943
八王子市	25,630	34,804	22,805	20,222	2,583	12,887	11,866	1,021
武蔵野市	19,798	28,684	22,694	22,244	450	12,893	12,694	199
府中市	11,438	14,953	10,453	9,942	511	7,154	6,842	312
町田市	10,007	10,728	10,699	8,216	2,483	9,731	8,186	1,545
小金井市	5,306	6,015	4,048	3,853	195	2,739	2,652	87
日野市	3,997	5,532	3,697	3,303	394	1,964	1,861	103
東大和市	5,742	5,703	4,318	4,211	107	2,756	2,692	64
清瀬市	924	2,297	1,799	1,752	47	1,046	1,015	31
多摩市	4,476	5,677	4,117	3,672	445	2,603	2,388	215
稲城市	5,379	6,176	3,896	3,452	444	2,875	2,610	265
西東京市	14,163	17,519	15,630	15,254	376	7,760	7,659	101

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	1,083	1,012	39	3	26	2	1	37	13	25	26	945	37
区 部 計	709	663	27	2	16	1		22	9	21	12	608	37
千代田区	1			1								1	
中央区	16	14			2			11				5	
港区	12	12						6	2	3	1		
文京区	5	5										5	
台東区	3	2			1							3	
墨田区	7	7								1	1	5	
江東区	4	4						3	1				
品川区	18	17	1							6	3	9	
目黒区	16	13			3					1		15	
大田区	12	10			2							12	
世田谷区	62	54	5		2	1				2	1	59	
中野区	29	26	2		1								29
杉並区	57	56			1					3		54	
豊島区	15	13	1		1				1			14	
北区	12	12								1		4	7
荒川区	25	24			1			2				23	
板橋区	61	59	1	1						2	5	53	1
練馬区	46	44	2									46	
足立区	176	163	12		1				4	1	1	170	
葛飾区	132	128	3		1				1	1		130	
市 部 計	374	349	12	1	10	1	1	15	4	4	14	337	
八王子市	51	51						10	2	1	6	32	
立川市	21	21									1	20	
武蔵野市	36	28	3	1	3		1					36	
三鷹市	3	3									1	2	
町田市	39	36	2		1				2			37	
小金井市	6	6										6	
小平市	54	54									2	52	
日野市	25	22	2			1						25	
東村山市	34	32	2									34	
国分寺市	6	5	1					1			3	2	
福生市	9	9										9	
狛江市	8	8						4				4	
東大和市	5	5										5	
清瀬市	14	13			1							14	
東久留米市	11	11										11	
稲城市	9	7			2					3		6	
西東京市	43	38	2		3						1	42	

(才) その他

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	7	5	1	1					1			6	
区 部 計	7	5	1	1					1			6	
文京区	2	1		1								2	
杉並区	3	3							1			2	
足立区	1		1									1	
葛飾区	1	1										1	

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	126,999	127,883	146,208	141,774	4,434	92,685	90,868	1,817
区 部 計	72,284	71,027	86,944	85,131	1,813	56,878	56,157	721
千 代 田 区	1,242	1,242	700	700		500	500	
中 央 区	1,364	1,364	691	653	38	392	389	3
港 区	1,712	1,712	976	950	26	551	535	16
文 京 区	880	880	755	755		361	361	
台 東 区	3,102	1,250	782	707	75	295	293	2
墨 田 区	42	42	311	280	31	255	235	20
江 東 区	1,013	1,013	616	616		339	339	
品 川 区	1,101	1,101	2,448	2,243	205	1,536	1,400	136
目 黒 区	893	893	1,136	1,120	16	732	722	10
大 田 区	2,051	2,051	1,971	1,933	38	965	958	7
世 田 谷 区	11,689	11,699	9,977	9,866	111	6,813	6,783	30
中 野 区	3,978	3,978	2,853	2,829	24	1,949	1,936	13
杉 並 区	5,709	5,668	6,471	6,398	73	4,859	4,847	12
豊 島 区	803	803	1,303	1,285	18	691	642	49
北 区	880		1,575	1,533	42	1,165	1,148	17
荒 川 区	1,407		2,205	2,161	44	1,452	1,439	13
板 橋 区	1,455	1,625	7,896	7,610	286	3,383	3,327	56
練 馬 区			8,239	8,062	177	5,979	5,906	73
足 立 区	23,184	26,155	24,990	24,563	427	16,933	16,737	196
葛 飾 区	9,780	9,552	11,049	10,867	182	7,728	7,660	68
市 部 計	54,715	56,856	59,264	56,643	2,621	35,807	34,711	1,096
八 王 子 市	8,939	8,939	4,723	4,254	469	2,832	2,691	141
立 川 市			4,738	4,611	127	2,012	1,990	22
武 蔵 野 市	3,545	3,545	5,984	5,825	159	3,105	3,036	69
三 鷹 市	918	918	679	672	7	401	401	
町 田 市	3,172	3,943	4,969	4,340	629	4,310	3,847	463
小 金 井 市	3,202	3,202	2,446	2,398	48	1,945	1,909	36
小 平 市	10,636	10,636	7,304	7,077	227	4,469	4,410	59
日 野 市	5,216	4,788	4,335	4,094	241	2,517	2,473	44
東 村 山 市			5,897	5,697	200	4,552	4,492	60
国 分 寺 市	3,894	5,523	4,408	4,219	189			
福 生 市	2,429	2,429	1,576	1,516	60	779	758	21
狛 江 市	1,092	1,092	840	835	5	629	627	2
東 大 和 市	510	510	355	341	14	276	269	7
清 瀬 市	2,473	2,473	2,014	1,957	57	1,313	1,291	22
東 久 留 米 市	2,018	2,018	1,275	1,235	40	1,135	1,114	21
稲 城 市	639	639	1,169	1,118	51	858	819	39
西 東 京 市	6,032	6,202	6,552	6,454	98	4,674	4,584	90

	面 積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	2,563	2,563	2,002	1,825	177	1,157	1,104	53
区 部 計	2,563	2,563	2,002	1,825	177	1,157	1,104	53
文 京 区	86	86	190	190		66	66	
杉 並 区	203	203	178	127	51	88	82	6
足 立 区	2,154	2,154	1,495	1,369	126	905	858	47
葛 飾 区	120	120	139	139		98	98	

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等

	設 置 数			駅 からの 距 離			管 理 人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	2,872	1,317	1,555	1,514	1,152	206	591	904	1,377
区 部 計	1,887	961	926	1,074	726	87	368	514	1,005
千代田区	34	31	3	32		2	1		33
中央区	43	27	16	35	8		11	15	17
港区	28	16	12	23	4	1	11	1	16
新宿区	60	60		49	9	2	1	59	
文京区	39	32	7	28	11		2	10	27
台東区	33	29	4	24	6	3	12	21	
墨田区	59	35	24	52	6	1	3		56
江東区	54	50	4	44	10		19	32	3
品川区	54	26	28	50	4		13	23	18
目黒区	50	22	28	34	14	2	9	16	25
大田区	94	75	19	59	29	6	32	16	46
世田谷区	159	56	103	89	60	10	34	32	93
渋谷区	52	52		29	10	13		52	
中野区	58	27	31	28	25	5	22	8	28
杉並区	116	43	73	37	75	4	30	22	64
豊島区	64	42	22	29	27	8	18	28	18
北区	67	43	24	29	34	4	18	15	34
荒川区	55	18	37	49	6		7	1	47
板橋区	145	73	72	80	61	4	18	16	111
練馬区	150	73	77	59	83	8	1	85	64
足立区	251	54	197	122	122	7	51	25	175
葛飾区	182	37	145	73	103	6	32	20	130
江戸川区	40	40		20	19	1	23	17	
市 部 計	979	350	629	434	426	119	222	389	368
八王子市	112	16	96	67	35	10	25	25	62
立川市	63	38	25	42	18	3	12	36	15
武蔵野市	77		77	4	50	23	20	23	34
三鷹市	26	23	3	2	14	10	12	13	1
青森市	12	12		9	1	2	3	6	3
府中市	47	23	24	18	20	9	16	31	
昭島市	18	18		9	9		11	7	
調布市	41	41		16	21	4	10	31	
町田市	80	13	67	46	26	8	20	58	2
小金井市	20	8	12	3	12	5	10	2	8
小平市	80	24	56	32	41	7	14	13	53
日野市	78	39	39	28	28	22	13	12	53
東村山市	55	21	34	24	28	3	9	17	29
国分寺市	15	9	6	5	10		5	4	6
国立市	15	15		5	8	2	1	14	
福生市	17	8	9	11	6		3	5	9
狛江市	17	1	16	10	5	2	2	7	8
東大和市	31		31	23	8		4	27	
清瀬市	20	3	17	18	2		7		13
東久留米市	20	4	16	8	12		1	19	
武蔵村山市	0								
多摩市	13	5	8	4	8	1	7	5	1
稲城市	20		20	8	12		5	3	12
羽村市	12	12			10	2		12	
あきる野市	14	14		11	3				14
西東京市	76	3	73	31	39	6	12	19	45
町 村 部 計	6	6		6			1	1	4
瑞穂町	2	2		2			1	1	
日の出町	0								
檜原村	0								
奥多摩町	4	4		4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999 円/月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数	61	115	477	527	179	50	135	1,754	351	38	8	2
区 部 計	4	111	315	350	99	26	24	1,195	256	4	6	1
千代田区		16			1			18				
中央区			3	19		5		34				
港区	2		16				2	14	10			
新宿区			16	2				56	1			
文京区				23				21				
台東区		11	5	9				8	12			
墨田区		24	1	3				34				
江東区		1	39	4				36	6			
品川区			5	24	3	1		21	26		1	
目黒区		6			13				39			
大田区		12	31	11			6	71				
世田谷区			35	19	2	1	3	94	44	1	1	
渋谷区			4	3	2	3		19	25		1	
中野区		7	17	2	1	2		46	3			
杉並区	2		4	47		1	3	104	6			
豊島区		2	3	25	1	1	1	35	17			
北区		16	15	2				52	3			
荒川区		11		8	3		2	30	3		1	1
板橋区		4	11	37	4	10	5	105	6			
練馬区			36	26	5			131				
足立区			4	69	22	1	1	148	41	3	2	
葛飾区		1	31	17	41	1	1	79	14			
江戸川区			39		1			39				
市 部 計	57	4	162	175	80	24	107	557	95	34	2	1
八王子市			2	12	19	8	16	49	16	16		1
立川市			16	6			14	37				
武蔵野市			5	13	1	1		66	3	2		
鷹取市			3	10		1	2	14	1			
青梅市	7				5		7			5		
府中市			5	15	1		17	27				
昭島市			9	6				10	3			
調布市	4		14	14		3	3	25				
町田市			22	5	13	5	1	35	28	3	1	
小金井市			6	6	1		1	11	1			
小平市		2	17	7	6	1	4	47	13	1		
日野市	13	1	19	16	7	2	14	35	7	2		
東村山市	3	1	4	8	12			28	5	4	1	
国分寺市			1	6	4			3	5	1		
国立市			10				1	9				
福生市				9				15				
狛江市	1			6			1	14				
東大和市			12	8		1		10	7			
清瀬市			2	4	2			17	2			
東久留米市				4				15	2			
武蔵村山市												
多摩市			9	2	1	1		7	1			
稲城市			6	1				20				
羽村市	12						12					
あきる野市	14						14					
西東京市	3			17	8	1		63	1			
町 村 部 計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町							4					

ア 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

(7) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	1,317	729	463	125	403	633	281
区 部 計	961	582	323	56	310	454	197
千代田区	31	30		1			31
中央区	27	24	3		10	15	2
港区	16	13	3		11	1	4
新宿区	60	49	9	2	1	59	
文京区	32	22	10		2	8	22
台東区	29	20	6	3	11	18	
墨田区	35	29	5	1	3		32
江東区	50	41	9		18	32	
品川区	26	26			13	13	
目黒区	22	13	8	1	9	12	1
大田区	75	44	28	3	31	16	28
世田谷区	56	30	22	4	23	31	2
渋谷区	52	29	10	13		52	
中野区	27	15	10	2	19	8	
杉並区	43	13	29	1	28	15	
豊島区	42	22	14	6	15	26	1
北区	43	16	23	4	15	13	15
荒川区	18	16	2		4		14
板橋区	73	37	34	2	17	16	40
練馬区	73	28	40	5		73	
足立区	54	31	20	3	34	17	3
葛飾区	37	14	19	4	23	12	2
江戸川区	40	20	19	1	23	17	
市 部 計	350	141	140	69	92	178	80
八王子市	16	15	1				16
立川市	38	22	13	3	8	29	1
武蔵野市	0						
三鷹市	23	2	11	10	10	12	1
青梅市	12	9	1	2	3	6	3
府中市	23	9	6	8	5	18	
昭島市	18	9	9		11	7	
調布市	41	16	21	4	10	31	
町田市	13	8	2	3	4	8	1
小金井市	8	1	4	3	6		2
小平市	24	3	14	7	10	11	3
日野市	39	11	9	19	2	2	35
東村山市	21	7	11	3	7	11	3
国分寺市	9	4	5		5	4	
国立市	15	5	8	2	1	14	
福生市	8	6	2		3	5	
狛江市	1			1			1
東大和市	0						
清瀬市	3	2	1		3		
東久留米市	4	1	3		1	3	
武蔵村山市	0						
多摩市	5		5		3	2	
稲城市	0						
羽村市	12		10	2		12	
あきる野市	14	11	3				14
西東京市	3		1	2		3	
町 村 部 計	6	6			1	1	4
瑞穂町	2	2			1	1	
日の出町	0						
檜原村	0						
奥多摩町	4	4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数	61	115	394	329	41	17	130	717	120	9	2	0
区 部 計	4	111	292	258	20	12	19	580	102	0	1	0
千代田区		16						15				
中央区			2	19		5		18				
港区	2		13				2	3	10			
新宿区			16	2				56	1			
文京区				22				15				
台東区		11	4	9				6	10			
墨田区		24	1	3				10				
江東区		1	38	4				33	5			
品川区			3	17	2				21			
目黒区		6			13				11			
大田区		12	30	9			6	52				
世田谷区			32	5			2	40				
渋谷区			4	3	2	3		19	25		1	
中野区		7	17	1				20	1			
杉並区	2		4	37			2	41				
豊島区		2	2	23		1	1	18	12			
北区		16	15					30	1			
荒川区		11		4			2	5				
板橋区		4	10	37	1	3	2	48				
練馬区			32	24				58				
足立区			2	36			1	37	4			
葛飾区		1	28	3	1		1	17	1			
江戸川区			39		1			39				
市 部 計	57	4	102	69	21	5	107	135	18	9	1	
八王子市							16					
立川市			12	5			14	17				
武蔵野市												
三鷹市			3	8		1	2	13	1			
青梅市	7				5		7			5		
府中市				5			17	6				
昭島市			9	6				10				
調布市	4		14	14		3	3	25	3			
町田市			10		1	1	1	1	9			
小金井市			4	1			1	5				
小平市		2	16	1			4	15				
日野市	13	1	15	7	1		14	13				
東村山市	3	1	1	5	11			3	3	4	1	
国分寺市			1	4	3			3	2			
国立市			10				1	9				
福生市				8				7				
狛江市	1						1					
東大和市												
清瀬市			2	1				3				
久留米市				4				2				
武蔵村山市												
多摩市			5					3				
稲城市												
羽村市	12						12					
あきる野市	14						14					
西東京市	3											
町 村 部 計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町							4					

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	257	173	77	7	29	52	176
区 部 計	197	136	55	6	18	22	157
千代田区	1	1					1
台東区	1	1				1	
墨田区	17	16	1				17
品川区	9	9				6	3
目黒区	12	10	1	1		4	8
大田区	7	7			1		6
世田谷区	41	21	19	1	8		33
中野区	2	1		1			2
杉並区	13	4	8	1		4	9
豊島区	7	4	3		2	2	3
北区	12	7	5		2	1	9
荒川区	12	12					12
板橋区	10	9	1		1		9
練馬区	21	10	11			1	20
足立区	20	15	3	2	4		16
葛飾区	12	9	3			3	9
市 部 計	60	37	22	1	11	30	19
八王子市	2	2					2
立川市	4	3	1				4
武蔵野市	8	2	5	1	3	2	3
町田市	10	7	3		4	6	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	8	5	3		2	6	
東大和市	7	6	1		1	6	
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2			5	
多摩市	1	1					1
稲城市	3	2	1				3
西東京市	9	4	5			5	4

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	208	73	110	25	88	107	13
区 部 計	13	3	8	2		10	3
千代田区	1			1			1
品川区	1		1				1
板橋区	1	1					1
練馬区	10	2	7	1		10	
市 部 計	195	70	102	23	88	97	10
八王子市	43	22	21		22	19	2
武蔵野市	33	1	19	13	14	17	2
府中市	24	9	14	1	11	13	
町田市	18	11	6	1	9	9	
小金井市	6		4	2	3		3
日野市	14	6	6	2	6	6	2
東大和市	19	12	7		3	16	
清瀬市	2	2			2		
多摩市	7	3	3	1	4	3	
稲城市	8	1	7		5	3	
西東京市	21	3	15	3	9	11	1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999 円/月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			9	48	9	2	1	173	69	2		
区 部 計			3	38	4	1	1	129	61			
千代田区								1				
台東区								1				
墨田区								17				
品川区				6				5	4			
目黒区									12			
大田区			1	2				7				
世田谷区				14	2		1	15	23			
中野区					1	1						
杉並区				5				11	1			
豊島区			1	2				3	4			
北区				2				11	1			
荒川区								9	3			
板橋区			1		1			9	1			
練馬区				1				21				
足立区				6				11	8			
葛飾区								8	4			
市 部 計			6	10	5	1		44	8	2		
八王子市								1		1		
立川市			2					2				
武蔵野市			2					8				
町田市			1	4	3	1		5	3			
小平市					1			1		1		
狛江市				5				7				
東大和市			1	1				2	4			
清瀬市								1				
東久留米市								5				
多摩市					1				1			
稲城市								3				
西東京市								9				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999 円/月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			48	68	36	10		113	27	15	1	
区 部 計			4	1				11				
千代田区								1				
品川区								1				
板橋区								1				
練馬区			4	1				8				
市 部 計			44	67	36	10		102	27	15	1	
八王子市			1	10	19	8		10	9	12		
武蔵野市			3	12	1			28				
府中市			5	10	1			21				
町田市			9	1	6	1			12	2	1	
小金井市			2	2	1			2	1			
日野市			3	7	2			7	3	1		
東大和市			11	6				4	2			
清瀬市				2				2				
多摩市			4	2		1		4				
稲城市			6	1				8				
西東京市				14	6			16				

(エ) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	1,083	536	498	49	70	108	905
区 部 計	709	350	336	23	39	24	646
千代田区	1	1			1		
中央区	16	11	5		1		15
港区	12	10	1	1			12
文京区	5	4	1				5
台東区	3	3			1	2	
墨田区	7	7					7
江東区	4	3	1		1		3
品川区	18	15	3			4	14
目黒区	16	11	5				16
大田区	12	8	1	3			12
世田谷区	62	38	19	5	3	1	58
中野区	29	12	15	2	3		26
杉並区	57	20	35	2	2	1	54
豊島区	15	3	10	2	1		14
北区	12	6	6		1	1	10
荒川区	25	21	4		3	1	21
板橋区	61	33	26	2			61
練馬区	46	19	25	2	1	1	44
足立区	176	75	99	2	12	8	156
葛飾区	132	50	80	2	9	5	118
市 部 計	374	186	162	26	31	84	259
八王子市	51	28	13	10	3	6	42
立川市	21	17	4		4	7	10
武蔵野市	36	1	26	9	3	4	29
三鷹市	3		3		2	1	
町田市	39	20	15	4	3	35	1
小金井市	6	2	4		1	2	3
小平市	54	28	26		3	2	49
日野市	25	11	13	1	5	4	16
東村山市	34	17	17		2	6	26
国分寺市	6	1	5				6
福生市	9	5	4				9
狛江市	8	5	2	1		1	7
東大和市	5	5				5	
清瀬市	14	13	1		2		12
東久留米市	11	4	7			11	
稲城市	9	5	4				9
西東京市	43	24	18	1	3		40

(オ) その他

	設置数	駅からの距離			管 理 人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総 数	7	3	4		1	4	2
区 部 計	7	3	4		1	4	2
文京区	2	2				2	
杉並区	3		3			2	1
足立区	1	1			1		
葛飾区	1		1				1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999 円/月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			26	80	92	21	4	745	135	12	5	2
区 部 計			16	51	74	13	4	469	93	4	5	1
千代田区					1			1				
中央区			1					16				
港区			3					11				
文京区				1				4				
台東区			1					1	2			
墨田区								7				
江東区			1					3	1			
品川区			2	1	1	1		15	1		1	
目黒区									16			
大田区								12				
世田谷区			3			1		39	21	1	1	
中野区				1		1		26	2			
杉並区				4		1	1	49	5			
豊島区					1			14	1			
北区								11	1			
荒川区				4	3			16			1	1
板橋区					2	7	3	47	5			
練馬区					5			44				
足立区			2	26	22	1		99	29	3	2	
葛飾区			3	14	39	1		54	9			
市 部 計			10	29	18	8		276	42	8		1
八王子市			1	2				38	7	3		1
立川市			2	1				18				
武蔵野市				1		1		30	3	2		
三鷹市				2				1				
町田市			2		3	2		29	4	1		
小金井市				3				4				
小平市			1	6	5	1		31	13			
日野市			1	2	4	2		15	4	1		
東村山市			3	3	1			25	2			
国分寺市				2	1				3	1		
福生市				1				8				
狛江市				1				7				
東大和市				1		1		4	1			
清瀬市				1	2			11	2			
東久留米市								8	2			
稲城市								9				
西東京市				3	2	1		38	1			

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999 円/月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数				2	1			6				
区 部 計				2	1			6				
文京区								2				
杉並区				1				3				
足立区				1				1				
葛飾区					1							

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

令和6年8月末現在

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区 市 町 村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の説明
千 代 田 区	千代田区コミュニティサイクル事業	九段下駅、秋葉原駅、大手町駅、東京駅、飯田橋駅など区内全域	1	5	平成26年10月	800	一回会員：30分につき165円（30分超過ごとに165円加算） 月額会員：月額3,300円（1回30分まで無料。30分超過ごとに165円加算） 一日パス（超過料金なし）：有人窓口2,200円（専用ICカード発行手数料550円含む）WEB、コンビニ1,650円 チャイルドシート付コミュニティサイクル実証実験 区内1箇所 ラック数6台 最初の30分：200円/回（15分超過ごとに100円 12時間まで）	自動 加入	説明 あり
中 央 区	中央区コミュニティサイクル事業	新富町駅、小伝馬町駅、八丁堀駅など区内全域	1	5	平成27年10月	1,100	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動 加入	説明 あり
港 区	港区自転車シェアリング	新橋駅、六本木駅、品川駅など区内全域	1	5	平成26年10月	1,710	・一回会員 基本料0円（最初の30分：165円/回。※以降165円/30分） ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月（最初の30分：0円※以降165円/30分）	自動 加入	説明 あり
新 宿 区	新宿区自転車シェアリング	新宿三丁目駅、飯田橋駅、四谷駅など区内全域	1	5	平成28年10月	1,305	【税込】 ・一回会員 基本料0円（最初の30分：165円/回。※以降165円/30分） ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月（最初の30分：0円※以降30分165円）	自動 加入	説明 あり
文 京 区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	50	500円/回	自動 加入	説明 なし
	文京区自転車シェアリング事業	後楽園駅、春日駅、水道橋駅、御茶ノ水駅など区内全域	1	5	平成29年1月	800	【税込】 ・一回会員 基本料0円（最初の30分：165円/回。※以降165円/30分） ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月（最初の30分：0円※以降30分165円）	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING	白山駅、水道橋駅、飯田橋駅、茗荷谷駅、千石駅、江戸川橋駅など	5	5	令和5年3月	51	基本料金0円 【シティサイクル】 最初の30分130円/回 延長料金100円（15分を超えるごとに発生） 最大料金12時間まで1,800円 【スポーツタイプ】 最初の30分300円/回 延長料金150円（15分を超えるごとに発生） 最大料金12時間まで3,000円 【e-Bikeタイプ】 最初の30分300円/回 延長料金150円（15分を超えるごとに発生） 最大料金12時間まで2,000円	自動 加入	説明 あり
	LUUP	後楽園駅、春日駅、水道橋駅、御茶ノ水駅など区内全域	5	5	令和5年3月	520	基本料金50円 1分ごとに15円 サブスクプラン 月額料金980円 200円/30分	自動 加入	説明 あり
台 東 区	台東区レンタサイクル	休止中							
	ヒューリック浅草橋ビル駐輪場レンタサイクル	浅草橋駅	5	5	平成25年2月	50	400円/日、3,500円/月	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING (台東区タウンサイクル事業実証実験)	仲御徒町駅、つくばエクスプレス浅草駅など区内全域	5	5	平成30年4月	546	・シティサイクル 130円/最初の30分、延長料金100円/15分、12時間1,800円 ・スポーツタイプ 300円/最初の30分、延長料金150円/15分、12時間3,000円 ・e-Bikeタイプ 300円/最初の30分、延長料金150円/15分 12時間2,000円	自動 加入	説明 あり
	ChariChari (台東区タウンサイクル事業実証実験)		5	5	令和5年7月	120	ペーシック：7円/1分、電動アシスト：17円/1分	自動 加入	説明 あり
墨 田 区	ドコモ・バイクシェア (台東区タウンサイクル事業実証実験)	仲御徒町駅、つくばエクスプレス浅草駅など区内全域	5	5	令和5年10月	172	個人向けプラン ・一回会員 165円/最初の30分、延長料金165円/30分 ・一日パス 1,650円/1日 ・月額会員 3,300円/月（最初の30分：0円※以降30分165円） 法人向けプラン ・法人月額 2,200円/月（最初の30分無料※以降30分165円） ・法人プレミアム 4,400円/月（最初の4時間無料※以降30分165円）	自動 加入	説明 あり
	ChariChari	押上駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、菊川駅、東武曳舟駅、とうきょうスカイツリー駅	5	5	令和2年度	166	ペーシック1分毎に7円、電動アシスト1分毎に17円	任意 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、菊川駅、とうきょうスカイツリー駅、東あずま駅	5	5	平成30年度	463	30分130円、30分経過後15分あたり100円 12時間あたり1,800円	自動 加入	説明 あり
	ドコモ・バイクシェア	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、東向島駅、八広駅	5	5	令和4年度	404	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円（最初の30分：165円/回。※以降165円/30分） ・一日プラン 基本料1,650円/1日分 ・月額会員3,300円/月（最初の30分：0円※以降30分165円）	自動 加入	説明 あり
墨 田 区	LUUP	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、両国駅、錦糸町駅、菊川駅、とうきょうスカイツリー駅、東あずま駅	5	5	令和4年度	1,283	基本料50円＋1分毎に15円 サブスクプラン 月額980円＋30分毎に200円	自動 加入	説明 あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区 市 町 村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼動 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の 説明
江 東 区	江東区コミュニティサイクル	豊洲駅・東雲駅・国際展示場駅・東京テレポート駅・亀戸駅・清澄白河駅・門前仲町駅・東陽町駅など区内全域	1	5	平成24年11月	1,650	個人向けプラン ・一回会員（税込） 基本料0円/月（最初の30分：165円/回※以降165円/30分） ・月額会員（税込） 基本料3,300円/月（最初の30分：0円/回※以降165円/30分） ・一日パス（税込） 基本料1,650円/1日分 法人向けプラン ・法人プレミアム会員（税込） 基本料4,400円/月（最初の4時間：0円※以降165円/30分） ・法人月額会員（税込） 基本料2,200円/月（最初の30分：0円※以降165円/30分）	自動 加入	説明 あり
品 川 区	品川区シェアサイクル事業	大井町駅、大崎駅、天王洲アイル駅、品川シーサイド駅、鮎洲駅など区内全域	1	5	平成29年10月	762	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円（最初の30分：165円/回。※以降165円/30分） ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 3,300円/月（最初の30分：0円※以降30分165円） 法人向けプラン ・法人月額 2,200円/月（最初の30分：0円※以降30分165円） ・法人定額 4,400円/月（最初の4時間：0円※以降30分165円）	自動 加入	説明 あり
目 黒 区	目黒区自転車シェアリング事業	中目黒駅、駒場東大前駅、池尻大橋駅など区内全域	1	5	平成31年1月	488	165円/回、1,650円/日、3,300円/月	自動 加入	説明 あり
大 田 区	大田区コミュニティサイクル事業	蒲田駅、京急蒲田駅、大森駅、池上駅など	1	5	平成29年3月	662	・一回会員 最初の30分：165円/回（30分超過した場合：165円/30分） ・月額会員 基本料：3,300円/月 最初の30分：0円/回（30分超過した場合：165円/30分） ・一日パス ＜無人登録機購入＞基本料：1,650円/1日 ＜有人窓口購入＞基本料：1,650円/1日 ＋専用 I C カード発行料：550円 ・法人月額会員 2,200円/月（30分超過した場合：165円/30分） ＋専用 I C カード発行料：1,100円 ・法人定額会員 4,400円/月（4時間を超過した場合：165円/30分） ＋専用 I C カード発行料：1,100円 ※全て税込表示	自動 加入	説明 あり
世 田 谷 区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	201	軽快車 200円/回、300円/日、2,200円/月 電動アシスト付 300円/回	自動 加入	説明 あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	37	軽快車 200円/回、2,200円/月	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	159	軽快車 200円/回、300円/日、2,200円/月 電動アシスト付 300円/回	自動 加入	説明 あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	207	軽快車 200円/回、2,200円/月	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	297	軽快車 200円/回、300円/日、2,200円/月 電動アシスト付 300円/回	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	179	軽快車 200円/回、300円/日、2,200円/月 電動アシスト付 300円/回	自動 加入	説明 あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	37	軽快車 200円/回、300円/日、2,200円/月 電動アシスト付 300円/回	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING（実証実験）	成城学園前駅、二子玉川駅、千歳烏山駅など区内全域	5	5	令和2年4月	214	30分130円～、1,800円/12時間	自動 加入	説明 あり
中 野 区	ドコモ・バイクシェア（中野区自転車シェアリング事業）	区内全域	5	5	令和2年7月	-	165円/30分、1日パス1,650円、月額3,300円（最初の30分無料、以降30分ごとに165円）	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING（中野区自転車シェアリング事業）	区内全域	5	5	令和5年10月	-	シティサイクル：利用開始30分まで130円（延長15分ごとに100円）、上限12時間1,800円 スポーツタイプ：利用開始30分まで300円（延長15分ごとに150円）、上限12時間3,000円 e-Bikeタイプ：利用開始30分まで300円（延長15分ごとに150円）、上限12時間2,000円	自動 加入	説明 あり
杉 並 区	LUUP（中野区自転車シェアリング事業）	区内全域	5	5	令和5年11月	-	基本料金：50円＋1分につき15円 サブスク：月額980円で30分ごとに200円	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING（杉並区シェアサイクル事業）	区内全域	1	5	令和3年12月	468	利用開始30分まで130円（延長15分ごとに100円） 上限12時間1,800円	自動 加入	説明 あり
	ドコモ・バイクシェア（杉並区シェアサイクル事業）	区内全域	1	5	令和4年2月	235	一回会員：30分につき165円（30分超過ごとに165円加算） 月額会員：月額3,300円（1回30分まで無料。30分超過ごとに165円加算） 一日パス：1,650円（有人窓口で購入するとさらにカード代550円）	自動 加入	説明 あり
豊 島 区	LUUP（杉並区シェアサイクル事業）	区内全域	1	5	令和4年7月	不明	基本料金：50円＋1分につき15円	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING	区内全域	5	5	豊島区として直接関与していないため開始時期不明	240	100円/15分 1,800円/12時間	自動 加入	説明 なし
北 区	HELLO CYCLING	赤羽駅、王子駅、十条駅、北赤羽駅、西ヶ原駅、赤羽岩淵駅、志茂駅、西ヶ原四丁目	5	5	平成29年11月	336	～30分・130円～／（延長）15分ごと・100円～／～12時間まで・1,800円	自動 加入	説明 なし
	CHARICO	赤羽駅	4	4	令和4年4月	30	【子供乗せ電動自転車専用】 月額7,700円／（年間契約）月額6,600円	自動 加入	説明 なし
荒 川 区	荒川区シェアサイクル	町屋駅、日暮里駅、西日暮里駅、南千住駅など区内全域	1, 5	5	令和元年8月	455	130円/30分 1,800円/12時間上限	自動 加入	説明 あり
板 橋 区	HELLO CYCLING板橋区自転車*（プラス）シェアリング事業	区内全域	1, 5	5	令和5年10月（令和元年10月から社会実験、令和5年10月から本格実施）	1,366	自転車：利用開始30分まで180円（以降150円/15分） 電動サイクル：利用開始から15分ごと200円、12時間まで4,000円	自動 加入	説明 あり
	LUUP板橋区自転車*（プラス）シェアリング事業	区内全域	1, 5	5		1,144	基本料金：50円＋1分につき15円	自動 加入	説明 あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区 市 町 村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の説明
練 馬 区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	ドコモ・バイクシェア (練馬区シェアサイクル社会実験)	区内全域	1	5	平成29年10月	223	一回会員 165円/30分(延長 165円/30分)、 月額会員 3,300円/1ヶ月	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING (練馬区シェアサイクル社会実験)	区内全域	1	5	平成30年4月	472	130円/30分(延長 100円/15分)、1,800円/12時間	自動 加入	説明 あり
足 立 区	LUUP (練馬区シェアサイクル社会実験)	区内全域	1	5	令和5年2月		50円/回+15円/分	自動 加入	説明 あり
	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	10	2,500円/月	自動 加入	説明 あり
	レンタサイクル	梅島駅	4	4	平成29年8月	10	400円/回(軽快車)、800円/回(電動アシスト付き) 3,500円/月	自動 加入	説明 あり
葛 飾 区	HELLO CYCLING (足立区シェアサイクル事業実証実験)	北千住駅、西新井駅、竹ノ塚駅、綾瀬駅など区内 主要駅	5	5	令和2年2月	1,481	130円/30分 延長15分ごと 100円 (12時間 1,800円)	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING、ダイチャリ (葛飾区シェアサイクル事業社会実験)	新小岩駅、金町駅など区 内全域	1, 5	5	令和4年9月	329	利用開始30分130円、延長15分毎100円 上限料金12時間1800円	自動 加入	説明 あり
江 戸 川 区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	260	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		西葛西駅	1	1	平成21年9月	260	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		葛西臨海公園駅	1	1	平成21年9月	150	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		船堀駅	1	1	平成23年7月	100	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		一之江駅	1	1	平成23年7月	70	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		瑞江駅	1	1	平成25年4月	130	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		篠崎駅	1	1	平成25年4月	65	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		小岩駅	1	1	平成25年4月	100	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		平井駅	1	1	平成25年4月	70	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		東大島駅	1	1	平成25年4月	20	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
		京成小岩駅	1	1	平成25年4月	25	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動 加入	説明 なし
	江戸川区コミュニティサイクル (HELLO CYCLING)	小岩駅、京成小岩駅、篠崎駅、瑞江駅、一之江駅、葛西駅、西葛西駅など区域全域	5	5	令和2年4月	972	最初130円/30分 以後100円/15分、1,800円/12時間	自動 加入	説明 あり
八 王 子 市	自転車のヒロセ	八王子駅	5	5	平成20年頃	12	一時利用350円/3h、700円/日 定期利用2,500円/6日 ※車種・時間による細かい料金設定あり	用意 なし	説明 あり
	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	令和2年4月	2,172	130円/30分(+15分/100円) 1,800円/12時間	自動 加入	説明 あり
立 川 市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	令和4年4月	275	30分130円(+15分/100円) 12時間/1800円	自動 加入	説明 あり
三 鷹 市	HELLO CYCLING	三鷹駅、三鷹台駅他市内 全域	5	5	令和4年4月	165	シティサイクル:30分130円(延長15分100円)、12時間 1,800円 地域、車体によって別料金あり スポーツタイプ:30分300円(延長15分150円)、12時間 3,000円	自動 加入	説明 あり
府 中 市	HELLO CYCLING	府中駅、分倍河原駅など 市内全域	5	5	平成29年5月	871	130円/30分(延長15分毎100円)、1,800円/12時間	自動 加入	説明 なし
調 布 市	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	平成31年4月	856	初乗り30分まで130円、以降延長15分ごと100円、 最大12時間1,800円	自動 加入	説明 あり
町 田 市	HELLO CYCLING	町田駅、鶴川駅、玉川学 園前駅、相原駅、多摩境 駅、南町田グランベリー パーク駅、つくし野駅、 成瀬駅	5	5	令和4年3月	431	30分130円、以降15分ごとに100円 1,800円/日(12時間まで)	自動 加入	説明 あり
小 金 井 市	HELLO CYCLING	武蔵小金井駅・東小金井 駅など市内全域	5	5	令和4年2月	153	最初の30分130円 延長15分100円 12時間1,800円	自動 加入	説明 なし
小 平 市	レンタサイクル	花小金井駅	6	6	平成30年5月	6	無料(補償金1千円)	自動 加入	説明 あり
	HELLO CYCLING	小平駅、花小金井駅、一橋 学園駅、青梅街道駅、東大 和市駅、小川駅、新小平 駅、鷹の台駅	6	5	令和元年8月	86	100円/15分、1,800円/12時間 (最初の30分は130円)	自動 加入	説明 あり
日 野 市	レンタサイクル サービス	高幡不動駅	3	3	平成29年9月	5	一時利用 200円/日 長期利用 1,500円/月、4,000円/3ヶ月、7,200円/6ヶ月	PL 保険	説明 なし
		豊田駅	3	3	平成29年9月	2	一時利用 200円/日 長期利用 1,000円/月、2,700円/3ヶ月、4,800円/6ヶ月	PL 保険	説明 なし
	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	令和5年5月	304	30分130円、以降15分ごとに100円、12時間最大1,800円	自動 加入	説明 なし
東 村 山 市	レンタサイクル	東村山駅	5	5	平成27年6月	6	普通車両 200円/1日 電動アシスト車両 350円/1日	用意 なし	説明 なし
		久米川駅	5	5	平成27年6月	8	普通車両 200円/1日 電動アシスト車両 350円/1日	用意 なし	説明 なし
		秋津駅	5	5	平成29年6月	7	普通車両 200円/1日 電動アシスト車両 350円/1日	用意 なし	説明 なし

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

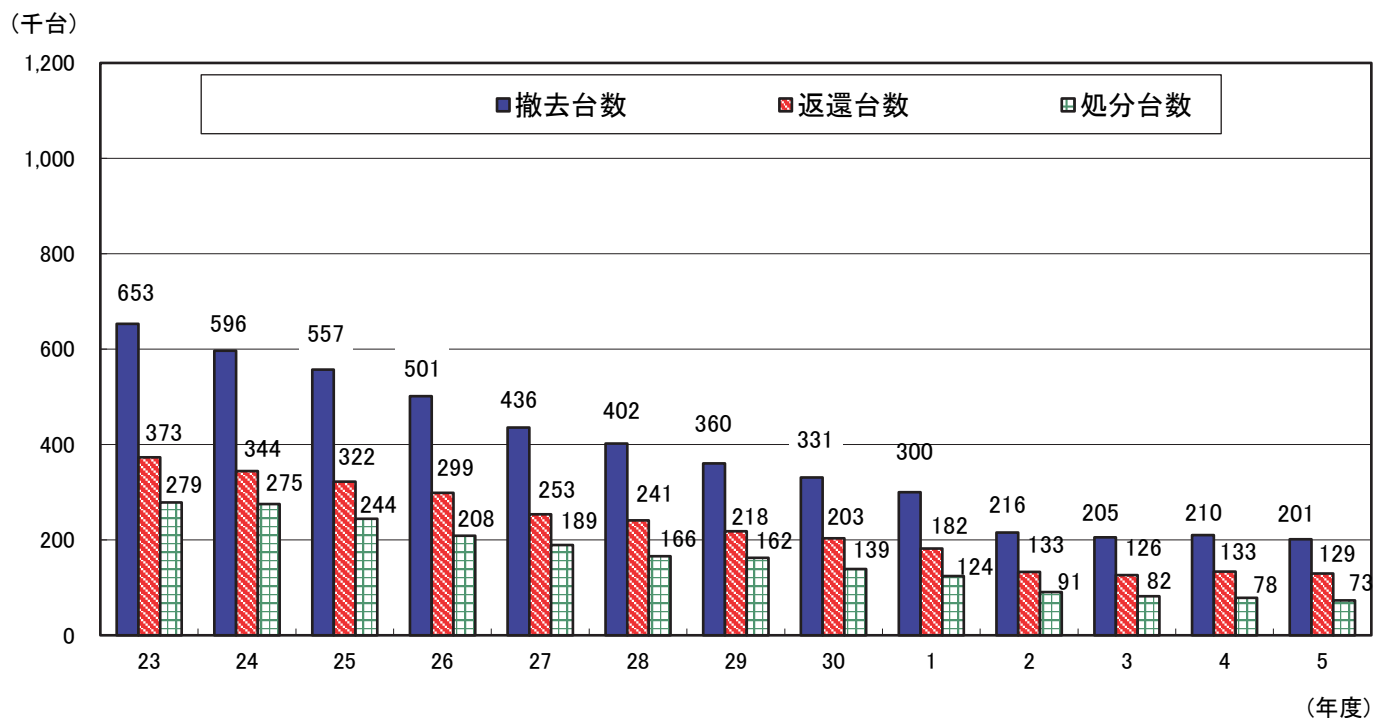
1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区 市 町 村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルール の説明
国 分 寺 市	シェアサイクル ダイチャリ	国分寺駅 (ファミリーマート 国分寺南町三丁目店)	5	5	令和2年2月	4	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		西国分寺駅 (ファミリーマート 海田西国分寺店)	5	5	令和2年8月	5	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		恋ヶ窪駅 (ファミリーマート 国分寺府中街道店)	5	5	令和2年2月	8	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	国分寺駅 (cocobunji・駅北口交番向かいスペース)	5	5	令和3年10月	16	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		西国分寺駅 (西国ビル(西国分寺駅北口))	5	5	平成30年8月	6	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		国立駅 (ひかりプラザ)	5	5	平成30年12月	4	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
		恋ヶ窪駅 (国分寺市役所)	5	5	平成30年11月	6	利用開始30分まで130円、延長15分ごとに100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
国 立 市	HELLO CYCLING	国立駅、谷保駅、矢川駅、市内全域	5	5	平成31年4月	300	利用開始30分まで130円、延長15分毎100円 12時間まで1,800円	自動加入	説明なし
福 生 市	HELLO CYCLING	拝島駅、牛浜駅、福生駅、熊川駅、市内全域	1	5	令和4年3月	141	100円/15分、1,800円/12時間 (最初の30分は130円)	自動加入	説明あり
狛 江 市	HELLO CYCLING	狛江駅、和泉多摩川駅	5	5	令和3年2月	40	最初の30分130円、以降15分毎100円、12時間まで1,800円	自動加入	説明あり
東 大 和 市	サイクルショップサイトウ	上北台駅	5	5	平成28年5月	35	700円(軽快車) から3,500円(新車・試乗を兼ねる) 利用時間11:00～20:00	無	説明なし
	ボキート ア ボコ	武蔵大和駅	5	5	平成28年9月	10	電動アシスト付き・クロスバイク当日3,500円(前日まで予約で2,500円) 利用時間10:00～17:00	自動加入	説明あり
	ちよだサイクル	東大和市駅	5	5	令和元年頃	不明	1日500円 軽快車・スポーツタイプ	無	説明なし
東 久 留 米 市	東久留米市シェアサイクル実証実験	東久留米駅他市内全域	5	5	令和6年8月	86	利用開始30分まで130円(延長15分ごとに100円) 上限12時間1,800円	自動加入	説明あり
武 蔵 村 山 市	武蔵村山市 シェアサイクル実証実験	市内全域(令和5年10月末現在で21拠点を設置)	1	5	令和4年11月	78	利用開始から30分/130円、30分経過後15分/100円、 12時間1,800円	自動加入	説明なし
多 摩 市	レンタサイクル	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
稲 城 市	HELLO CYCLING	矢野口駅、稲城長沼駅、南多摩駅、若葉台駅、京王よみうりランド駅	5	5	平成30年9月	281	130円/30分まで、1,800円/12時間	自動加入	説明あり
羽 村 市	レンタサイクル	羽村駅	3	3	平成29年3月	5	3時間以内500円 3時間を超える場合1,000円	自動加入	説明あり
あ さ り の 野 市	東京裏山ベース	武蔵五日市	5	5	平成28年4月	12	非電動:2,500円/日、電動:3,500円/日	自動加入	説明あり
西 東 京 市	西武柳沢駅北口第一自転車駐車場レンタサイクル	西武柳沢駅	3	3	令和2年1月1日	10	利用時間6:30～20:00、200円/日・回	自動加入	説明なし
	HELLO CYCLING	ひばりヶ丘駅北口	5	5	令和5年5月23日	9	130円/30分まで(＋100/15分) 1800円/12時間 ※電動15分ごとに200円 4000円/12時間	自動加入	説明あり
		西武新宿線東伏見駅	5	5	平成30年9月13日	9	130円/30分まで(＋100/15分) 1800円/12時間 ※電動15分ごとに200円 4000円/12時間	自動加入	説明あり
		田無駅	5	5	令和6年2月16日	16	130円/30分まで(＋100/15分) 1800円/12時間 ※電動15分ごとに200円 4000円/12時間	自動加入	説明あり
		西武柳沢駅	5	5	令和5年12月19日	6	130円/30分まで(＋100/15分) 1800円/12時間 ※電動15分ごとに200円 4000円/12時間	自動加入	説明あり
瑞 穂 町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	3	3	平成24年4月	11	軽快車 200円/日 電動アシスト付き 400円/日	自動加入	説明なし
奥 多 摩 町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	2,500円/回	自動加入	説明あり

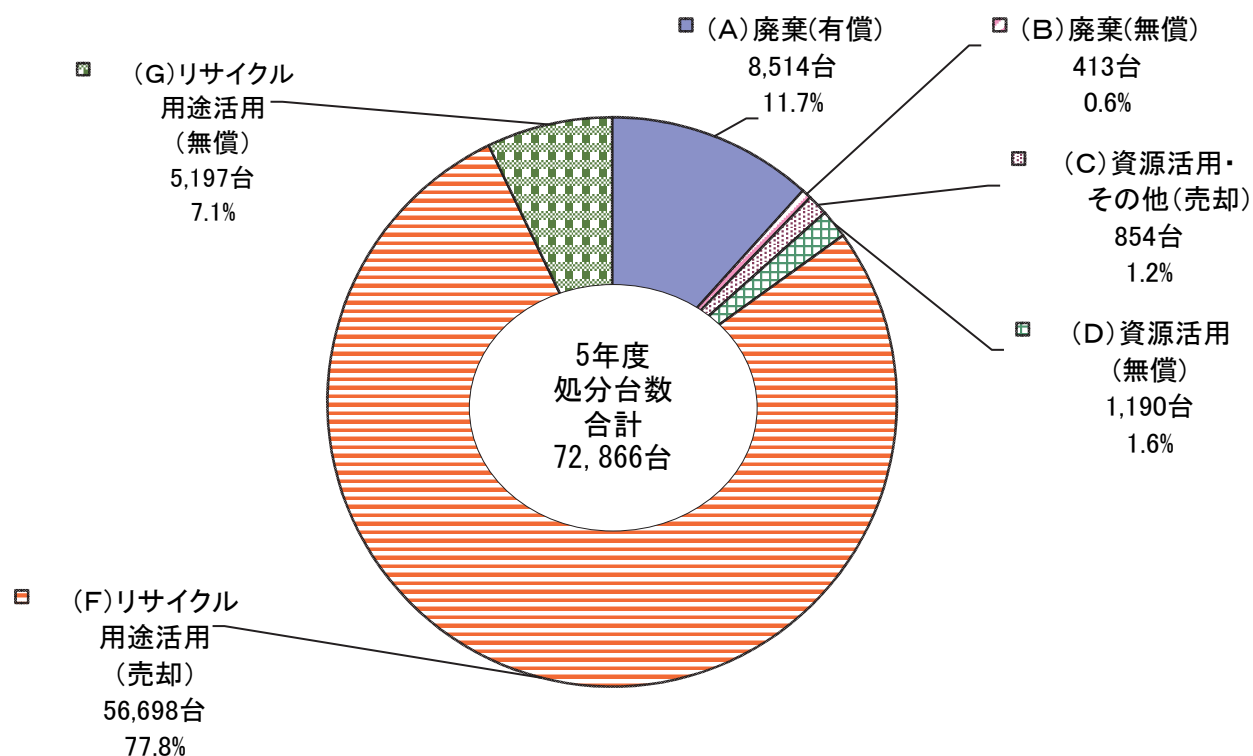
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少傾向にある。



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(令和5年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(令和5年度)

	撤 去 台 数			返 還 台 数			処 分 台 数			(参考) 返還率
	計	自 転 車	原付	計	自 転 車	原付	計	自 転 車	原付	
総 数	201,074	199,955	1,119	129,298	128,545	753	72,866	72,480	386	64.3%
区 部 計	179,478	178,717	761	117,549	117,073	476	62,915	62,636	279	65.5%
千 代 田 区	2,131	2,114	17	1,239	1,228	11	816	809	7	58.1%
中 央 区	3,442	3,442	0	2,178	2,178	0	1,502	1,502	0	63.3%
港 区	6,808	6,794	14	4,923	4,918	5	1,790	1,777	13	72.3%
新 宿 区	20,146	19,889	257	15,823	15,604	219	4,583	4,540	43	78.5%
文 京 区	3,508	3,508	0	2,675	2,675	0	843	843	0	76.3%
台 東 区	6,829	6,829	0	4,297	4,297	0	2,532	2,532	0	62.9%
墨 田 区	6,577	6,577	0	4,015	4,015	0	2,709	2,709	0	61.0%
江 東 区	6,409	6,384	25	3,524	3,515	9	3,009	2,989	20	55.0%
品 川 区	7,959	7,912	47	6,005	5,982	23	1,963	1,963	0	75.4%
目 黒 区	5,799	5,772	27	4,535	4,515	20	1,534	1,526	8	78.2%
大 田 区	14,651	14,606	45	9,658	9,635	23	4,565	4,545	20	65.9%
世 田 谷 区	15,576	15,424	152	11,425	11,327	98	4,378	4,333	45	73.4%
渋 谷 区	5,129	5,108	21	3,204	3,195	9	2,092	2,078	14	62.5%
中 野 区	6,221	6,217	4	3,773	3,773	0	2,393	2,393	0	60.6%
杉 並 区	8,435	8,424	11	4,972	4,971	1	3,604	3,604	0	58.9%
豊 島 区	11,788	11,755	33	8,472	8,450	22	3,316	3,305	11	71.9%
北 区	10,153	10,153	0	6,426	6,426	0	2,182	2,182	0	63.3%
荒 川 区	3,556	3,540	16	1,676	1,672	4	2,056	2,041	15	47.1%
板 橋 区	5,297	5,260	37	2,446	2,426	20	3,201	3,159	42	46.2%
練 馬 区	4,529	4,501	28	2,548	2,537	11	2,250	2,229	21	56.3%
足 立 区	6,165	6,138	27	2,900	2,899	1	2,665	2,645	20	47.0%
葛 飾 区	8,032	8,032	0	5,549	5,549	0	3,887	3,887	0	69.1%
江 戸 川 区	10,338	10,338	0	5,286	5,286	0	5,045	5,045	0	51.1%
市 部 計	21,498	21,145	353	11,724	11,448	276	9,878	9,773	106	54.5%
八 王 子 市	1,802	1,726	76	933	871	62	1,008	986	22	51.8%
立 川 市	1,417	1,400	17	650	638	12	732	728	4	45.9%
武 蔵 野 市	1,630	1,616	14	1,024	1,012	12	597	597	0	62.8%
三 鷹 市	864	858	6	506	502	4	391	388	3	58.6%
青 梅 市	242	238	4	20	20	0	86	85	1	8.3%
府 中 市	1,564	1,564	0	798	798	0	536	536	0	51.0%
昭 島 市	736	734	2	339	338	1	368	367	1	46.1%
調 布 市	2,128	2,102	26	1,419	1,400	19	732	726	6	66.7%
町 田 市	1,260	1,179	81	635	566	69	687	660	27	50.4%
小 金 井 市	880	872	8	591	583	8	343	342	1	67.2%
小 平 市	1,200	1,190	10	603	595	8	653	645	8	50.3%
日 野 市	924	909	15	536	525	11	438	428	10	58.0%
東 村 山 市	603	600	3	221	220	1	353	353	0	36.7%
国 分 寺 市	859	844	15	443	431	12	429	425	4	51.6%
国 立 市	689	689	0	385	385	0	297	297	0	55.9%
福 生 市	283	283	0	163	163	0	142	142	0	57.6%
狛 江 市	180	180	0	100	100	0	199	198	1	55.6%
東 大 和 市	139	137	2	67	65	2	127	127	0	48.2%
清 瀬 市	202	199	3	65	62	3	143	143	0	32.2%
東 久 留 米 市	358	354	4	205	202	3	175	172	3	57.3%
武 蔵 村 山 市	68	68	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
多 摩 市	1,443	1,397	46	1,098	1,060	38	278	269	9	76.1%
稲 城 市	181	180	1	91	90	1	89	89	0	50.3%
羽 村 市	598	598	0	206	206	0	350	350	0	34.4%
あ き る 野 市	257	254	3	89	89	0	158	155.5	2.5	34.6%
西 東 京 市	991	974	17	537	527	10	567	564	3	54.2%
町 村 部 計	98	93	5	25	24	1	73	72	2	25.5%
瑞 穂 町	98	93	5	25	24	1	58	57	1	25.5%
日 の 出 町	0	0	0	0	0	0	15	14.5	0.5	－
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
奥 多 摩 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)放置自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

※ あきる野市と日の出町は、一部駅周辺における放置自転車等の処分に係る費用を両自治体が折半しているため、処分台数に小数点以下の端数が生じている。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 ＜A+B+C+D+E＞			＜A＞ 廃棄（有償）			＜B＞ 廃棄（無償）		
	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付
総 数	72,866	72,391	386	8,514	8,452	62	413	387	26
区部計	62,915	62,636	279	7,617	7,561	56	152	137	15
千 代 田 区	816	809	7	751	744	7	0	0	0
中 央 区	1,502	1,502	0	1,105	1,105	0	0	0	0
港 区	1,790	1,777	13	0	0	0	0	0	0
新 宿 区	4,583	4,540	43	0	0	0	0	0	0
文 京 区	843	843	0	0	0	0	0	0	0
台 東 区	2,532	2,532	0	458	458	0	0	0	0
墨 田 区	2,709	2,709	0	0	0	0	0	0	0
江 東 区	3,009	2,989	20	0	0	0	47	44	3
品 川 区	1,963	1,963	0	0	0	0	0	0	0
目 黒 区	1,534	1,526	8	0	0	0	0	0	0
大 田 区	4,565	4,545	20	982	962	20	0	0	0
世 田 谷 区	4,378	4,333	45	0	0	0	0	0	0
渋谷 区	2,092	2,078	14	0	0	0	94	93	1
中 野 区	2,393	2,393	0	0	0	0	0	0	0
杉 並 区	3,604	3,604	0	1,010	1,010	0	0	0	0
豊 島 区	3,316	3,305	11	2,685	2,685	0	11	0	11
北 区	2,182	2,182	0	167	167	0	0	0	0
荒 川 区	2,056	2,041	15	0	0	0	0	0	0
板 橋 区	3,201	3,159	42	299	270	29	0	0	0
練 馬 区	2,250	2,229	21	77	77	0	0	0	0
足 立 区	2,665	2,645	20	83	83	0	0	0	0
葛 飾 区	3,887	3,887	0	0	0	0	0	0	0
江 戸 川 区	5,045	5,045	0	0	0	0	0	0	0
市部計	9,878	9,684	106	882	877	6	261	250	11
八 王 子 市	1,008	986	22	0	0	0	0	0	0
立 川 市	732	728	4	0	0	0	0	0	0
武 蔵 野 市	597	597	0	249	249	0	0	0	0
三 鷹 市	391	388	3	0	0	0	0	0	0
青 梅 市	86	85	1	0	0	0	0	0	0
府 中 市	536	536	0	0	0	0	0	0	0
昭 島 市	368	367	1	0	0	0	1	0	1
調 布 市	732	726	6	0	0	0	52	52	0
町 田 市	687	660	27	0	0	0	0	0	0
小 金 井 市	343	342	1	0	0	0	0	0	0
小 平 市	653	645	8	0	0	0	0	0	0
日 野 市	438	428	10	0	0	0	0	0	0
東 村 山 市	353	353	0	0	0	0	0	0	0
国 分 寺 市	429	425	4	0	0	0	0	0	0
国 立 市	297	297	0	0	0	0	8	8	0
福 生 市	142	142	0	0	0	0	0	0	0
狛 江 市	199	198	1	0	0	0	72	71	1
東 大 和 市	127	127	0	0	0	0	0	0	0
清 瀬 市	143	143	0	40	40	0	0	0	0
東久留米市	175	172	3	0	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多 摩 市	278	269	9	0	0	0	128	119	9
稲 城 市	89	0	0	89	89	0	0	0	0
羽 村 市	350	350	0	0	0	0	0	0	0
あきる野市	158	155.5	2.5	69	66.5	2.5	0	0	0
西 東 京 市	567	564	3	435	432	3	0	0	0
町村部計	73	72	2	15	15	1	0	0	0
瑞 穂 町	58	57	1	0	0	0	0	0	0
日 の 出 町	15	14.5	0.5	15	14.5	0.5	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥 多 摩 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	＜C＞ 資源活用・ その他（売却）			＜D＞ 資源活用（無償）			＜E＞ リサイクル用途活用 ＜E＞ = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳①		
										(F) 売却		
	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付
総 数	854	812	42	1,190	1,183	7	61,895	61,646	249	56,698	56,452	246
区部計	193	178	15	1,075	1,069	6	53,878	53,691	187	50,271	50,084	187
千 代 田 区	0	0	0	0	0	0	65	65	0	0	0	0
中 央 区	0	0	0	0	0	0	397	397	0	397	397	0
港 区	0	0	0	0	0	0	1,790	1,777	13	1,513	1,500	13
新 宿 区	0	0	0	0	0	0	4,583	4,540	43	4,583	4,540	43
文 京 区	0	0	0	0	0	0	843	843	0	843	843	0
台 東 区	0	0	0	0	0	0	2,074	2,074	0	2,074	2,074	0
墨 田 区	0	0	0	0	0	0	2,709	2,709	0	2,614	2,614	0
江 東 区	0	0	0	0	0	0	2,962	2,945	17	1,978	1,961	17
品 川 区	178	178	0	0	0	0	1,785	1,785	0	1,599	1,599	0
目 黒 区	0	0	0	132	126	6	1,402	1,400	2	1,402	1,400	2
大 田 区	0	0	0	0	0	0	3,583	3,583	0	3,523	3,523	0
世 田 谷 区	0	0	0	0	0	0	4,378	4,333	45	4,301	4,256	45
渋 谷 区	0	0	0	0	0	0	1,998	1,985	13	1,998	1,985	13
中 野 区	0	0	0	943	943	0	1,450	1,450	0	1,450	1,450	0
杉 並 区	0	0	0	0	0	0	2,594	2,594	0	2,136	2,136	0
豊 島 区	0	0	0	0	0	0	620	620	0	500	500	0
北 区	0	0	0	0	0	0	2,015	2,015	0	2,015	2,015	0
荒 川 区	15	0	15	0	0	0	2,041	2,041	0	1,692	1,692	0
板 橋 区	0	0	0	0	0	0	2,902	2,889	13	2,902	2,889	13
練 馬 区	0	0	0	0	0	0	2,173	2,152	21	2,173	2,152	21
足 立 区	0	0	0	0	0	0	2,582	2,562	20	2,582	2,562	20
葛 飾 区	0	0	0	0	0	0	3,887	3,887	0	3,467	3,467	0
江 戸 川 区	0	0	0	0	0	0	5,045	5,045	0	4,529	4,529	0
市部計	661	634	27	115	114	1	7,959	7,898	61	6,369	6,311	58
八 王 子 市	0	0	0	0	0	0	1,008	986	22	1,008	986	22
立 川 市	0	0	0	0	0	0	732	728	4	474	470	4
武 蔵 野 市	0	0	0	0	0	0	348	348	0	348	348	0
三 鷹 市	0	0	0	0	0	0	391	388	3	391	388	3
青 梅 市	0	0	0	0	0	0	86	85	1	86	85	1
府 中 市	252	252	0	0	0	0	284	284	0	0	0	0
昭 島 市	0	0	0	0	0	0	367	367	0	367	367	0
調 布 市	0	0	0	0	0	0	680	674	6	608	602	6
町 田 市	309	282	27	0	0	0	378	378	0	378	378	0
小 金 井 市	0	0	0	115	114	1	228	228	0	228	228	0
小 平 市	0	0	0	0	0	0	653	645	8	532	524	8
日 野 市	0	0	0	0	0	0	438	428	10	438	428	10
東 村 山 市	0	0	0	0	0	0	353	353	0	353	353	0
国 分 寺 市	0	0	0	0	0	0	429	425	4	429	425	4
国 立 市	0	0	0	0	0	0	289	289	0	0	0	0
福 生 市	0	0	0	0	0	0	142	142	0	128	128	0
狛 江 市	0	0	0	0	0	0	127	127	0	127	127	0
東 大 和 市	100	100	0	0	0	0	27	27	0	0	0	0
清 瀬 市	0	0	0	0	0	0	103	103	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0	0	175	172	3	94	94	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多 摩 市	0	0	0	0	0	0	150	150	0	0	0	0
稲 城 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽 村 市	0	0	0	0	0	0	350	350	0	350	350	0
あきる野市	0	0	0	0	0	0	89	89	0	30	30	0
西 東 京 市	0	0	0	0	0	0	132	132	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0	0	58	57	1	58	57	1
瑞 穂 町	0	0	0	0	0	0	58	57	1	58	57	1
日 の 出 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥 多 摩 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無 償			(H) 自 転 車				(I) 原 付			
	計	自 転 車	原 付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総 数	5,197	5,194	3	61,646	12,814	44,349	4,483	249	24	201	24
区部計	3,607	3,607	0	53,691	9,965	39,500	4,226	187	20	146	21
千代田区	65	65	0	65	65	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	397	397	0	0	0	0	0	0
港区	277	277	0	1,777	277	1,500	0	13	0	13	0
新宿区	0	0	0	4,540	0	4,540	0	43	0	43	0
文京区	0	0	0	843	0	843	0	0	0	0	0
台東区	0	0	0	2,074	0	2,074	0	0	0	0	0
墨田区	95	95	0	2,709	95	2,614	0	0	0	0	0
江東区	984	984	0	2,945	984	1,961	0	17	0	17	0
品川区	186	186	0	1,785	186	1,599	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	1,400	0	1,400	0	2	0	2	0
大田区	60	60	0	3,583	3,583	0	0	0	0	0	0
世田谷区	77	77	0	4,333	77	4,256	0	45	0	45	0
渋谷区	0	0	0	1,985	0	1,985	0	13	0	13	0
中野区	0	0	0	1,450	1,450	0	0	0	0	0	0
杉並区	458	458	0	2,594	458	2,136	0	0	0	0	0
豊島区	120	120	0	620	620	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	2,015	0	2,015	0	0	0	0	0
荒川区	349	349	0	2,041	349	1,692	0	0	0	0	0
板橋区	0	0	0	2,889	0	2,889	0	13	0	13	0
練馬区	0	0	0	2,152	0	0	2,152	21	0	0	21
足立区	0	0	0	2,562	488	0	2,074	20	20	0	0
葛飾区	420	420	0	3,887	420	3,467	0	0	0	0	0
江戸川区	516	516	0	5,045	516	4,529	0	0	0	0	0
市部計	1,590	1,587	3	7,898	2,827	4,814	257	61	4	54	3
八王子市	0	0	0	986	0	986	0	22	0	22	0
立川市	258	258	0	728	258	470	0	4	0	4	0
武蔵野市	0	0	0	348	0	348	0	0	0	0	0
三鷹市	0	0	0	388	388	0	0	3	3	0	0
青梅市	0	0	0	85	85	0	0	1	1	0	0
府中市	284	284	0	284	284	0	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	367	367	0	0	0	0	0	0
調布市	72	72	0	674	72	602	0	6	0	6	0
町田市	0	0	0	378	378	0	0	0	0	0	0
小金井市	0	0	0	228	0	228	0	0	0	0	0
小平市	121	121	0	645	266	379	0	8	0	8	0
日野市	0	0	0	428	0	428	0	10	0	10	0
東村山市	0	0	0	353	0	353	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	425	0	425	0	4	0	4	0
国立市	289	289	0	289	65	224	0	0	0	0	0
福生市	14	14	0	142	14	0	128	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	127	25	102	0	0	0	0	0
東大和市	27	27	0	27	27	0	0	0	0	0	0
清瀬市	103	103	0	103	103	0	0	0	0	0	0
東久留米市	81	78	3	172	94	0	78	3	0	0	3
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	150	150	0	150	103	47	0	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	350	128	222	0	0	0	0	0
あきる野市	59	59	0	89	38	0	51	0	0	0	0
西東京市	132	132	0	132	132	0	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	57	22	35	0	1	0	1	0
瑞穂町	0	0	0	57	22	35	0	1	0	1	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	＜A＞ 自転車商組合、 自転車販売業者	＜B＞ その他の 民間事業者	＜C＞ 社会福祉法人、 シルバー人材センター等	＜D＞ 一般住民	＜E＞ その他
総 数	12,814	5,043	4,298	3,371	0	102
区部計	9,965	3,517	3,551	2,817	0	80
千 代 田 区	65	65	0	0	0	0
中 央 区	397	397	0	0	0	0
港 区	277	0	0	277	0	0
新 宿 区	0	0	0	0	0	0
文 京 区	0	0	0	0	0	0
台 東 区	0	0	0	0	0	0
墨 田 区	95	95	0	0	0	0
江 東 区	984	0	0	984	0	0
品 川 区	186	30	0	156	0	0
目 黒 区	0	0	0	0	0	0
大 田 区	3,583	472	3,051	0	0	60
世 田 谷 区	77	0	0	77	0	0
渋 谷 区	0	0	0	0	0	0
中 野 区	1,450	1,450	0	0	0	0
杉 並 区	458	0	0	458	0	0
豊 島 区	620	100	500	0	0	20
北 区	0	0	0	0	0	0
荒 川 区	349	0	0	349	0	0
板 橋 区	0	0	0	0	0	0
練 馬 区	0	0	0	0	0	0
足 立 区	488	488	0	0	0	0
葛 飾 区	420	420	0	0	0	0
江 戸 川 区	516	0	0	516	0	0
市部計	2,827	1,504	747	554	0	22
八 王 子 市	0	0	0	0	0	0
立 川 市	258	0	0	258	0	0
武 蔵 野 市	0	0	0	0	0	0
三 鷹 市	388	88	300	0	0	0
青 梅 市	85	85	0	0	0	0
府 中 市	284	284	0	0	0	0
昭 島 市	367	84	283	0	0	0
調 布 市	72	0	0	72	0	0
町 田 市	378	214	164	0	0	0
小 金 井 市	0	0	0	0	0	0
小 平 市	266	145	0	121	0	0
日 野 市	0	0	0	0	0	0
東 村 山 市	0	0	0	0	0	0
国 分 寺 市	0	0	0	0	0	0
国 立 市	65	65	0	0	0	0
福 生 市	14	0	0	0	0	14
狛 江 市	25	25	0	0	0	0
東 大 和 市	27	27	0	0	0	0
清 瀬 市	103	0	0	103	0	0
東久留米市	94	94	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0
多 摩 市	103	103	0	0	0	0
稲 城 市	0	0	0	0	0	0
羽 村 市	128	128	0	0	0	0
あきる野市	38	30	0	0	0	8
西 東 京 市	132	132	0	0	0	0
町村部計	22	22	0	0	0	0
瑞 穂 町	22	22	0	0	0	0
日 の 出 町	0	0	0	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0
奥 多 摩 町	0	0	0	0	0	0

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数 (台)	敷地面積 (㎡)
総 数	120	116,353	173,983
区部計	90	88,307	124,161
千 代 田 区	3	960	1,510
中 央 区	2	1,450	3,379
港 区	6	2,200	3,403
新 宿 区	3	5,900	6,211
文 京 区	2	1,086	1,119
台 東 区	6	5,300	8,745
墨 田 区	4	5,000	5,372
江 東 区	2	5,399	7,726
品 川 区	2	6,000	5,778
目 黒 区	3	3,635	4,900
大 田 区	4	3,000	5,269
世 田 谷 区	7	5,150	11,200
渋 谷 区	4	2,280	2,921
中 野 区	4	2,390	2,590
杉 並 区	4	3,220	5,411
豊 島 区	4	2,160	3,194
北 区	4	3,670	4,884
荒 川 区	3	1,750	2,573
板 橋 区	4	3,000	5,660
練 馬 区	4	7,700	10,812
足 立 区	5	5,660	6,674
葛 飾 区	4	5,397	7,286
江 戸 川 区	6	6,000	7,544
市部計	29	27,946	49,742
八 王 子 市	1	850	880
立 川 市	1	6,088	15,524
武 蔵 野 市	1	1,200	3,367
三 鷹 市	1	700	1,486
青 梅 市	1	600	826
府 中 市	2	1,830	1,830
昭 島 市	1	600	993
調 布 市	2	2,664	2,471
町 田 市	1	2,100	2,567
小 金 井 市	1	510	1,937
小 平 市	1	1,300	1,190
日 野 市	1	328	1,872
東 村 山 市	1	1,460	1,843
国 分 寺 市	1	1,000	3,314
国 立 市	1	300	185
福 生 市	1	336	729
狛 江 市	1	750	1,365
東 大 和 市	1	500	512
清 瀬 市	1	350	336
東 久 留 米 市	1	350	416
武 蔵 村 山 市	1	200	200
多 摩 市	2	1,330	2,057
稲 城 市	1	1,420	1,820
羽 村 市	2	380	1,000
あ き る 野 市			
西 東 京 市	1	800	1,022
町村部計	1	100	80
瑞 穂 町	1	100	80
日 の 出 町			
檜 原 村			
奥 多 摩 町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千 代 田 区	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係	03-3264-2111(代) 内3721 03-5211-4345(直)
中 央 区	環境土木部 交通課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5413 03-6278-8171(直)
港 区	街づくり支援部 地域交通課 自転車交通担当	03-3578-2111(代) 内2203
新 宿 区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4674 03-5273-4144(直)
文 京 区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3010 03-5803-1244(直)
台 東 区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1305(直)
墨 田 区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江 東 区	土木部 地域交通課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6495 03-3647-4789(直)
品 川 区	防災まちづくり部 地域交通政策課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430 03-5742-6786(直)
目 黒 区	都市整備部 土木管理課 自転車対策係	03-3715-1111(代) 内3131 03-5722-9444(直)
大 田 区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当	03-5744-1111(代) 内(自・対)3141・(交通安全)3112 03-5744-1390・1315(直)
世 田 谷 区	土木部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内60-538 03-6432-7968(直)
渋 谷 区	土木部 交通政策課 交通政策係	03-3463-1211(代) 内7474 03-3463-1854(直)
中 野 区	都市基盤部 交通政策課 自転車対策係	03-3389-1111(代) 内38972 03-3228-5561(直)
杉 並 区	都市整備部 管理課 自転車駐車場係	03-3312-2111(代) 内3517 03-5307-0663(直)
豊 島 区	都市整備部 土木管理課 放置自転車対策グループ	03-3981-1111(代) 内2689 03-3981-2169(直)
北 区	土木部 土木管理課 自転車対策係	03-3908-1111(代) 内2988 03-3908-9218(直)
荒 川 区	防災都市づくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716 03-3802-4420(直)
板 橋 区	土木部 土木計画・交通安全課 自転車対策係	03-3964-1111(代) 内2517 03-3579-2517(直)
練 馬 区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内(自対)8319・(交施)8311 03-5984-1993・1996(直)
足 立 区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2283 03-3880-5914(直)
葛 飾 区	都市整備部 交通政策課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内3507 03-5654-8386(直)
江 戸 川 区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代) 内2671 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八 王 子 市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3479 042-620-7427(直)
立 川 市	まちづくり部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2285 042-528-4360(直)
武 蔵 野 市	都市整備部 交通企画課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2735 0422-60-1860(直)
三 鷹 市	都市再生部 都市交通課 交通安全係	0422-45-1151(代) 内2883 0422-29-9709(直)
青 梅 市	市民安全部 交通政策課 管理係	0428-22-1111(代) 内2556
府 中 市	生活環境部 地域安全対策課	042-336-4111(代) 内2370 042-335-4069(直)
昭 島 市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-544-5111(代) 内2508
調 布 市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420～2(直)
町 田 市	道路部 道路管理課 適正利用推進係	042-722-3111(代) 内3842 042-724-3257(直)
小 金 井 市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小 平 市	都市開発部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2622 042-346-9549(直)
日 野 市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3321 042-514-8431(直)
東 村 山 市	まちづくり部 交通課 交通企画係	042-393-5111(代) 内3707
国 分 寺 市	建設環境部 交通対策課 交通対策担当	042-325-0111(代) 内363
国 立 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福 生 市	都市建設部 道路下水道課 管理・交通安全対策係	042-551-1511(代) 内2837 042-551-1969(直)
狛 江 市	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2521 03-3430-1314(直)
東 大 和 市	まちづくり部 都市基盤課 交通対策担当	042-563-2111(代) 内1256
清 瀬 市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内3224 042-497-2096(直)
東 久 留 米 市	都市建設部 管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740・2741 042-470-7764(直)
武 蔵 村 山 市	都市整備部 道路下水道課 維持補修係	042-565-1111(代) 内263
多 摩 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲 城 市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽 村 市	総務部 防災安全課 防犯・交通安全係	042-555-1111(代) 内215・216
あ き る 野 市	総務部 地域防災課 地域安全係	042-558-1111(代) 内2345 042-558-1394(直)
西 東 京 市	まちづくり部 交通課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内22453～22455 042-438-4057(直)
瑞 穂 町	協働推進部 安全・安心課 安全係	042-557-0501(代) 内2620 042-557-7610(直)
日 の 出 町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511(代) 内332 042-588-5067(直)
檜 原 村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内212
奥 多 摩 町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内204 0428-83-2349(直)

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

区市町村	名 称	協議会等																	総合計画等						
		発 足 (策定) 年 月	令和5年度開催回数	構成員							協議対象事項					根拠			総合計画の策定	根拠					
				区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車場の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車法に基づく条例	知事あて通達によるもの	その他		自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの	任意によるもの			
千代田区	秋葉原周辺放置自転車連絡会	H27.6	0	○				○	○				○	○	○	○	○								
新宿区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H7.6	0	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○				○	○			
台東区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○			○						
墨田区	墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0	○	○	○	○	○						○		○	○								
江東区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	1	○	○	○	○	○						○	○	○			○						
目黒区	学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	0	○			○	○	○		○	○	○	○	○				○						
	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	0	○			○	○	○		○	○	○	○	○				○						
	都立大学駅周辺自転車等駐車場増設促進協議会	H15.6	0	○			○	○	○		○	○	○	○	○				○						
大田区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
世田谷区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			○	○				
渋谷区	渋谷区自転車活用推進協議会	R5.7	2	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○								
中野区	中野区自転車等駐車対策協議会	H7.9	4	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○				
杉並区	杉並区自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	2	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○				
豊島区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	2		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○				
荒川区	荒川区自転車等駐車対策協議会	H10.12	0	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○							○	
板橋区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	0					○					○			○			○						
練馬区	練馬区自転車駐車対策協議会	H10.2	1			○	○	○		○	○		○	○	○	○	○				○	○			
	光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	1	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			○						

区市町村	名 称	協議会等																総合計画等				
		発 足 (策定) 年 月	令和5年度開催回数	構成員						協議対象事項					根拠			総合計画の策定	根拠			
				区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車場の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車法に基づく条例	知事あて通達によるもの		その他	自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの	任意によるもの
葛飾区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策等連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○				
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○				
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○				
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			
立川市	立川市自転車施策推進協議会	R2.10	2		○	○	○	○		○	○	○			○	○		○	○	○		○
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
府中市	府中自転車対策審議会	S58.6	1			○	○			○	○					○						
調布市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○			○	○		
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○		○			○	○	○			○				
国分寺市	国分寺市交通安全対策協議会	S41	3	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				
国立市	国立市自転車対策審議会	H28.6	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
狛江市	狛江市自転車等駐車対策協議会	H9.10	2	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○						
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	1		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	○		○	○		○	○	○	○				○						○
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○						

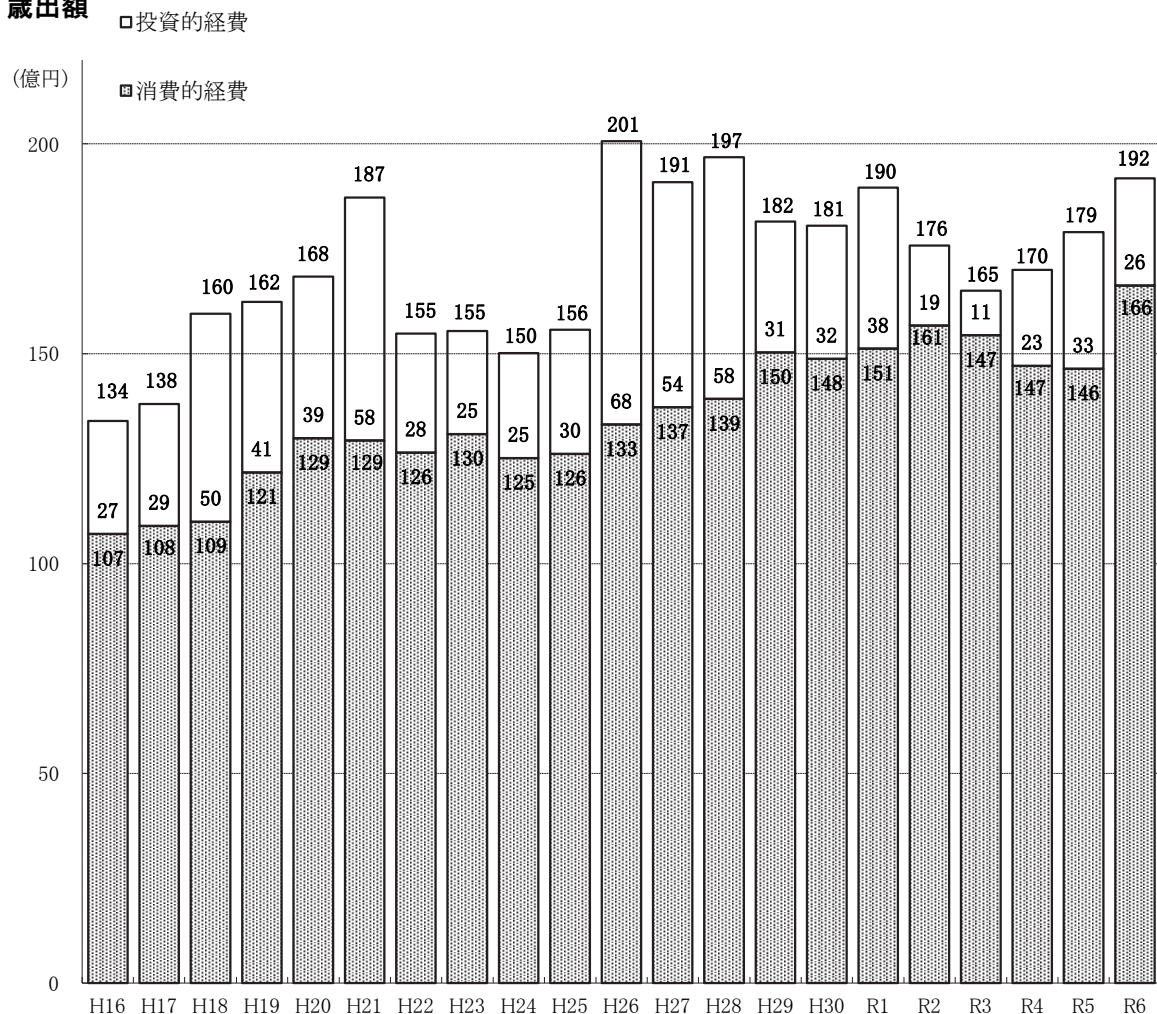
<参考>

都は、都内の駅前放置自転車の多くを占める都心6区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区)と駅前放置自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

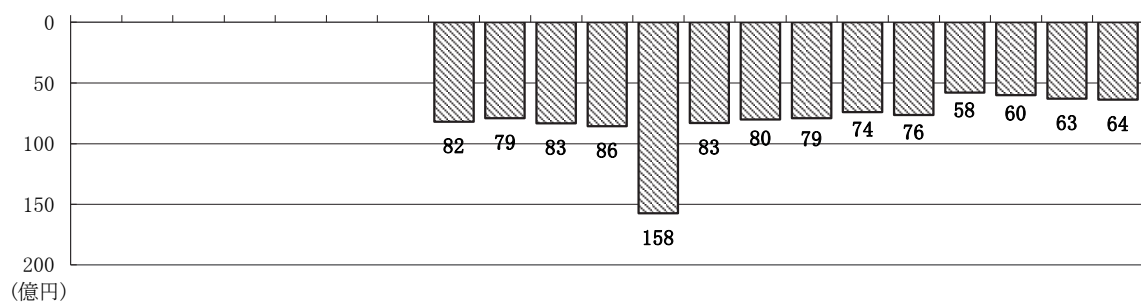
3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移

歳出額



歳入額



(注) ・令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額

・歳入額は、平成24年度から調査を実施

・投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

・消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

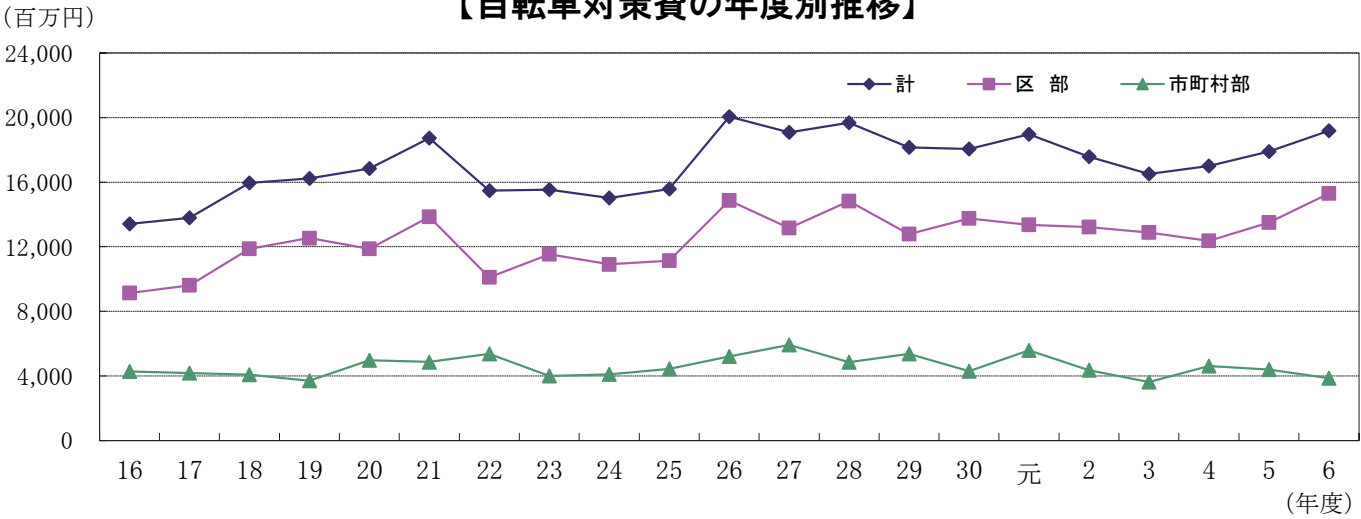
(単位：千円)

種 別	地域	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自転車対策費 計	計	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	20,065,505	19,085,266	19,680,769
	区 部	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	14,854,674	13,151,849	14,827,239
	市 部	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,206,840	5,915,260	4,838,566
	町村部	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717	3,991	18,157	14,964
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	6,756,523	5,361,957	5,761,003
	区 部	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	5,207,835	3,121,054	4,414,666
	市 部	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,548,688	2,237,987	1,346,337
	町村部	0	0	2,000	0	0	0	2,916	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費・ 広報費等	計	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,308,982	13,723,309	13,919,766
	区 部	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,646,839	10,030,795	10,412,573
	市 部	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,658,152	3,677,273	3,492,229
	町村部	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717	3,991	15,241	14,964

種 別	地域	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自転車対策費 計	計	18,151,909	18,050,512	18,961,662	17,580,740	16,504,270	16,999,900	17,893,919	19,176,735
	区 部	12,775,050	13,752,811	13,363,585	13,219,709	12,881,350	12,372,796	13,495,136	15,309,294
	市 部	5,361,839	4,282,551	5,581,495	4,337,758	3,597,549	4,601,669	4,374,718	3,839,675
	町村部	15,020	15,150	16,582	23,273	25,371	25,435	24,065	27,766
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	3,121,259	3,173,611	3,843,218	1,912,813	1,064,303	2,290,225	3,252,513	2,553,646
	区 部	1,899,346	2,589,071	2,042,586	1,230,786	891,597	1,050,254	2,246,267	2,343,036
	市 部	1,221,913	584,540	1,800,632	682,027	172,706	1,239,971	1,006,246	210,610
	町村部	0	0	0	0	0	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費・ 広報費等	計	15,030,650	14,876,901	15,118,444	15,667,927	15,439,967	14,709,675	14,641,406	16,623,089
	区 部	10,875,704	11,163,740	11,320,999	11,988,923	11,989,753	11,322,542	11,248,869	12,966,258
	市 部	4,139,926	3,698,011	3,780,863	3,655,731	3,424,843	3,361,698	3,368,472	3,629,065
	町村部	15,020	15,150	16,582	23,273	25,371	25,435	24,065	27,766

(注) 令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	令和6年度予算				令和5年度決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	19,176,735	2,553,646	16,623,089	6,370,049	17,893,919	3,252,513	14,641,406	6,287,274
区部計	15,309,294	2,343,036	12,966,258	4,906,678	13,495,136	2,246,267	11,248,869	4,892,699
千代田区	137,643	20,452	117,191	57,243	154,997	48,940	106,057	64,602
中央区	263,454	0	263,454	75,716	253,499	0	253,499	70,837
港区	923,350	120,684	802,666	8,180	1,165,596	393,358	772,238	9,924
新宿区	587,321	28,961	558,360	69,371	480,436	0	480,436	68,897
文京区	210,098	2,868	207,230	88,331	209,044	0	209,044	95,338
台東区	471,302	17,159	454,143	167,126	385,939	12,204	373,735	166,608
墨田区	414,668	0	414,668	259,782	431,578	20,342	411,236	241,942
江東区	253,341	11,145	242,196	19,011	241,653	7,979	233,674	39,104
品川区	520,910	52,200	468,710	284,842	493,635	50,630	443,005	289,382
目黒区	228,449	125,973	102,476	40,917	169,804	44,833	124,971	36,240
大田区	2,618,507	1,211,800	1,406,707	821,376	1,560,288	210,285	1,350,003	768,920
世田谷区	533,910	12,702	521,208	67,880	442,718	0	442,718	69,429
渋谷区	71,194	0	71,194	61,042	76,600	0	76,600	58,148
中野区	547,018	6,349	540,669	191,935	195,749	0	195,749	196,626
杉並区	1,147,082	109,627	1,037,455	549,992	1,070,104	19,750	1,050,354	622,222
豊島区	796,711	45,043	751,668	342,797	704,613	21,131	683,482	331,577
北区	335,264	65,364	269,900	155,174	247,559	0	247,559	166,352
荒川区	282,429	0	282,429	107,930	252,271	0	252,271	118,099
板橋区	751,892	141,100	610,792	81,321	554,296	12,217	542,079	48,692
練馬区	1,445,394	165,959	1,279,435	90,244	1,607,591	410,317	1,197,274	150,107
足立区	892,310	87,058	805,252	413,647	1,617,605	864,108	753,497	440,973
葛飾区	1,133,081	47,620	1,085,461	629,947	481,014	25,752	455,262	577,502
江戸川区	743,966	70,972	672,994	322,874	698,547	104,421	594,126	261,178
市部計	3,839,675	210,610	3,629,065	1,440,153	4,374,718	1,006,246	3,368,472	1,371,070
八王子市	126,349	0	126,349	13,253	121,924	0	121,924	9,756
立川市	519,506	9,108	510,398	236,934	547,487	63,147	484,340	238,991
武蔵野市	418,876	0	418,876	3,326	501,579	117,600	383,979	3,537
三鷹市	294,967	23,531	271,436	9,830	256,146	1,982	254,164	12,651
青梅市	62,042	0	62,042	54,109	59,964	0	59,964	54,788
府中市	162,364	0	162,364	69,362	149,534	0	149,534	68,451
昭島市	169,267	0	169,267	110,609	159,369	0	159,369	110,291
調布市	466,843	49,486	417,357	242,064	399,935	5,823	394,112	218,805
町田市	53,403	3,034	50,369	4,058	53,794	2,900	50,894	2,340
小金井市	129,775	4,657	125,118	57,430	133,695	12,177	121,518	57,791
小平市	368,829	79,197	289,632	148,635	346,489	67,168	279,321	151,462
日野市	41,092	0	41,092	2,733	29,825	0	29,825	2,676
東村山市	80,674	0	80,674	935	78,532	0	78,532	1,004
国分寺市	272,688	0	272,688	231,424	250,933	0	250,933	224,204
国立市	102,546	0	102,546	154,546	91,559	0	91,559	108,606
福生市	116,642	0	116,642	439	36,279	0	36,279	355
狛江市	17,389	0	17,389	348	17,523	0	17,523	424
東大和市	25,930	0	25,930	2,845	24,405	0	24,405	2,839
清瀬市	32,740	7,000	25,740	7,846	36,061	11,852	24,209	7,855
東久留米市	121,383	16,577	104,806	52,575	651,590	533,544	118,046	59,452
武蔵村山市	16,091	0	16,091	0	15,663	0	15,663	0
多摩市	64,142	18,020	46,122	3,404	196,469	159,170	37,299	3,636
稲城市	2,651	0	2,651	589	6,266	0	6,266	556
羽村市	28,029	0	28,029	823	27,696	0	27,696	647
あきる野市	15,752	0	15,752	573	32,515	19,272	13,243	585
西東京市	129,705	0	129,705	31,463	149,486	11,611	137,875	29,368
町村部計	27,766	0	27,766	23,218	24,065	0	24,065	23,505
瑞穂町	24,686	0	24,686	23,218	21,184	0	21,184	23,505
日の出町	3,044	0	3,044	0	2,845	0	2,845	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	0	36	0	36	0	36	0

※(3)～(5)は原則として、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計等に一致しない場合がある。

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	令和6年度予算					令和5年度決算				
	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入
総 計	6,370,049	484,067	117,787	5,260,411	507,784	6,287,274	453,665	154,140	5,272,889	406,581
区 部 計	4,906,678	453,627	107,537	3,894,425	451,089	4,892,699	427,742	143,394	3,972,582	348,981
千代田区	57,243	3,150	0	54,093	0	64,602	2,532	0	62,070	0
中央区	75,716	8,700	150	66,866	0	70,837	6,414	249	64,174	0
港区	8,180	8,015	165	0	0	9,924	9,743	181	0	0
新宿区	69,371	48,705	18,159	0	2,507	68,897	47,347	19,666	0	1,884
文京区	88,331	10,904	368	72,586	4,473	95,338	10,692	1,322	79,305	4,019
台東区	167,126	25,000	4,875	137,251	0	166,608	21,155	6,820	138,633	0
墨田区	259,782	23,000	8,270	228,462	50	241,942	19,395	7,099	215,362	86
江東区	19,011	14,065	4,213	0	733	39,104	13,697	7,251	0	18,156
品川区	284,842	18,060	3,610	258,158	5,014	289,382	17,856	4,645	261,867	5,014
目黒区	40,917	21,346	1,655	9,378	8,538	36,240	17,650	1,812	9,394	7,384
大田区	821,376	27,206	3,847	751,040	39,283	768,920	28,186	2,590	723,993	14,151
世田谷区	67,880	51,640	3,737	8,682	3,821	69,429	33,647	11,359	20,335	4,088
渋谷区	61,042	15,706	2,670	0	42,666	58,148	12,378	1,708	0	44,062
渋谷区	191,935	0	8,200	183,735	0	196,626	18,230	5,753	172,643	0
杉並区	549,992	24,950	2,727	522,315	0	622,222	23,630	7,075	591,517	0
豊島区	342,797	50,332	2,100	240,059	50,306	331,577	41,580	1,364	240,192	48,441
北区	155,174	35,000	3,450	111,724	5,000	166,352	32,130	5,155	129,067	0
荒川区	107,930	6,075	3,691	96,726	1,438	118,099	7,800	4,472	104,389	1,438
板橋区	81,321	12,326	7,464	0	61,531	48,692	10,077	9,572	0	29,043
練馬区	90,244	10,940	5,786	68,928	4,590	150,107	9,577	5,549	129,202	5,779
足立区	413,647	5,015	8,533	398,000	2,099	440,973	7,964	24,366	406,057	2,586
葛飾区	629,947	15,132	6,639	608,176	0	577,502	16,170	8,429	548,496	4,407
江戸川区	322,874	18,360	7,228	78,246	219,040	261,178	19,892	6,957	75,886	158,443
市 部 計	1,440,153	30,410	10,212	1,343,986	55,545	1,371,070	25,904	10,723	1,278,130	56,313
八王子市	13,253	5,021	3,306	0	4,926	9,756	2,687	2,203	0	4,866
立川市	236,934	1,182	448	229,148	6,156	238,991	1,194	824	230,755	6,218
武蔵野市	3,326	2,940	377	0	9	3,537	2,878	650	0	9
三鷹市	9,830	1,148	217	0	8,465	12,651	1,164	533	0	10,954
青梅市	54,109	31	61	53,592	425	54,788	21	43	54,043	681
府中市	69,362	1,119	680	67,563	0	68,451	1,561	409	66,481	0
昭島市	110,609	400	295	109,914	0	110,291	532	425	109,334	0
調布市	242,064	4,471	937	236,656	0	218,805	3,398	1,289	214,118	0
町田市	4,058	3,695	363	0	0	2,340	1,935	405	0	0
小金井市	57,430	1,233	91	56,101	5	57,791	1,437	131	56,218	5
小平市	148,635	1,100	195	147,340	0	151,462	1,124	373	149,965	0
日野市	2,733	1,464	1,269	0	0	2,676	1,543	1,133	0	0
東村山市	935	232	468	0	235	1,004	178	631	0	195
国分寺市	231,424	1,021	606	228,601	1,196	224,204	909	897	221,199	1,199
国立市	154,546	628	0	153,778	140	108,606	682	0	107,764	160
福生市	439	191	248	0	0	355	146	209	0	0
狛江市	348	275	73	0	0	424	279	145	0	0
東大和市	2,845	105	8	0	2,732	2,839	104	3	0	2,732
清瀬市	7,846	112	0	7,734	0	7,855	96	0	7,759	0
東久留米市	52,575	500	75	52,000	0	59,452	360	94	58,998	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	3,404	1,845	0	1,559	0	3,636	2,140	0	1,496	0
稲城市	589	241	0	0	348	556	208	0	0	348
羽村市	823	343	480	0	0	647	348	299	0	0
あきる野市	573	0	15	0	558	585	0	27	0	558
西東京市	31,463	1,113	0	0	30,350	29,368	980	0	0	28,388
町 村 部 計	23,218	30	38	22,000	1,150	23,505	19	23	22,177	1,287
瑞穂町	23,218	30	38	22,000	1,150	23,505	19	23	22,177	1,287
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 令和6年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	2,553,646	2,227,489	85,620	65,112	175,425
区部計	2,343,036	2,067,841	80,963	34,915	159,317
千代田区	20,452	13,990	750	400	5,312
中央区	0	0	0	0	0
港区	120,684	120,684	0	0	0
新宿区	28,961	0	18,797	0	10,164
文京区	2,868	2,868	0	0	0
台東区	17,159	0	0	0	17,159
墨田区	0	0	0	0	0
江東区	11,145	6,145	0	5,000	0
品川区	52,200	52,200	0	0	0
目黒区	125,973	0	20,993	0	104,980
大田区	1,211,800	1,208,755	0	3,045	0
世田谷区	12,702	0	0	3,000	9,702
渋谷区	0	0	0	0	0
中野区	6,349	6,349	0	0	0
杉並区	109,627	104,677	0	4,950	0
豊島区	45,043	4,620	40,423	0	0
北区	65,364	65,364	0	0	0
荒川区	0	0	0	0	0
板橋区	141,100	141,100	0	0	0
練馬区	165,959	153,959	0	0	12,000
足立区	87,058	77,058	0	10,000	0
葛飾区	47,620	39,100	0	8,520	0
江戸川区	70,972	70,972	0	0	0
市部計	210,610	159,648	4,657	30,197	16,108
八王子市	0	0	0	0	0
立川市	9,108	0	0	0	9,108
武蔵野市	0	0	0	0	0
三鷹市	23,531	23,531	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	49,486	49,485	0	1	0
町田市	3,034	0	0	3,034	0
小金井市	4,657	0	4,657	0	0
小平市	79,197	70,055	0	9,142	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	7,000	0	0	0	7,000
東久留米市	16,577	16,577	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	18,020	0	0	18,020	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総 計	16,623,089	10,061,629	2,968,631	2,349,410	32,919	1,074,623	11,545	124,332
区 部 計	12,966,258	7,438,147	2,379,702	2,101,066	26,668	937,036	9,767	73,872
千 代 田 区	117,191	59,809	39,852	10,145	2,799	4,541	0	45
中 央 区	263,454	213,189	28,226	15,306	2,812	3,921	0	0
港 区	802,666	409,769	2,175	374,453	0	16,259	10	0
新 宿 区	558,360	8,429	134,151	102,344	484	271,690	6,673	34,589
文 京 区	207,230	119,136	67,543	9,954	0	335	0	10,262
台 東 区	454,143	236,581	162,048	45,481	7,018	3,015	0	0
墨 田 区	414,668	(※1) 331,684	7,629	(※2) 73,746	0	1,609	0	0
江 東 区	242,196	50,589	97,807	71,693	117	11,692	0	10,298
品 川 区	468,710	326,521	462	(※3) 116,316	0	25,411	0	0
目 黒 区	102,476	28,757	17,881	53,826	0	0	0	2,012
大 田 区	1,406,707	918,764	155,803	108,026	2,368	212,357	0	9,389
世 田 谷 区	521,208	170,766	(※4) 350,442	0	0	0	0	0
渋谷区	71,194	0	(※5) 71,194	0	0	0	0	0
中 野 区	540,669	375,100	106,112	51,612	0	1,433	0	6,412
杉 並 区	1,037,455	812,898	90,116	115,919	1,529	16,156	336	501
豊 島 区	751,668	509,367	119,853	117,593	4,855	0	0	0
北 区	269,900	77,152	168,558	21,856	1,100	994	240	0
荒 川 区	282,429	171,917	9,881	34,361	0	66,270	0	0
板 橋 区	610,792	263,017	0	(※6) 47,982	263	299,530	0	0
練 馬 区	1,279,435	926,166	(※7) 317,529	34,763	613	0	0	364
足 立 区	805,252	409,006	930	388,398	2,710	1,700	2,508	0
葛 飾 区	1,085,461	777,319	727	(※8) 307,292	0	123	0	0
江 戸 川 区	672,994	242,211	430,783	0	0	0	0	0
市 部 計	3,629,065	2,595,859	588,842	248,344	6,195	137,587	1,778	50,460
八 王 子 市	126,349	53,059	(※9) 63,256	270	0	1,887	0	7,877
立 川 市	510,398	400,650	82,883	25,451	17	1,000	0	397
武 蔵 野 市	418,876	209,346	174,861	5,002	462	964	0	28,241
三 鷹 市	271,436	192,838	135	71,673	0	0	1,500	5,290
青 梅 市	62,042	57,323	3,351	1,232	128	0	0	8
府 中 市	162,364	83,759	55,831	13,849	4,221	0	0	4,704
昭 島 市	169,267	155,809	7,640	5,428	6	384	0	0
調 布 市	417,357	(※10) 417,357	0	0	0	0	0	0
町 田 市	50,369	0	49,681	365	0	323	0	0
小 金 井 市	125,118	93,265	9,908	17,884	0	4,051	0	10
小 平 市	289,632	243,387	10,309	9,254	0	26,298	278	106
日 野 市	41,092	17,552	3,440	7,071	0	13,029	0	0
東 村 山 市	80,674	32,544	3,067	2,983	0	42,056	0	24
国 分 寺 市	272,688	248,509	5,600	5,775	0	12,793	0	11
国 立 市	102,546	(※11) 93,899	(※12) 7,929	718	0	0	0	0
福 生 市	116,642	100,160	4,722	11,760	0	0	0	0
狛 江 市	17,389	291	3,298	4,571	0	9,113	0	116
東 大 和 市	25,930	7,260	1,845	2,198	0	14,627	0	0
清 瀬 市	25,740	12,998	989	1,914	38	9,801	0	0
東 久 留 米 市	104,806	64,468	0	(※13) 40,239	0	99	0	0
武 蔵 村 山 市	16,091	15,824	0	0	267	0	0	0
多 摩 市	46,122	2,821	(※14) 40,201	2,120	184	210	0	586
稲 城 市	2,651	348	1,360	810	133	0	0	0
羽 村 市	28,029	26,970	144	915	0	0	0	0
あきる野市	15,752	14,199	81	1,017	455	0	0	0
西 東 京 市	129,705	51,223	58,311	15,845	284	952	0	3,090
町 村 部 計	27,766	27,623	87	0	56	0	0	0
瑞 穂 町	24,686	24,599	87	0	0	0	0	0
日 の 出 町	3,044	2,988	0	0	56	0	0	0
檜 原 村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥 多 摩 町	36	36	0	0	0	0	0	0

(※1) ②③を含む。(※2) ⑤を含む。(※3) ②を含む。(※4) ③④⑤を含む。(※5) ③④を含む。(※6) ②を含む。(※7) ⑤を含む。
(※8) ②を含む。(※9) ③を含む。(※10) ②③④⑤を含む。(※11) ③を含む。(※12) ⑤を含む。(※13) ②④を含む。(※14) ③⑤を含む。

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	3,252,513	3,025,509	50,182	56,095	120,727
区部計	2,246,267	2,142,505	25,575	8,269	69,918
千代田区	48,940	3,630	5,233	0	40,077
中央区	0	0	0	0	0
港区	393,358	393,358	0	0	0
新宿区	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0
台東区	12,204	0	0	0	12,204
墨田区	20,342	0	20,342	0	0
江東区	7,979	6,145	0	1,834	0
品川区	50,630	50,630	0	0	0
目黒区	44,833	27,280	0	0	17,553
大田区	210,285	209,742	0	543	0
世田谷区	0	0	0	0	0
渋谷区	0	0	0	0	0
中野区	0	0	0	0	0
杉並区	19,750	19,750	0	0	0
豊島区	21,131	21,131	0	0	0
北川区	0	0	0	0	0
荒川区	0	0	0	0	0
板橋区	12,217	12,133	0	0	84
練馬区	410,317	410,317	0	0	0
足立区	864,108	864,108	0	0	0
葛飾区	25,752	19,860	0	5,892	0
江戸川区	104,421	104,421	0	0	0
市部計	1,006,246	883,004	24,607	47,826	50,809
八王子市	0	0	0	0	0
立川市	63,147	18,088	0	0	45,059
武蔵野市	117,600	117,600	0	0	0
三鷹市	1,982	1,982	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	5,823	5,823	0	0	0
町田市	2,900	0	0	2,900	0
小金井市	12,177	6,710	5,467	0	0
小平市	67,168	53,812	0	13,356	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	11,852	0	7,529	0	4,323
東久留米市	533,544	533,544	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	159,170	127,600	0	31,570	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	19,272	17,845	0	0	1,427
西東京市	11,611	0	11,611	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

(単位：千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	14,641,406	8,595,352	2,704,705	2,348,118	17,245	897,700	9,208	69,079
区部計	11,248,869	6,182,641	2,135,265	2,103,711	12,209	770,913	9,208	34,923
千代田区	106,057	56,968	38,797	7,981	1,153	1,158	0	0
中央区	253,499	211,676	19,800	16,016	2,392	3,615	0	0
港区	772,238	403,541	2,611	360,976	0	5,100	10	0
新宿区	480,436	8,255	129,311	88,135	0	248,084	6,476	175
文京区	209,044	101,408	65,184	32,952	0	768	0	8,732
台東区	373,735	202,305	124,884	42,857	1,654	2,035	0	0
墨田区	411,236	(※1) 336,225	6,705	(※2) 67,996	0	310	0	0
江東区	233,674	62,697	82,480	71,403	0	9,724	0	7,370
品川区	443,005	305,157	158	(※3) 115,275	0	22,415	0	0
目黒区	124,971	65,539	4,725	51,351	0	0	0	3,357
大田区	1,350,003	866,620	129,795	102,686	1,549	240,587	0	8,766
世田谷区	442,718	123,197	(※4) 319,521	0	0	0	0	0
渋谷区	76,600	0	(※5) 69,552	7,048	0	0	0	0
中野区	195,749	33,631	103,324	51,255	0	1,582	0	5,957
杉並区	1,050,354	855,028	73,495	106,835	626	13,516	486	368
豊島区	683,482	474,256	111,909	94,747	2,570	0	0	0
北川区	247,559	74,056	150,117	22,392	515	59	420	0
荒川区	252,271	153,934	7,135	23,784	0	67,418	0	0
板橋区	542,079	238,811	0	(※6) 150,254	121	152,893	0	0
練馬区	1,197,274	843,885	(※7) 320,661	32,173	357	0	0	198
足立区	753,497	379,700	926	368,233	1,272	1,550	1,816	0
葛飾区	455,262	165,347	454	(※8) 289,362	0	99	0	0
江戸川区	594,126	220,405	373,721	0	0	0	0	0
市部計	3,368,472	2,388,729	569,369	244,407	5,024	126,787	0	34,156
八王子市	121,924	57,080	(※9) 57,808	673	0	2,292	0	4,071
立川市	484,340	381,813	76,875	23,916	459	1,000	0	277
武蔵野市	383,979	188,451	174,955	6,425	95	1,158	0	12,895
三鷹市	254,164	179,549	94	70,301	0	0	0	4,220
青梅市	59,964	55,698	3,069	1,187	0	0	0	10
府中市	149,534	75,576	53,228	13,076	3,761	0	0	3,893
昭島市	159,369	147,048	6,934	5,017	0	370	0	0
調布市	394,112	(※10) 394,112	0	0	0	0	0	0
町田市	50,894	0	48,510	345	0	2,039	0	0
小金井市	121,518	91,102	9,304	17,273	0	3,829	0	10
小平市	279,321	236,968	8,230	8,804	0	25,297	0	22
日野市	29,825	10,434	3,256	7,483	0	8,652	0	0
東村山市	78,532	32,543	2,680	2,841	0	40,444	0	24
国分寺市	250,933	229,786	4,929	6,177	0	10,031	0	10
国立市	91,559	(※11) 78,488	(※12) 7,711	5,360	0	0	0	0
福生市	36,279	22,788	8,067	5,424	0	0	0	0
狛江市	17,523	1,561	3,468	4,523	0	7,543	0	428
東大和市	24,405	7,063	1,316	2,082	0	13,944	0	0
清瀬市	24,209	11,775	788	2,263	31	9,352	0	0
東久留米市	118,046	77,838	0	(※13) 40,059	0	149	0	0
武蔵村山市	15,663	15,529	0	0	134	0	0	0
多摩市	37,299	2,819	(※14) 31,761	1,888	130	127	0	574
稲城市	6,266	348	303	795	133	0	0	4,687
羽村市	27,696	26,734	127	835	0	0	0	0
あきる野市	13,243	12,601	40	468	134	0	0	0
西東京市	137,875	51,025	65,916	17,192	147	560	0	3,035
町村部計	24,065	23,982	71	0	12	0	0	0
瑞穂町	21,184	21,113	71	0	0	0	0	0
日の出町	2,845	2,833	0	0	12	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	36	0	0	0	0	0	0

(※1) ②③を含む。(※2) ⑤を含む。(※3) ②を含む。(※4) ③④⑤を含む。(※5) ③④を含む。(※6) ②を含む(※7) ⑤を含む。
(※8) ②を含む。(※9) ③を含む。(※10) ②③④⑤を含む。(※11) ③を含む。(※12) ⑤を含む。(※13) ②④を含む。(※14) ③⑤を含む。

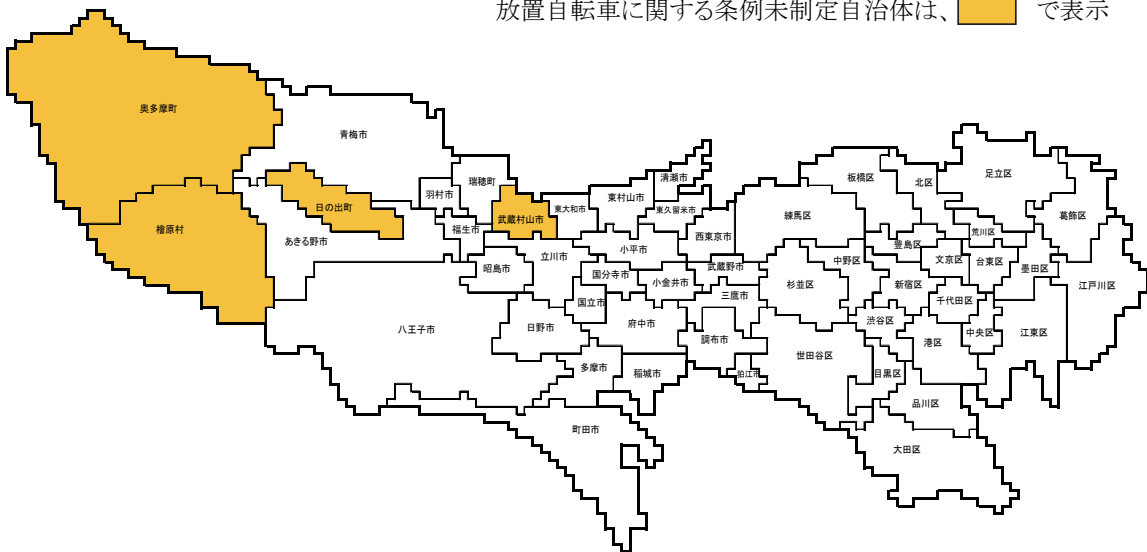
4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年		国立市	
57年	葛飾区	武蔵野市	
58年	北区 板橋区 足立区	府中市 町田市 小金井市 小平市	
59年	台東区 墨田区 世田谷区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 荒川区 練馬区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区		
62年	豊島区 江戸川区	三鷹市	
63年	中央区 大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区		
2年	渋谷区	東村山市 清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市 日野市	
6年		福生市	
7年	新宿区 文京区	東大和市	
9年		調布市 狛江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年	品川区	西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。

放置自転車に関する条例未制定自治体は、 で表示



(2) 条例の主な制定内容

令和6年6月末現在

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成															
						自転車	原付	自二																				
千代田区	東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 3 ・ 26	H 11 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 18	H 25 ・ 10 ・ 18	○	○	—	放置禁止区域	—	■登録料(有料) <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">年間</td><td>区民</td><td>3,000円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>その他</td><td>6,000円</td><td>7,000円</td></tr></table> ※区外・自転車は学割あり ■機械式駐車場使用料等 自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算			自転車	原付	年間	区民	3,000円	3,500円	その他	6,000円	7,000円	■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 6,000円	○				
			自転車	原付																								
年間	区民	3,000円	3,500円																									
	その他	6,000円	7,000円																									
中央区	東京都中央区自転車等の放置防止に関する条例	S 63 ・ 12 ・ 1	H 1 ・ 4 ・ 1	H 30 ・ 6 ・ 29	H 30 ・ 9 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	■定期登録制 区民・一般 1,500円/月 区民・学生 1,000円/月 区外 2,000円/月 ■一時利用 最初の2時間まで無料 以後8時間ごとに100円加算 連続72時間まで利用可	■手続 撤去→保管(30日) →告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円																
港区	東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 9 ・ 27	H 12 ・ 4 ・ 1	R 6 ・ 4 ・ 1	R 6 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	■承認制(有料) 定期利用使用料 <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1,300円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>150円</td><td>200円</td></tr></table>			自転車	原付	1か月	一般	1,800円	2,700円	学生	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	
		自転車	原付																									
1か月	一般	1,800円	2,700円																									
	学生	1,300円	2,200円																									
1日利用		150円	200円																									
新宿区	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	H 7 ・ 6 ・ 19	H 7 ・ 12 ・ 1	R 2 ・ 10 ・ 12	R 4 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	■手続 警告→撤去→保管(30日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																	
文京区	文京区自転車等の放置防止に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 22	H 7 ・ 7 ・ 1	H 25 ・ 9 ・ 27	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■一時利用制 2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円 ■定期利用制 年額24,000円(自転車)	■手続 撤去→公示→保管(40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円																
	文京区自転車駐車場条例	H 7 ・ 7 ・ 11	H 7 ・ 10 ・ 1	R 5 ・ 3 ・ 1	R 5 ・ 6 ・ 1	○	○	—	—	—																		

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																														
						自転車	原付	自二																																			
台東区	東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 15	S 60 ・ 2 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 26	H 26 ・ 3 ・ 25	○	—	—	指導 整理 区域	努力義務	■有料制 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">自転車</td></tr><tr><td>隅田公園</td><td rowspan="3">1か月</td><td>区内一般</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>鶯谷第5</td><td>区内高校生以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>御徒町</td><td>区外一般</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>TX浅草駅</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">自転車</td></tr><tr><td rowspan="3">上記以外</td><td rowspan="3">1か月</td><td>区内一般</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>区内高校生以下</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>区外一般</td><td>3,000円</td></tr></table>			自転車		隅田公園	1か月	区内一般	1,500円	鶯谷第5	区内高校生以下	1,000円	御徒町	区外一般	2,500円	TX浅草駅						自転車		上記以外	1か月	区内一般	2,000円	区内高校生以下	1,500円	区外一般	3,000円	■手続 移送→告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円	
		自転車																																									
隅田公園	1か月	区内一般	1,500円																																								
鶯谷第5		区内高校生以下	1,000円																																								
御徒町		区外一般	2,500円																																								
TX浅草駅																																											
		自転車																																									
上記以外	1か月	区内一般	2,000円																																								
		区内高校生以下	1,500円																																								
		区外一般	3,000円																																								
墨田区	墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 11 ・ 30	S 60 ・ 4 ・ 1	R 4 ・ 9 ・ 30	R 5 ・ 1 ・ 8	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■使用料(条例上の上限金額) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない (登録制) <table><tr><td colspan="2"></td><td>区民</td><td>区民以外</td></tr><tr><td rowspan="2">年間</td><td>一般</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,800円</td><td>3,500円</td></tr></table> (月別又は当日) <table><tr><td colspan="2"></td><td>区民</td><td>区民以外</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>2,000円</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1,400円</td><td>1,700円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td colspan="2">100円</td></tr></table> ■時間利用可能な自転車駐車場の使用料 (錦糸町駅周辺) 入庫から最初の1時間まで無料 1時間から2時間まで:200円 2時間から12時間まで:400円 12時間から24時間まで:600円 24時間から25時間まで:800円 25時間から36時間まで:1,000円 36時間から48時間まで:1,200円 1回の利用につき最大48時間まで利用可能 (両国国技館通り路上自転車駐車場) 入庫から最初の2時間まで無料 無料時間以降1時間ごとに100円 入庫から24時間 最大料金300円 1回の利用につき最大72時間利用可能 (72時間最大料金900円)			区民	区民以外	年間	一般	4,000円	5,000円	学生	2,800円	3,500円			区民	区民以外	1か月	一般	2,000円	2,500円	学生	1,400円	1,700円	1日利用		100円		■手続 撤去・保管→通知又は告示→相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない機能喪失車は、直ちに処分 ■撤去費用 ○自転車 5,000円					
		区民	区民以外																																								
年間	一般	4,000円	5,000円																																								
	学生	2,800円	3,500円																																								
		区民	区民以外																																								
1か月	一般	2,000円	2,500円																																								
	学生	1,400円	1,700円																																								
1日利用		100円																																									
江東区	江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 10 ・ 11	S 60 ・ 11 ・ 1	R 2 ・ 12 ・ 15	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制(条例上の上限) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>300円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付及び自動二輪車 5,000円	○																					
	自転車	原付																																									
1か月	2,000円	4,000円																																									
1日	150円	300円																																									
品川区	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	H 13 ・ 3 ・ 30	H 13 ・ 10 ・ 1	H 29 ・ 10 ・ 20	H 30 ・ 3 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制(条例上の上限) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,500円</td><td>3,500円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>250円</td><td>250円</td></tr></table>		自転車	原付	自二	1か月	2,500円	3,500円	3,500円	1日	150円	250円	250円	■手続 警告→撤去→告示→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付及び自動二輪車 5,000円																			
	自転車	原付	自二																																								
1か月	2,500円	3,500円	3,500円																																								
1日	150円	250円	250円																																								

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																					
						自転車	原付	自二																										
目黒区	目黒区自転車等放置防止条例	H 1・12・1	H 2・4・1	R 5・6・30	R 5・10・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■登録制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>一般原付</td></tr><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr></table> ※免除措置あり ■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>一般原付</td><td>特定原付</td><td>自二</td></tr><tr><td>1か月</td><td>2,600～ 3,000円</td><td>4,000円</td><td>3,000円</td><td>-</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>220円</td><td>100円</td><td>400円</td></tr></table> ※学割、免除あり		自転車	一般原付	年間	3,000円	3,000円		自転車	一般原付	特定原付	自二	1か月	2,600～ 3,000円	4,000円	3,000円	-	1日	150円	220円	100円	400円	■手続 警告→撤去→通知又は告示→保管(1か月程度)→相当期間経過後処分 ■撤去保管料 ○自転車 5,000円 ○一般原付 8,000円 ○特定原付 5,000円 ○自動二輪 16,000円	○
		自転車	一般原付																															
年間	3,000円	3,000円																																
	自転車	一般原付	特定原付	自二																														
1か月	2,600～ 3,000円	4,000円	3,000円	-																														
1日	150円	220円	100円	400円																														
目黒区立自転車等駐車場条例	H 10・3・31	H 10・4・1	R 5・6・30	R 6・4・1	○	○	○	—	—	—	■登録制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td></tr></table> ■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td>1か月</td><td>500～ 2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000～ 6,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100～ 200円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></table>		自転車	原付	自二	年間	3,000円	4,000円	8,000円		自転車	原付	自二	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円	1日	100～ 200円	200円	300円	■手続 撤去→保管(30日)→処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ■自転車等駐車場不正使用の場合 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円	○	
	自転車	原付	自二																															
年間	3,000円	4,000円	8,000円																															
	自転車	原付	自二																															
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円																															
1日	100～ 200円	200円	300円																															
大田区	大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例	S 63・3・18	S 63・10・1	R 4・12・9	R 5・6・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公 表	■登録制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td></tr></table> ■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td>1か月</td><td>500～ 2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000～ 6,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100～ 200円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></table>		自転車	原付	自二	年間	3,000円	4,000円	8,000円		自転車	原付	自二	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円	1日	100～ 200円	200円	300円	■手続 撤去→保管→法令に基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,000円 ○自動二輪 総排気量0.25L以下 7,000円 総排気量0.25超及び大型 8,000円	○	
		自転車	原付	自二																														
年間	3,000円	4,000円	8,000円																															
	自転車	原付	自二																															
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円																															
1日	100～ 200円	200円	300円																															
世田谷区	世田谷区自転車条例	S 59・3・13	S 59・4・1	R 5・3・6	R 5・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,000～ 2,000円</td><td>1,500～ 3,000円</td></tr></table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,000～ 2,000円	1,500～ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,000円 ○自動二輪 総排気量0.25L以下 7,000円 総排気量0.25超及び大型 8,000円	○															
	自転車	原付																																
1か月	1,000～ 2,000円	1,500～ 3,000円																																
世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5・11・12	H 6・1・10	R 3・9・30	R 3・10・1	○	—	—	—	—	—	<table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>1回利用</td><td>200円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td>300円</td></tr></table> ※料金は普通自転車利用の場合		自転車	1か月	一般	3,000円	学生	2,700円	1回利用	200円	1日利用	300円	■手続 撤去(公示)→保管(1か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円	○										
	自転車																																	
1か月	一般	3,000円																																
	学生	2,700円																																
1回利用	200円																																	
1日利用	300円																																	
渋谷区	渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2・9・25	H 3・4・1	R 5・4・1	R 5・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管(1か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円	○																						

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																			
						自 転 車	原 付	自 二																																								
中野区	中野区自転車 駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 31	S 61 ・ 4 ・ 1	R 2 ・ 12 ・ 11	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 規制 区域	義 務 付 立入検査 措置命令 公 表 罰 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>900～ 2,500円</td><td>なし</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,400～ 6,900円</td><td>なし</td></tr></table> ※杉山公園地下自転車駐車場1日 利用100円、東中野駅前広場地下 自転車駐車場における自転車の1 日利用料金は150円		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	900～ 2,500円	なし	3か月	2,400～ 6,900円	なし	■手続 撤去→公示→保管 (1か月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○																							
		自転車	原付																																													
1日	100円	200円																																														
1か月	900～ 2,500円	なし																																														
3か月	2,400～ 6,900円	なし																																														
中野区自転車 等放置防止条 例	S 63 ・ 3 ・ 31	S 63 ・ 10 ・ 1	H 27 ・ 3 ・ 18	H 27 ・ 6 ・ 1				■登録制 <table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>年間</td><td>9,600円</td></tr></table> ■整理区画 <table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>年間</td><td>9,600円</td></tr></table>		自転車	年間	9,600円		自転車	年間	9,600円																																
	自転車																																															
年間	9,600円																																															
	自転車																																															
年間	9,600円																																															
杉並区	杉並区自転車の 放置防止及び 駐車場整備に 関する条例	S 59 ・ 9 ・ 29	S 60 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 12 ・ 6	R 2 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置 禁 止 区 域	義 務 付 立入検査 措置命令 罰 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付 自二 125cc以下</td><td>自二 125cc超過</td></tr><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1 か月</td><td>1,000～ 2,600円</td><td>4,200円</td><td>8,400円</td></tr><tr><td>3 か月</td><td>2,900～ 7,400円</td><td>12,000円</td><td>23,900円</td></tr><tr><td>6 か月</td><td>4,800～ 12,500円</td><td>20,200円</td><td>40,300円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生</td><td>1 か月</td><td>800～ 2,400円</td><td>3,800円</td><td>7,600円</td></tr><tr><td>3 か月</td><td>2,300～ 6,800円</td><td>10,800円</td><td>21,500円</td></tr><tr><td>6 か月</td><td>3,600～ 11,300円</td><td>17,800円</td><td>35,500円</td></tr><tr><td colspan="2">1 日（1 回）※</td><td>100円</td><td>200円</td><td>400円</td></tr></table> ※1日使用は、入庫当日の午前0時まで。 ※1回使用は、入庫から24時間まで。 入庫から最初の1時間は無料。		自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超過	一般	1 か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円	3 か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円	6 か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円	学生	1 か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円	3 か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円	6 か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円	1 日（1 回）※		100円	200円	400円	■手続 撤去→保管(30日)→ 告示→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○
		自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超過																																												
一般	1 か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円																																												
	3 か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円																																												
	6 か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円																																												
学生	1 か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円																																												
	3 か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円																																												
	6 か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円																																												
1 日（1 回）※		100円	200円	400円																																												
杉並区立自転 車駐車場条例	H 5 ・ 9 ・ 30	H 6 ・ 4 ・ 1	R 5 ・ 10 ・ 16	R 6 ・ 7 ・ 1	○	○	—	—																																								
豊島区	豊島区自転車 等の放置防止 に関する条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 7 ・ 7	H 26 ・ 7 ・ 7	○	○	—	放置 禁 止 区 域	義 務 付 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1日</td><td>100～ 150円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>650～ 3,000円</td><td>1,200～ 4,500円</td></tr></table> ※時間利用（コイン式）自転車駐車場 は6時間毎に100円		自転車	原付	1日	100～ 150円	200円	1か月	650～ 3,000円	1,200～ 4,500円	■手続 撤去→告示→保管 (30日)→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円																											
		自転車	原付																																													
1日	100～ 150円	200円																																														
1か月	650～ 3,000円	1,200～ 4,500円																																														
豊島区立自転 車等駐車場条 例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	R 6 ・ 3 ・ 27	R 6 ・ 4 ・ 1																																												

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																													
						自転車	原付	自二																																		
北 区	東京都北区自転車の放置防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 12	S 59 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 9 ・ 29	H 27 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td></tr><tr><td rowspan="2">年間</td><td>区民</td><td>4,110円</td></tr><tr><td>その他</td><td>8,220円</td></tr></table> ■有料制			自転車	年間	区民	4,110円	その他	8,220円	■手続 移送→通知及び告示 →1か月→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○																					
			自転車																																							
年間	区民	4,110円																																								
	その他	8,220円																																								
東京都北区自転車等駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 12	S 61 ・ 3 ・ 12	R 4 ・ 6 ・ 21	R 4 ・ 10 ・ 1	○	○	—	—	—	<table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>区民</td><td>770～ 2,160円</td><td>1,620～ 3,240円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1,150～ 3,240円</td><td>2,430～ 4,860円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>100～500円</td><td>150～200円</td></tr></table> ※学割制あり			自転車	原付	1か月	区民	770～ 2,160円	1,620～ 3,240円	その他	1,150～ 3,240円	2,430～ 4,860円	1日利用		100～500円	150～200円																	
		自転車	原付																																							
1か月	区民	770～ 2,160円	1,620～ 3,240円																																							
	その他	1,150～ 3,240円	2,430～ 4,860円																																							
1日利用		100～500円	150～200円																																							
荒 川 区	荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 10	S 61 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 21	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table><tr><td rowspan="2">年間</td><td>区民</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>その他</td><td>6,600円</td></tr></table> ■有料制 <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td></tr><tr><td rowspan="4">1か月</td><td rowspan="2">区民</td><td>一般</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>一般</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,100円</td></tr><tr><td rowspan="3">1日利用</td><td colspan="2">2時間以内</td><td>無料</td></tr><tr><td colspan="2">2時間超～8時間以内</td><td>100円</td></tr><tr><td colspan="2">8時間超</td><td>200円</td></tr></table>	年間	区民	3,300円	その他	6,600円			自転車	1か月	区民	一般	2,000円	学生	1,400円	その他	一般	3,000円	学生	2,100円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円	■手続 撤去→告示→2か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○
	年間	区民	3,300円																																							
その他		6,600円																																								
		自転車																																								
1か月	区民	一般	2,000円																																							
		学生	1,400円																																							
	その他	一般	3,000円																																							
		学生	2,100円																																							
1日利用	2時間以内		無料																																							
	2時間超～8時間以内		100円																																							
	8時間超		200円																																							
荒川区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 12 ・ 8	H 8 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 10	H 26 ・ 10 ・ 1				<table><tr><td colspan="2"></td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>区民</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">1日利用</td><td colspan="2">2時間以内</td><td>無料</td></tr><tr><td colspan="2">2時間超～8時間以内</td><td>150円</td></tr><tr><td colspan="2">8時間超</td><td>300円</td></tr></table>			原付	1か月	区民	3,000円	その他	4,500円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		150円	8時間超		300円																
		原付																																								
1か月	区民	3,000円																																								
	その他	4,500円																																								
1日利用	2時間以内		無料																																							
	2時間超～8時間以内		150円																																							
	8時間超		300円																																							

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																				
						自転車	原付	自二																																									
板橋区	自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 1	S 59 ・ 4 ・ 1	R 6 ・ 6 ・ 28	R 6 ・ 10 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■有料制(当日利用) <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">自転車</th><th colspan="2">原付・自二</th></tr><tr><th>125cc以下</th><th>125cc超</th></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></table> ■有料制(時間利用) ※駐車場により異なる <table><tr><th rowspan="2">金額</th><th rowspan="2">自転車</th><th colspan="2">原付・自二</th></tr><tr><th>125cc以下</th><th>125cc超</th></tr><tr><td></td><td>24時間以内200円</td><td>24時間以内200円</td><td>24時間以内300円</td></tr></table> ※2時間以内無料 ■有料制(定期利用) ※駐車場により異なる <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付・自二 125cc以下</th><th>自二 125cc超</th></tr><tr><td>1か月</td><td>2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)</td><td>4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)</td><td>6,000円ほか (4,500円、 1,500円)</td></tr><tr><td>3か月</td><td>5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)</td><td>11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)</td><td>16,800円ほか (12,600円、 4,200円)</td></tr><tr><td>6か月</td><td>10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)</td><td>20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)</td><td>31,200円ほか (23,400円、 7,800円)</td></tr></table>		自転車	原付・自二		125cc以下	125cc超	1日	100円	200円	300円	金額	自転車	原付・自二		125cc以下	125cc超		24時間以内200円	24時間以内200円	24時間以内300円		自転車	原付・自二 125cc以下	自二 125cc超	1か月	2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)	4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)	6,000円ほか (4,500円、 1,500円)	3か月	5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)	11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)	16,800円ほか (12,600円、 4,200円)	6か月	10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)	20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)	31,200円ほか (23,400円、 7,800円)	■手続 移送→告示→1か月→海外売却もしくは廃棄物として処分。 ■撤去料 ○自転車 4,300円 ○原付または 排気量125cc以下の 自二 6,600円 ○排気量125ccを超える 自二 8,700円	○
		自転車	原付・自二																																														
125cc以下			125cc超																																														
1日	100円	200円	300円																																														
金額	自転車	原付・自二																																															
		125cc以下	125cc超																																														
	24時間以内200円	24時間以内200円	24時間以内300円																																														
	自転車	原付・自二 125cc以下	自二 125cc超																																														
1か月	2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)	4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)	6,000円ほか (4,500円、 1,500円)																																														
3か月	5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)	11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)	16,800円ほか (12,600円、 4,200円)																																														
6か月	10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)	20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)	31,200円ほか (23,400円、 7,800円)																																														
練馬区	練馬区自転車の適正利用に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 23	H 28 ・ 6 ・ 23	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■手続 撤去→告示→1か月→法令の定めるところにより処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																																						
	練馬区立ねりまタウンサイクル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 29 ・ 9 ・ 4	H 29 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	—	■有料制 <table><tr><th colspan="5">自転車・一般</th></tr><tr><th>半日</th><th>1日</th><th>1か月</th><th>3か月</th><th>6か月</th></tr><tr><td>100円</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>5,700円</td><td>9,600円</td></tr></table> ※学割あり ※半日は4時間以内、1日は24時間以内	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																							
	自転車・一般																																																
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																													
100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																																													
練馬区立自転車駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	R 5 ・ 10 ・ 16	R 6 ・ 3 ・ 1	○	○	—	—	—	■有料制 <table><tr><th colspan="2">自転車</th><th>屋根付</th><th>屋根無</th></tr><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>1,000～ 2,200円</td><td>1,000～ 1,700円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,800～ 6,200円</td><td>2,800～ 4,800円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>4,800～ 10,500円</td><td>4,800～ 8,100円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生</td><td>1か月</td><td>500～ 1,700円</td><td>600～ 1,300円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>1,400～ 4,800円</td><td>1,700～ 3,700円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>2,400～ 8,100円</td><td>2,800～ 6,200円</td></tr><tr><td colspan="2">1回利用</td><td colspan="2">100円</td></tr></table> ※時間制利用導入施設あり <table><tr><th rowspan="4">原付 (50ccまで)</th><th>1か月</th><td>3,000円</td></tr><tr><th>3か月</th><td>8,000円</td></tr><tr><th>6か月</th><td>16,000円</td></tr><tr><th>1回利用</th><td>200円</td></tr></table> ※時間制利用導入施設あり	自転車		屋根付	屋根無	一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用		100円		原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円	1回利用	200円		
自転車		屋根付	屋根無																																														
一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																														
	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																														
	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																														
学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円																																														
	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																														
	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																														
1回利用		100円																																															
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																															
	3か月	8,000円																																															
	6か月	16,000円																																															
	1回利用	200円																																															

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																										
					自転車	原付	自二																															
足立区 足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 10 ・ 23	R 2 ・ 1 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 罰 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者 ■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>一時利用 (1日)</td><td>120円</td><td>200円</td></tr><tr><td>定期利用 (1か月)</td><td>2,100円</td><td>3,500円</td></tr></table> ※自転車の一時利用は、1部で50円、100円もあり		自転車	原付	一時利用 (1日)	120円	200円	定期利用 (1か月)	2,100円	3,500円	■手続 移送→告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																	
		自転車	原付																																			
一時利用 (1日)	120円	200円																																				
定期利用 (1か月)	2,100円	3,500円																																				
葛飾区 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 30 ・ 3 ・ 28	H 31 ・ 4 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付 立入検査 措置命令 罰 金 〔10万円〕 公 表	■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>900～ 2,700円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>600～ 1,900円</td><td>2,100円</td></tr></table> <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">3か月</td><td>一般</td><td>2,200円 ～6,600円</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,700円 ～4,700円</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円～ 150円</td><td>200円</td></tr></table>			自転車	原付	1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円	学生	600～ 1,900円	2,100円			自転車	原付	3か月	一般	2,200円 ～6,600円	7,500円	学生	2,700円 ～4,700円	5,250円	1日利用		100円～ 150円	200円	■手続 撤去→通知又は告示→保管(1か月)→自転車法等により処分 ただし、機能喪失車は廃棄物処理法等により直ちに処分又、程度のよいものは再利用告示の日から規定で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合、当該保管自転車を売却することができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○
		自転車	原付																																			
1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円																																			
	学生	600～ 1,900円	2,100円																																			
		自転車	原付																																			
3か月	一般	2,200円 ～6,600円	7,500円																																			
	学生	2,700円 ～4,700円	5,250円																																			
1日利用		100円～ 150円	200円																																			
葛飾区 葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例	S 57 ・ 7 ・ 7	S 57 ・ 7 ・ 30	H 30 ・ 6 ・ 28	H 30 ・ 8 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付 立入検査 措置命令 罰 金 〔10万円〕 公 表	■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>900～ 2,700円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>600～ 1,900円</td><td>2,100円</td></tr></table> <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">3か月</td><td>一般</td><td>2,200円 ～6,600円</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,700円 ～4,700円</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円～ 150円</td><td>200円</td></tr></table>			自転車	原付	1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円	学生	600～ 1,900円	2,100円			自転車	原付	3か月	一般	2,200円 ～6,600円	7,500円	学生	2,700円 ～4,700円	5,250円	1日利用		100円～ 150円	200円	■手続 撤去→通知又は告示→保管(1か月)→自転車法等により処分 ただし、機能喪失車は廃棄物処理法等により直ちに処分又、程度のよいものは再利用告示の日から規定で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合、当該保管自転車を売却することができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○
		自転車	原付																																			
1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円																																			
	学生	600～ 1,900円	2,100円																																			
		自転車	原付																																			
3か月	一般	2,200円 ～6,600円	7,500円																																			
	学生	2,700円 ～4,700円	5,250円																																			
1日利用		100円～ 150円	200円																																			
江戸川区 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	R 3 ・ 11 ・ 5	R 3 ・ 11 ・ 5	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td rowspan="2">1 か月</td><td>一般</td><td>1,880円</td><td>3,770円</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>学生</td><td>1,050円</td><td>3,150円</td></tr><tr><td rowspan="2">3 か月</td><td>一般</td><td>5,130円</td><td>10,270円</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,830円</td><td>8,380円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円</td><td>210円</td><td>320円</td></tr></table>			自転車	原付	自二	1 か月	一般	1,880円	3,770円	—	学生	1,050円	3,150円	3 か月	一般	5,130円	10,270円	—	学生	2,830円	8,380円	1日利用		100円	210円	320円	■手続 撤去→告示→保管(15日)→処分 ■撤去料 自転車 4,000円 原付 4,500円	
			自転車	原付	自二																																	
1 か月	一般	1,880円	3,770円	—																																		
	学生	1,050円	3,150円																																			
3 か月	一般	5,130円	10,270円	—																																		
	学生	2,830円	8,380円																																			
1日利用		100円	210円	320円																																		
江戸川区 江戸川区自転車駐車場条例	H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 4 ・ 1	R 3 ・ 11 ・ 5	R 3 ・ 11 ・ 5	○	○	○	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去→告示→保管(15日)→処分 ■撤去料 自転車 4,000円 原付 4,500円																												

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正 公布日	最新改正 施行日	対象車両			放置 禁止 区域 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																				
						自 転 車	原 付	自 二																									
八王子市	八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H 3 ・ 4 ・ 12	H 3 ・ 10 ・ 1	H 22 ・ 3 ・ 5	H 22 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置 禁止 区域	義務付		■手続 通告又は警告→撤去→ 保管→告示及び通知 →告示から60日経過後、 売却又は処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																					
立川市	立川市自転車等放置防止条例	S 59 ・ 3 ・ 31	S 59 ・ 11 ・ 10	R 1 ・ 4 ・ 30	R 1 ・ 10 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付	■有料制 <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>1,000～ 2,600円</td><td>2,700～ 5,200円</td></tr><tr><td>学生</td><td>600～ 1,500円</td><td>1,600～ 3,100円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>70～130円</td><td>160～260円</td></tr></table> ※自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、5時間を超え24時間まで上記1日利用料金、24時間を超え24時間ごとに上記1日利用料金 ※一部、自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、4時間ごとに100円			自転車	原付	1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円	1日利用		70～130円	160～260円	■手続 移送→保管→告示及び 通知→告示した日から2月 経過後、売却、無償譲渡 →売却できなかった自転車 は、廃棄物処理法その他の 法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円						
			自転車	原付																													
1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円																														
	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円																														
1日利用		70～130円	160～260円																														
	立川市自転車等駐車場条例	H 5 ・ 6 ・ 18	H 5 ・ 6 ・ 18	R 5 ・ 6 ・ 6	R 5 ・ 7 ・ 1																												
武蔵野市	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	H 6 ・ 12 ・ 20	H 7 ・ 6 ・ 15	H 19 ・ 12 ・ 26	H 20 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付	■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者) <table><tr><td colspan="3"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="4">6か月</td><td rowspan="2">市民</td><td>一般</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>学生</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>一般</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td></tr></table>				自転車	原付	6か月	市民	一般	3,000円	4,500円	学生	2,000円	3,000円	その他	一般	4,000円	6,000円	学生	3,000円	4,500円	■手続 撤去→告示→30日→ 条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○
			自転車	原付																													
6か月	市民	一般	3,000円	4,500円																													
		学生	2,000円	3,000円																													
	その他	一般	4,000円	6,000円																													
		学生	3,000円	4,500円																													
三鷹市	三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例	H 30 ・ 12 ・ 27	H 31 ・ 4 ・ 1	—	—	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付	※下記の種類の駐輪施設あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2か月)→ 処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円	○																				

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新 改正 公布 日	最新 改正 施行 日	対象車両			放置 禁止 区域 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成															
						自 転 車	原 付	自 二																				
青梅市	青梅市自転車 等の放置防止 に関する条例	H 4 ・ 3 ・ 31	H 4 ・ 10 ・ 1	H 24 ・ 6 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置 禁止 区域	努力義務	■定期利用…1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円 青梅駅自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円 河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 河辺駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 自二(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 東青梅駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 自二(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 ■一時利用…1日単位 東青梅駅北口、南口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円	■手続 移動→通知(告示)→ 60日→売却→ 廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																
	青梅市有料自 転車等駐車場 条例	H 24 ・ 6 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	R 2 ・ 6 ・ 24	R 2 ・ 7 ・ 1	○	○	○	—	—																		
府中市	府中市自転車 の放置防止に 関する条例	S 58 ・ 6 ・ 30	S 58 ・ 10 ・ 1			○	—	—	放置 禁止 区域	義務付	■有料制 割引制度あり <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自二</th></tr><tr><td>1ヵ月 (定期)</td><td>800～ 2,000円</td><td>2,500円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>一時使用</td><td>100円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr></table>		自転車	原付	自二	1ヵ月 (定期)	800～ 2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→60日→処分 ■撤去料 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円				
		自転車	原付	自二																								
1ヵ月 (定期)	800～ 2,000円	2,500円	3,000円																									
一時使用	100円	150円	200円																									
	府中市立自転 車駐車場条例	H 3 ・ 3 ・ 22	H 3 ・ 3 ・ 22			○	○	○	—	—	府中駅南自転車駐車場 時間使用 24時間につき300円 (駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用 料は無料とする) 府中駅北自転車駐車場 時間使用24時間までごとにつき100円 (駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用 料は無料とする)																	
昭島市	昭島市自転車 等の放置防止 等に関する条 例	H 3 ・ 9 ・ 24	H 4 ・ 4 ・ 1	H 19 ・ 12 ・ 21	H 20 ・ 1 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置 禁止 区域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1ヵ月</td><td>700～ 2,000円</td><td>1,500～ 2,500円</td></tr><tr><td>3ヵ月</td><td>1,600～ 5,000円</td><td>3,500～ 6,500円</td></tr><tr><td>6ヵ月</td><td>3,200～ 10,000円</td><td>7,000～ 13,000円</td></tr></table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1ヵ月	700～ 2,000円	1,500～ 2,500円	3ヵ月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円	6ヵ月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→60日→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
		自転車	原付																									
1日	100円	200円																										
1ヵ月	700～ 2,000円	1,500～ 2,500円																										
3ヵ月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円																										
6ヵ月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円																										
	昭島市自転車 等駐車場条例	H 10 ・ 10 ・ 1	H 11 ・ 7 ・ 1	R 3 ・ 6 ・ 29	R 3 ・ 7 ・ 1	○	○	—																				

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																
						自転車	原付	自二																					
調布市	調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	H 9・12・18	H 10・4・1	H 28・10・1		○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり (駅からの距離別設定) <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自二</th></tr><tr><td>1か月</td><td>600～ 2,600円</td><td>2,500～ 3,200円</td><td>4,000～ 4,200円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>1,600～ 7,400円</td><td>7,000～ 9,100円</td><td>11,300～ 11,900円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>2,800～ 14,100円</td><td>13,200～ 17,400円</td><td>21,300～ 22,500円</td></tr></table>		自転車	原付	自二	1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円	3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円	6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→30日→処分 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○原付 5,000円	○
		自転車	原付	自二																									
1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円																										
3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円																										
6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円																										
調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 11・12・22	H 12・4・1	R 4・12・20		○	○	○	—	—	<table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自二</th></tr><tr><td>日ぎめ</td><td>100円</td><td>200円</td><td>—</td></tr><tr><td>一時利用</td><td>100円 12時間</td><td>200円 12時間</td><td>300円 12時間</td></tr><tr><td>短期一時利用</td><td>100円 2時間</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		自転車	原付	自二	日ぎめ	100円	200円	—	一時利用	100円 12時間	200円 12時間	300円 12時間	短期一時利用	100円 2時間	—	—			
	自転車	原付	自二																										
日ぎめ	100円	200円	—																										
一時利用	100円 12時間	200円 12時間	300円 12時間																										
短期一時利用	100円 2時間	—	—																										
町田市	町田市自転車等の放置防止に関する条例	S 58・4・1	S 58・4・1	H 16・3・31	H 16・7・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■手続 移送→表示→2か月→ 告示→自転車法により 処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																	
小金井市	小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	S 58・10・8	S 58・12・15	H 29・12・22	H 30・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>1,200～ 2,000円</td><td>2,400～ 3,000円</td></tr><tr><td>一時利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→保管→告示→6か月 経過→所有権帰属告示→ 処分 ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円	○							
		自転車	原付																										
1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円																											
一時利用	100円	150円																											
小金井市有料自転車駐車場条例	S 58・10・8	S 59・12・1	R 3・9・27	R 3・12・31																									
小平市	小平市自転車等の放置防止に関する条例	S 58・10・8	S 58・12・15	R 5・3・30	R 5・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>500～ 2,500円</td><td>2,000～ 2,700円</td></tr><tr><td>一時利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table> ※自転車（1か月）は学割あり ※自転車（一時利用）は小平駅南口のみ150円		自転車	原付	1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管 （2か月）→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○							
	自転車	原付																											
1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円																											
一時利用	100円	150円																											
日野市	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H 4・6・30	H 4・9・1	H 28・3・31	H 28・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制（2か所）、その他は無料 <table><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td>1か月</td><td>500～ 3,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	500～ 3,000円	3,000円	1日	100円	150円	■手続 撤去→公示→保管 （2か月）→条例により 処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円								
	自転車	原付																											
1か月	500～ 3,000円	3,000円																											
1日	100円	150円																											

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																				
						自転車	原付	自二																									
東村山市	東村山市有料自転車等駐輪場条例	H 20 ・ 12 ・ 26	H 21 ・ 6 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 30	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	努力義務	■有料制 (有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全18か所) <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>1,200～ 3,200円</td><td rowspan="2">2,000～ 4,200円</td></tr><tr><td>学生</td><td>700～ 2,700円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>60～ 150円</td><td>100～ 210円</td></tr></table> ■年間登録制駐輪場 <table><tr><td></td><td>自転車</td></tr><tr><td>一般</td><td>11,800円</td></tr><tr><td>学生</td><td>6,800円</td></tr></table>			自転車	原付	1か月	一般	1,200～ 3,200円	2,000～ 4,200円	学生	700～ 2,700円	1日利用		60～ 150円	100～ 210円		自転車	一般	11,800円	学生	6,800円	■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付 2,200円	
			自転車	原付																													
1か月	一般	1,200～ 3,200円	2,000～ 4,200円																														
	学生	700～ 2,700円																															
1日利用		60～ 150円	100～ 210円																														
	自転車																																
一般	11,800円																																
学生	6,800円																																
	東村山市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 ・ 12 ・ 13	H 2 ・ 12 ・ 13	H 27 ・ 3 ・ 30	H 27 ・ 4 ・ 1			—																									
国分寺市	国分寺市自転車等の放置防止に関する条例	S 60 ・ 3 ・ 30	S 60 ・ 7 ・ 1	R 5 ・ 3 ・ 30	R 5 ・ 3 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■承認制(有料) <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>市内居住者</td><td>1,000～ 2,000円</td><td rowspan="2">3,000円</td></tr><tr><td>市外居住者</td><td>1,200～ 2,400円</td><td>3,600円</td></tr><tr><td colspan="2">1日</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table> ※自転車の1か月は学割あり			自転車	原付	1か月	市内居住者	1,000～ 2,000円	3,000円	市外居住者	1,200～ 2,400円	3,600円	1日		100円	150円	■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	○					
			自転車	原付																													
1か月	市内居住者	1,000～ 2,000円	3,000円																														
	市外居住者	1,200～ 2,400円		3,600円																													
1日		100円	150円																														
	国分寺市有料自転車等駐輪場条例	H 2 ・ 9 ・ 29	H 2 ・ 11 ・ 1	R 1 ・ 9 ・ 27	R 2 ・ 8 ・ 1			—		—																							
国立市	国立市自転車安全利用促進条例	S 56 ・ 3 ・ 25	S 56 ・ 5 ・ 20	R 3 ・ 9 ・ 24	R 3 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付	■承認制 <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>市内居住者</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td rowspan="2">3,500～ 4,500円</td></tr><tr><td>市外居住者</td><td>2,000円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">1日</td><td>市内居住者</td><td rowspan="2">100円</td><td rowspan="2">150円</td><td rowspan="2">250～ 300円</td></tr><tr><td>市外居住者</td></tr></table> ※屋根のない自転車駐車場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐車場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1か月の自転車使用料にのみ適用) ※中央線高架下自転車駐車場のみ、自転車1ヶ月1,000円 ※使用料の50/100減額、免除制度あり			自転車	原付	自二	1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円	市外居住者	2,000円	2,400円	1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円	市外居住者	■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(2か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円		
			自転車	原付	自二																												
1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円																													
	市外居住者	2,000円	2,400円																														
1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円																													
	市外居住者																																
福生市	福生市自転車等の放置防止等に関する条例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■承認制(有料) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,600～ 2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	1,600～ 2,000円	3,000円	1日	100円	150円	■手続 警告→撤去→告示→ 保管(3か月)→所有権 取得→処分 ■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円												
		自転車	原付																														
1か月	1,600～ 2,000円	3,000円																															
1日	100円	150円																															
	福生市自転車等駐輪場条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1			—		—																							
狛江市	狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	H 9 ・ 10 ・ 1	H 9 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 29	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	努力義務	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分 ■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																						

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対 象 車 両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																												
						自 転 車	原 付	自 二																																	
東大和市	東大和市自転車等放置防止に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 28	H 7 ・ 10 ・ 1	H 29 ・ 3 ・ 3	H 29 ・ 3 ・ 3	○	○	—	放置禁止区域	努力義務		■手続 撤去→公示→ 保管(6か月)→処分 ■移送料・手数料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円																													
清瀬市	清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 ・ 10 ・ 1	H 3 ・ 1 ・ 10			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	700m(自肅範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>1か月</td><td>1,800～ 2,000円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>4,800～ 5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月</td><td>1,600～ 1,800円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>4,200～ 4,800円</td></tr><tr><td colspan="2">一時利用</td><td>100円</td></tr></table>			自転車	一般	1か月	1,800～ 2,000円	3か月	4,800～ 5,400円	学生	1か月	1,600～ 1,800円	3か月	4,200～ 4,800円	一時利用		100円	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円													
			自転車																																						
一般	1か月	1,800～ 2,000円																																							
	3か月	4,800～ 5,400円																																							
学生	1か月	1,600～ 1,800円																																							
	3か月	4,200～ 4,800円																																							
一時利用		100円																																							
	清瀬市有料自転車等駐輪場条例	H 7 ・ 7 ・ 1	H 7 ・ 9 ・ 22						—	—	 その他の駐輪場 <table><tr><td colspan="2"></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>6か月</td><td>7,200円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>年間</td><td>14,000円</td><td>24,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>6か月</td><td>5,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>年間</td><td>10,000円</td><td>24,000円</td></tr><tr><td colspan="2">一時利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr></table> ※一時利用は、1日1回当たりの料金			自転車	原付	一般	6か月	7,200円	12,000円	年間	14,000円	24,000円	学生	6か月	5,000円	12,000円	年間	10,000円	24,000円	一時利用		100円	150円								
		自転車	原付																																						
一般	6か月	7,200円	12,000円																																						
	年間	14,000円	24,000円																																						
学生	6か月	5,000円	12,000円																																						
	年間	10,000円	24,000円																																						
一時利用		100円	150円																																						
東久留米市	東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 31	S 63 ・ 4 ・ 1	R 3 ・ 6 ・ 30	R 6 ・ 9 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間) <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">自転車</td><td colspan="2">原付</td></tr><tr><td>屋根付</td><td>屋根無</td><td>屋根付</td><td>屋根無</td></tr><tr><td>一般</td><td>28,800円</td><td>24,400円</td><td>36,000円</td><td>30,200円</td></tr><tr><td>学生</td><td>17,280円</td><td>14,640円</td><td>21,600円</td><td>18,120円</td></tr></table> ■有料制(1日利用) <table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td>一般</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>学生</td><td>50円</td><td>100円</td></tr></table>		自転車		原付		屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	一般	28,800円	24,400円	36,000円	30,200円	学生	17,280円	14,640円	21,600円	18,120円		自転車	原付	一般	100円	200円	学生	50円	100円	■手続 撤去→告示→保管 (2か月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
	自転車		原付																																						
	屋根付	屋根無	屋根付	屋根無																																					
一般	28,800円	24,400円	36,000円	30,200円																																					
学生	17,280円	14,640円	21,600円	18,120円																																					
	自転車	原付																																							
一般	100円	200円																																							
学生	50円	100円																																							

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新 改正 公布日	最新 改正 施行日	対象車両			放置 禁止 区域 の 名称	附置 義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																												
						自 転 車	原 付	自 二																																	
多摩市	多摩市自転車 等の放置防止 に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 27	S 60 ・ 4 ・ 1	H 17 ・ 6 ・ 27	H 17 ・ 6 ・ 27	○	○	—	放置 禁止 区域	義 務 付	■ 有料制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二</td></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>1か月</td><td>1,920円</td><td>3,410円</td><td>4,480円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>5,460円</td><td>9,930円</td><td>13,140円</td></tr><tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月</td><td>850円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,250円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>100円</td><td>160円</td><td>210円</td></tr></table>			自転車	原付	自二	一般	1か月	1,920円	3,410円	4,480円	3か月	5,460円	9,930円	13,140円	学生	1か月	850円	—	—	3か月	2,250円	—	—	1日利用		100円	160円	210円	■ 手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■ 撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	
			自転車	原付	自二																																				
一般	1か月	1,920円	3,410円	4,480円																																					
	3か月	5,460円	9,930円	13,140円																																					
学生	1か月	850円	—	—																																					
	3か月	2,250円	—	—																																					
1日利用		100円	160円	210円																																					
	多摩市営駐輪 場条例	H 8 ・ 10 ・ 14	H 9 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 3 ・ 31	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—																															
稲城市	稲城市自転車 等の放置防止 に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 27	S 60 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 12 ・ 18	R 2 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置禁 止区域	義 務 付		■ 手続 警告→撤去→保管→ 告示(60日)→処分 ■ 撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円	○																												
羽村市	羽村市自転車 等の放置防止 に関する条例	H 3 ・ 3 ・ 26	H 3 ・ 10 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 24	R 2 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義 務 付		■ 手続 撤去→保管→告示 (60日)→処分 ■ 撤去料 ○自転車 2,040円 ○原付 3,060円	○																												
あきる野市	あきる野市自 転車等駐車 場の設置及び 管理に関する 条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 22 ・ 6 ・ 21	H 22 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	—		■ 手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分																													
西東京市	西東京市自転車 等の放置防止 に関する条例	H 13 ・ 1 ・ 21	H 13 ・ 1 ・ 21			○	○	—	放置 禁止 区域	義 務 付	<table><tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td><td>自二 (125ccまで)</td></tr><tr><td>月極</td><td>500～ 2,300円</td><td>3,000円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>一時利用</td><td>100円</td><td>200円</td><td>200円</td></tr></table> ※無料もあり		自転車	原付	自二 (125ccまで)	月極	500～ 2,300円	3,000円	3,500円	一時利用	100円	200円	200円	■ 手続 警告→撤去→保管 (60日) → 告示→処分 ■ 撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円																	
	自転車	原付	自二 (125ccまで)																																						
月極	500～ 2,300円	3,000円	3,500円																																						
一時利用	100円	200円	200円																																						
瑞穂町	瑞穂町自転車 等の安全利用 に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 14	S 60 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 12 ・ 13	H 17 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	義 務 付	■ 有料制、許可制 <table><tr><td></td><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr><tr><td rowspan="2">1か月</td><td>一般</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1,000円</td><td>1,200円</td></tr></table>			自転車	原付	1か月	一般	1,500円	1,800円	学生	1,000円	1,200円	■ 手続 撤去→告示(14日)→保管 (2箇月)→リサイクル・処分 ■ 保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 1,500円																		
		自転車	原付																																						
1か月	一般	1,500円	1,800円																																						
	学生	1,000円	1,200円																																						

5 放置禁止区域等の指定状況

令和6年6月末現在

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
総 数		559	
区 部		426	
千 代 田 区	放置禁止 区域	12	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町、大手町、有楽町、東京(丸の内側・八重洲側一部)
中 央 区	放置禁止 区域	10	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町、東京(八重洲口)、銀座一丁目
港 区	放置禁止 区域	18	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番)、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、麻布十番、赤坂見附、新橋、広尾、白金台、お台場海浜公園、芝公園、高輪ゲートウェイ、赤坂、内幸町、虎ノ門ヒルズ
新 宿 区	放置禁止 区域	31	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿、西早稲田
文 京 区	放置禁止 区域	17	後樂園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巢鴨、新大塚、水道橋、飯田橋
台 東 区	指導整理 区域	13	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)、稲荷町、不忍池
墨 田 区	放置禁止 区域	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江 東 区	放置禁止 区域	21	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京レポート、亀戸水神、有明テニスの森、国際展示場・有明
品 川 区	放置禁止 区域	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横丁、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目 黒 区	自転車等 放置禁止 区域	14	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒、駒沢大学
大 田 区	放置禁止 区域	35	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶴の木、大森海岸、流通センター
世 田 谷 区	放置禁止 区域	36	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田、世田谷、東北沢
渋谷区	放置禁止 区域	16	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目、明治神宮前
中 野 区	放置規制 区域	14	中野、鶯ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、落合、東中野、中野坂上、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉 並 区	放置禁止 区域	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊 島 区	放置禁止 区域	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北 区	整理 区域	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒 川 区	放置禁止 区域	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板 橋 区	放置禁止 区域	22	板橋、ときわ台、成増・地下鉄成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚・地下鉄赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋
練 馬 区	放置禁止 区域	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
足 立 区	放置禁止 区域	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛 飾 区	整理区域	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江 戸 川 区	放置禁止 区域	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		133	
八 王 子 市	自転車等 放置禁止 区域	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立 川 市	放置禁止 区域	10	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館、柴崎体育館、砂川七番駅
武 蔵 野 市	放置禁止 区域	3	吉祥寺、三鷹、武蔵境
三 鷹 市	放置禁止 区域	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青 梅 市	自転車等 放置禁止 区域	3	青梅、河辺、東青梅
府 中 市	放置禁止 区域	13	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台、競艇場前駅
昭 島 市	自転車等 放置禁止 区域	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調 布 市	放置禁止 区域	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町 田 市	放置禁止 区域	8	町田、成瀬、南町田グランベリーパーク、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小 金 井 市	放置禁止 区域	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小 平 市	放置禁止 区域	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日 野 市	放置禁止 区域	10	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園、甲州街道、万願寺、程久保、多摩動物公園
東 村 山 市	放置禁止 区域	6	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川、八坂
国 分 寺 市	放置禁止 区域	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国 立 市	整理区域	3	国立、谷保、矢川
福 生 市	放置禁止 区域	5	福生、牛浜、熊川、拝島、東福生
狛 江 市	自転車等 放置禁止 区域	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東 大 和 市	放置禁止 区域	5	東大和市、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清 瀬 市	放置禁止 区域	2	秋津、清瀬
東久留米市	放置禁止 区域	1	東久留米
多 摩 市	放置禁止 区域	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲 城 市	自転車等 放置禁止 区域	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽 村 市	放置禁止 区域	2	羽村、小作
西 東 京 市	放置禁止 区域	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

令和6年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡以上	10㎡毎に1台	200㎡以上	20㎡毎に1台
渋谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は40㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	150㎡以上	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡以上	20㎡毎に1台
			上記以外 400㎡以上	40㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
江戸川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
港 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新 宿 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※最大50%削減の規模の特例あり 平成31年1月1日施行
墨 田 区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分は、 基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台、5,000㎡を超える部分 は30㎡毎に1台
江 東 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
品 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎 に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
世 田 谷 区	250㎡以上	25㎡毎に1台	300㎡以上 25㎡毎に1台	200㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
渋谷区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は 30㎡ 毎に1台	※渋谷区土地利用調整条例 平成26年 4月2日公布、平成26年10月1日施行
中 野 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※200台を超える部分は基準面積の2倍 毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施設、 150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉 並 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定 した自転車駐車場の規模の1/2
豊 島 区	250㎡以上	25㎡毎に1台	400㎡以上 40㎡毎に1台	150㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
北 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練 馬 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
足 立 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛 飾 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
江戸川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	施設用途による必要 台数(1台以上)	施設用途による必要 台数(1台以上)	

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八 王 子 市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立 川 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武 蔵 野 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三 鷹 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青 梅 市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府 中 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭 島 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調 布 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町 田 市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小 金 井 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小 平 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日 野 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東 村 山 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国 分 寺 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国 立 市	500㎡以上のもの	15㎡毎に1台	500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
福 生 市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清 瀬 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台
多 摩 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲 城 市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽 村 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西 東 京 市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞 穂 町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ	500㎡を超えるもの	設置義務のみ

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八 王 子 市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立 川 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武 蔵 野 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三 鷹 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設（混合用途施設を除く）は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青 梅 市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府 中 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭 島 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調 布 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町 田 市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小 金 井 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小 平 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日 野 市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東 村 山 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国 分 寺 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国 立 市	500㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡以上のもの20㎡毎に1台
福 生 市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清 瀬 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	200㎡毎に1台	「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多 摩 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲 城 市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽 村 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西 東 京 市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		教室面積が300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	左記の用途に分類されない施設は延べ面積が900㎡を超えるもの 延べ面積45㎡毎に1台。1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞 穂 町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ			

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和5年度	
					対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)
千代田区	千代田区民営自転車駐車場整備事業補助金交付要綱	令和4年度	【補助対象者】 (1) 法人又は個人であって、当該自転車駐車場を開設した日(増築又は改築する場合にあつては、当該工事が完了した日)から5年以上運営する見込みのある者 (2) 補助金の交付申請をする日の属する年度の2月末日までに補助金の対象となる事業に係る契約、工事等が完了し、当該年度の3月末日までに規定する書類を提出できる者 【補助対象事業】 区内に自転車駐車場を新設し、又は区内の自転車駐車場を増築若しくは改築する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができるものであり、かつ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 (2) 自転車駐車場が不特定の者が利用する自転車等を収容できるものであること。 【補助対象経費】 (1) 自転車駐車場の整備に係る駐車用設備の購入費及び設置費とする。 (2) 自転車駐車場を他の用途の施設と併設する場合の補助対象経費は、自転車駐車場部分の整備に係る経費に限るものとする。この場合において、他の用途の施設部分と自転車駐車場部分のどちらにも供し、かつ、不可分である部分に係る補助対象経費は、当該自転車駐車場部分の面積を施設全体の面積で除した数値に施設全体に係る補助対象経費を乗じて得た額とする。 【補助金の額】 補助金の額は、駐車用設備の形式に応じ、1台当たりの標準整備費(実額ではない標準的な整備に係る経費をいう。)に整備した駐車用設備の台数を乗じて得た額と補助対象経費とのいずれか少ない額とし、200万円を上限として予算の範囲内で交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 1台当たりの標準整備費 平置き式:5,000円 機械式:15,000円 精算機:300,000円	A	0	0台	0台	
			0千円	0千円				
江東区	江東区民営自転車駐車場整備事業補助金	平成29年度	【補助対象者】 (1) 法人又は個人であって、補助金交付後、当該自転車駐車場を開設した日から3年以上運営する見込みのある者(鉄道事業者は対象外)。 (2) 申請年度の2月末日までに補助対象事業に関する契約及び工事等が完了し、3月末日までに当該補助対象事業に係る支払が全て完了し、かつ、要綱第12条に規定する書類が提出できる者 (3) 補助金を受けることが適当であると区長が認める者。 【補助対象事業】 (1) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。 (2) 自転車駐車場を新設、増築又は改修する場所が鉄道駅の周辺、商業施設、観光地の周辺等放置自転車が発生する見込みが高いと区長が認める地域であること。 (3) 自転車駐車場が不特定の一般区民が利用する自転車を収容できるものであること。 【補助金額】 (1) 補助対象経費の3分の1以内の額または形式ごとに定める1台あたりの標準整備費(実額ではない標準的な費用の額)に整備台数を乗じて得た額とし、500万円を上限として予算の範囲内で交付する。 なお、1台あたりの標準整備費は平置き式で5,000円、機械式で15,000円である。 (2) 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	A	6	263台	52台	
						6,638千円	1,834千円	

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和5年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
目黒区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成2年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けて設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A	1	53台 213千円	1	53台 213千円
大田区	大田区民営自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度	【補助対象】 ●対象事業 ①鉄道駅から概ね300メートル以内の地域にあること。 ②駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ③継続して5年以上運営されること。 ④収容能力が概ね30台以上(原動機付自転車は1台につき自転車1.5台分として換算)あること。 ※駐車場の設置又は経営を目的とする財団法人で、国その他公共団体から寄付又は補助金を受ける者が設置又は経営する駐車場、条例の自転車駐車場設置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業所等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者又は借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) ※鉄道事業者は建設費のみ対象 【補助額】 ●建設費 次のうち低い方の額とし、500万円を限度とする。 ①建設費(複合用途の建物は駐車場設置部分に限る)の1/2の額 ②1台あたりの基準単価7万円に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理費 次の額(増築の場合は増築部分に限る)を初交付年度から起算して5年間交付する。 ①駐車場の敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額 ②立体構造で単独かつ専用施設である建物に係る固定資産税及び都市計画相当税額	A	15	3,219台 95,334千円	1	47台 542千円
世田谷区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。	A	23	4,502台 不明	0	0台 0千円
中野区	中野区民営自転車等駐車場設置補助	平成元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間:平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232台 8,300千円	0 0	0台 0千円

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和5年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
杉並区	杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭和60年度	(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3) 一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (4) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること (5) その他区長が必要と認めるもの ※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。 (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場 (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務) 【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。 (1) 建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。 (2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。	A	22	2,513台 51,157千円	0 0	0台 486千円
北区	北区民営自転車駐車場助成	昭和61年度	【対象・条件】 ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。	A	3	450台 14,140千円	1	97台 420千円
荒川区	民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	【対象・条件】 ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 【補助額】 ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場:収容台数×21,000円 ②立体式駐車場:収容台数×42,000円 ・標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ・交付限度額 ①平置式駐車場:200万円 ②立体式駐車場:400万円	A	15	1,497台 10,920千円	0	0台 0千円

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和5年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
板橋区	民営自転車駐車場助成	昭和60年度	【補助対象】 ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 【補助条件】 ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営	A	不明	不明 不明	0	0台 0千円
足立区	民営自転車駐車場設置補助	昭和58年度	【対象・条件】 ・駐車場の設置(増改築を含む。)の目的が公共の用に供すると認められること。 ・駐車場の位置が鉄道駅等から概ね300m以内の地域であり、かつ近隣の自転車収容台数に余裕があると認められないこと。 ・駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が30台以上あること(原動機付自転車1台は自転車1.5台として換算する。)ただし、増改築の場合は、自転車等の収容能力が概ね30台以上増加すること。 ・増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること。 【補助額】 (1)設置費補助 ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の3分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×40,000円(原付 60,000円) ②立体式駐車場 収容台数×70,000円(原付100,000円) ・交付限度額 ①平置式駐車場 500万円 ②立体式駐車場 1000万円 (2)管理費補助 ・駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(借地は除く) ・駐車場の収容台数のうち、時間単位の貸出し部分が1/2以上で、一回の利用につき2時間以上無料で利用させる時(無料部分が20台以上)は、収容台数1台につき年度ごと3,000円。ただし600,000円を限度とする。 ・交付期間 駐車場として税が賦課される初年度から3年間。	A	109	22,473台 338,849千円	0	0台 0千円
葛飾区	葛飾区民営自転車等駐車場整備補助(要綱)	平成23年度	【補助対象】 ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること 【補助条件】 ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること	A	56	5,487台 110,775千円	3	227台 5,108千円
武蔵野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	【補助対象】 ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 【補助条件】 ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 【その他】 ・市長が別に定める	A	3	1,576台 37,211千円	0	0台 0千円

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和5年度	
					対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定 台数(台) 金額(千円)
三鷹市	三鷹市民間自転車等駐車施設設置・運営等補助金交付要綱	昭和63年度	【補助対象】 1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。 (1) 一般市民の利用に供されるものであること (2) 鉄道駅から概ね300m以内にあること (3) 駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること (4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること 2 前項の駐車場には、三鷹市駐輪場整備運営基本方針に基づき市立自転車等駐車場として公共の用に供するために整備される駐車場を含むものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。 (1) 鉄道事業者が設置し、経営するもの (2) 条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの (3) 本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの 【補助条件】 (1) 駐車場の敷地を所有する者にあつては、その敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。 (3) 駐車場を運営管理する者にあつては、駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。 ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 ※条例第4章 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例第4章・・・自転車等駐車場の附置義務	A	14	4,070台	0	0台
調布市	民営自転車駐車場設置費補助	昭和59年度	【補助対象】 ・平置式(簡易舗装, フェンス囲, 屋根, ラック付) ・立体式(ラック付) 【補助条件】 ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 【その他】 ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。	A	4	867台	0	0台
						3,082千円		0千円

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和5年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
町田市	民営自転車等駐車場助成事業	平成3年度	【補助対象】 ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 【補助条件】 ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 【その他】 ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。 ※設置費については、令和2年3月31日廃止。ただし、管理費については、継続。	A	14	2,309台 148,406千円	1	0台 2,900千円
小金井市	小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	【補助対象】 ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの 【補助条件】 ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A	3	459台 5,436千円	0	0台 0千円
小平市	小平市民営自転車等駐車場補助	平成20年度	【補助対象】 ・建設費補助金: 自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金: 建設費補助金を受けた施設の固定資産税・都市計画税相当額を、最初の賦課から3年間 【補助条件】 (1) 主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2) 立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3) 継続して5年以上運営すること。 (4) 車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A・C	25	3,634台 88,689千円	3	493台 13,356千円
国分寺市	民営自転車等駐車場の育成(国分寺市自転車等の放置防止に関する条例)	昭和59年度	【補助対象】 ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 【補助条件】 ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。	C	0	実績なし 実績なし	0	0台 0千円
稲城市	民間自転車等駐車場の育成等	昭和59年度	【補助対象】 ・駐車場の設置 【補助条件】 ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	C	0	実績なし 実績なし	0	0台 0千円
羽村市	民営有料自転車駐車場補助金	平成3年度	【補助対象】 ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 【補助条件】 ・通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ・自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ・利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0	実績なし 実績なし	0	0台 0千円

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：令和6年度

	調 査 名	調査時期	調 査 対 象	調 査 項 目 ・ 内 容
千 代 田 区	放置自転車台数調査	年1回 (10月)	駅周辺の放置自転車台数調査	放置台数調査
港 区	駅前自転車等乗入台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の自転車等の乗入調査	①放置台数調査 ②駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新 宿 区	放置自転車台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の放置自転車等の台数調査	自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江 東 区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の 乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉 並 区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・ 11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐車場等置場内乗入台数 (自転車・バイク) ②駐車場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練 馬 区	放置自転車実態調査	年2回 (5・11月)	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型 バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐車場利用台数 ④自転車駐車場整備台数
葛 飾 区	駅周辺における放置自転車等実態 調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の 乗入自転車・原付車・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場利用台数 ③民間駐輪場利用台数及び開設状況
江 戸 川 区	駐輪場利用台数調査	毎年2回 (5・10月)	自転車駐車場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八 王 子 市	自転車等台数調査	毎年3回 (6・10・2 月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
立 川 市	実態調査	毎月平日と土 曜の午前午後 1回ずつ	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三 鷹 市	自転車等駐輪台数調査	年2回 (5・10月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青 梅 市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
府 中 市	駅周辺自転車駐車場台数調査	年1回 (10月)	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転 車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
昭 島 市	駅周辺民間駐輪場の利用状況調査	年1回 (8月)	自転車 原動機付自転車	駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 と売上試算
調 布 市	自転車等駐輪利用状況	毎月末	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 放置自転車等の警告数、撤去台数等
町 田 市	町田駅周辺放置自転車実態調査	年2回 (6・11月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置 台数
小 金 井 市	駅周辺自転車利用状況	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
日 野 市	駅周辺自転車台数調査	年1回 (10月)	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市内の駐輪場台数調査	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
国 立 市	自転車駐車場利用状況調査	平日	市営自転車駐車場	自転車、原動機付自転車、自動二輪車の駐車台数
狛 江 市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、 民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多 摩 市	放置自転車等台数調査	年1回 (10月)	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放 置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査
あきる野市	駅周辺自転車等駐車場駐車台数調 査	年2回 (5月・10月)	市内5駅周辺の自転車等駐車場に駐車され ている自転車と原動機付自転車	駐車場内駐車台数・駐車場外駐車台数
西 東 京 市	駅周辺自転車等駐車場利用状況等 調査	年1回 (10月)	市内5駅周辺の自転車等駐車場に駐車され ている自転車等台数及び放置自転車等台数	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺の夜間放置自転車等の状況

第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 社会資本整備総合交付金(道路事業)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)
- 6 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))
- 7 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 8 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金
(普通交付金)

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車場を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
 - ①特定交通安全施設等整備事業 ——— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対
象（都市計画事業を除く）
 - ②都市構造再編集集中支援事業 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
- 社会資本整備総合交付金
 - ①道路事業 ————— 都市計画自転車駐車場が対象
 - ②都市再生整備計画事業等 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ③都市・地域交通戦略推進事業 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な
どに位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ④道路事業（防災・安全交付金）— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付けに係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	社会資本整備総合交付金（道路事業）	都市計画事業として設置する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内（新設）、5/10（改築）	平成22年度開始
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	都市構造再編集中支援事業	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入を含む）	交付対象事業費の1/2	令和2年度開始
	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）等）	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入を含む）	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業（旧都市交通システム整備事業））	自転車駐車場（駐車台数200台以上（整備計画に位置づけられ、複数箇所ネットワークを形成している場合は合計で200台以上）の駐車施設。ただし、立地適正化計画に位置付けられた事業であって、かつ、戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置付けられた事業であって、かつ、再編実施計画に位置付けられた地域公共交通再編事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上（複数箇所設置の場合は合計で50台以上）の駐車施設。）整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1) 設計費 ① 基本設計費 自転車駐車場の基本設計に要する費用 ② 実施設計費 自転車駐車場の実施設計に要する費用 (2) 施設整備費 自転車駐車場の工事に要する費用	設計費、施設整備費の1/3以内（ただし、総合交通戦略の区域に該当し、環境モデル都市に該当する地区は1/2以内）	平成19年度開始
	社会資本整備総合交付金（道路事業（防災・安全交付金））	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.0/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業にかかる道路の附属物として整備する自転車駐車場	特別区の都市計画事業に要する一般財源の概ね25%	都費補助要綱（単年度要綱）に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	補助対象事業費の1/2以内	市町村都市計画事業に対する都費補助要綱（平成19年4月1日施行）に基づく
財 団 法 人	（一財）日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある「見込まれる」駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額（設計料を含む）の1/2を協会が負担 ※負担限度額： ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担 ※現在は事業休止につき受付は行っておりません。
	（公財）自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	区市町村等からの要請	センター負担額は、施設の規模・運営方法等により異なるので、協議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営（直営）するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政担当・市町村課交付税担当所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～21条
政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令
省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条第1項により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 － 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \frac{\text{都の基準額}}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
東京都		2,968	3,102	2,937	2,817	2,645	2,622	2,950	2,897	2,700	2,540
区市町村	特別区	974	1,021	970	926	868	864	976	959	896	849
	市町村	509	529	497	481	454	446	497	488	453	420
	小計	1,482	1,550	1,467	1,407	1,321	1,310	1,474	1,447	1,349	1,269
合計		4,450	4,652	4,404	4,224	3,966	3,932	4,424	4,344	4,049	3,809

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 社会資本整備総合交付金(道路事業)

(国土交通省都市局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設調整担当所管)

※平成22年度より都市計画自転車駐車場整備事業から社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条(昭和53年度発足)

要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱(令和6年12月17日最終改正)

(2) 採択基準(参考:都市局所管補助事業実務必携(令和5年度版))

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、かつ事業費500,000千円以上のもの
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏(東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏)又は人口10万以上の都市圏(通勤圏)の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤、通学目的に利用する自転車(原動機付自転車を含む以下同様)の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
- ③ 用地についての補助は、通勤・通学目的に利用する自転車駐車場に限る。

(3) 補助率(参考:都市局所管補助事業実務必携(令和5年度版))

5/10(用地費・工事費とも)

(4) 参 考 : 建設省都市局通達等

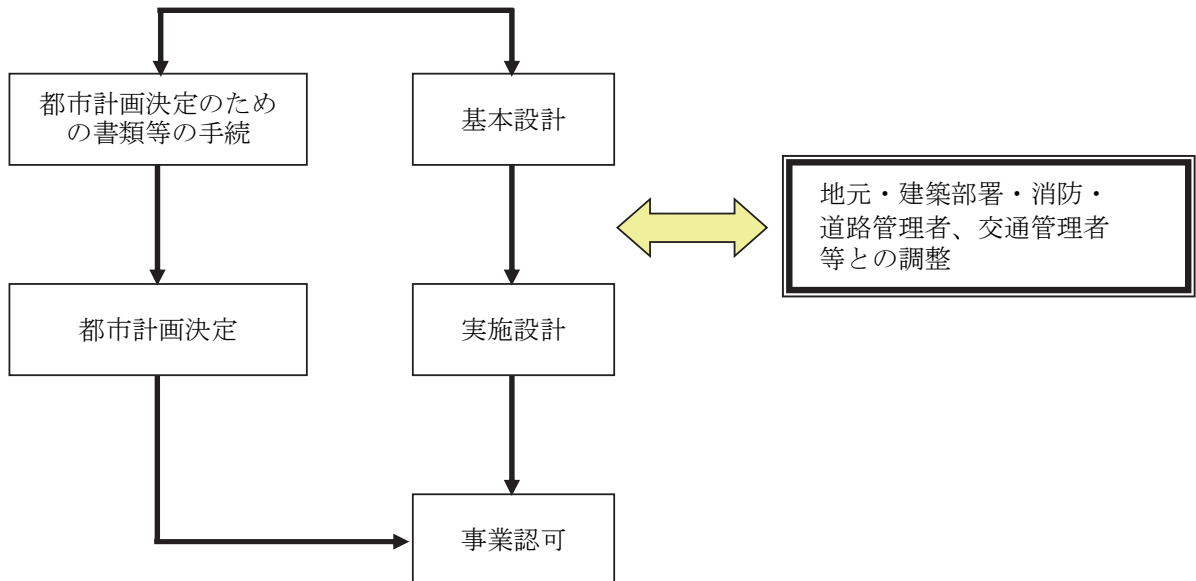
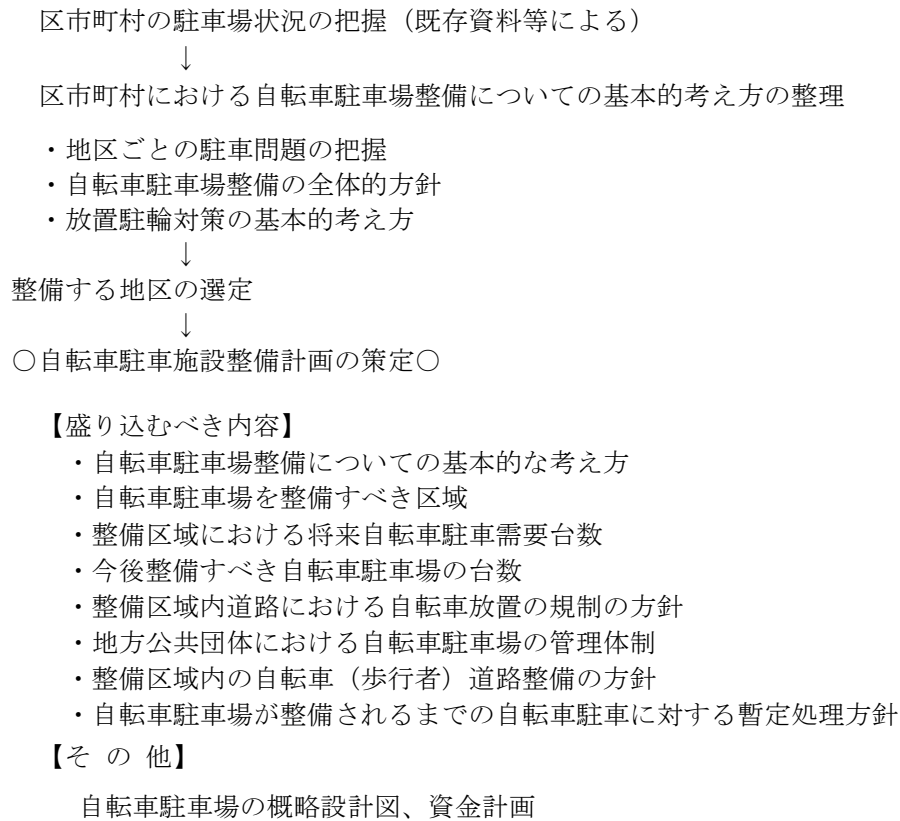
- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場

- ② この自転車駐車場の整備は、道路整備事業の一環として行うものであるため、無料を原則とするが、必要に応じ自転車駐車場利用者との計画により、自転車駐車料を支払わせることができる。

※①自転車駐車場の取扱いについて(昭和53年7月20日建設省都計発第44号建設省都市局都市計画課長通達)

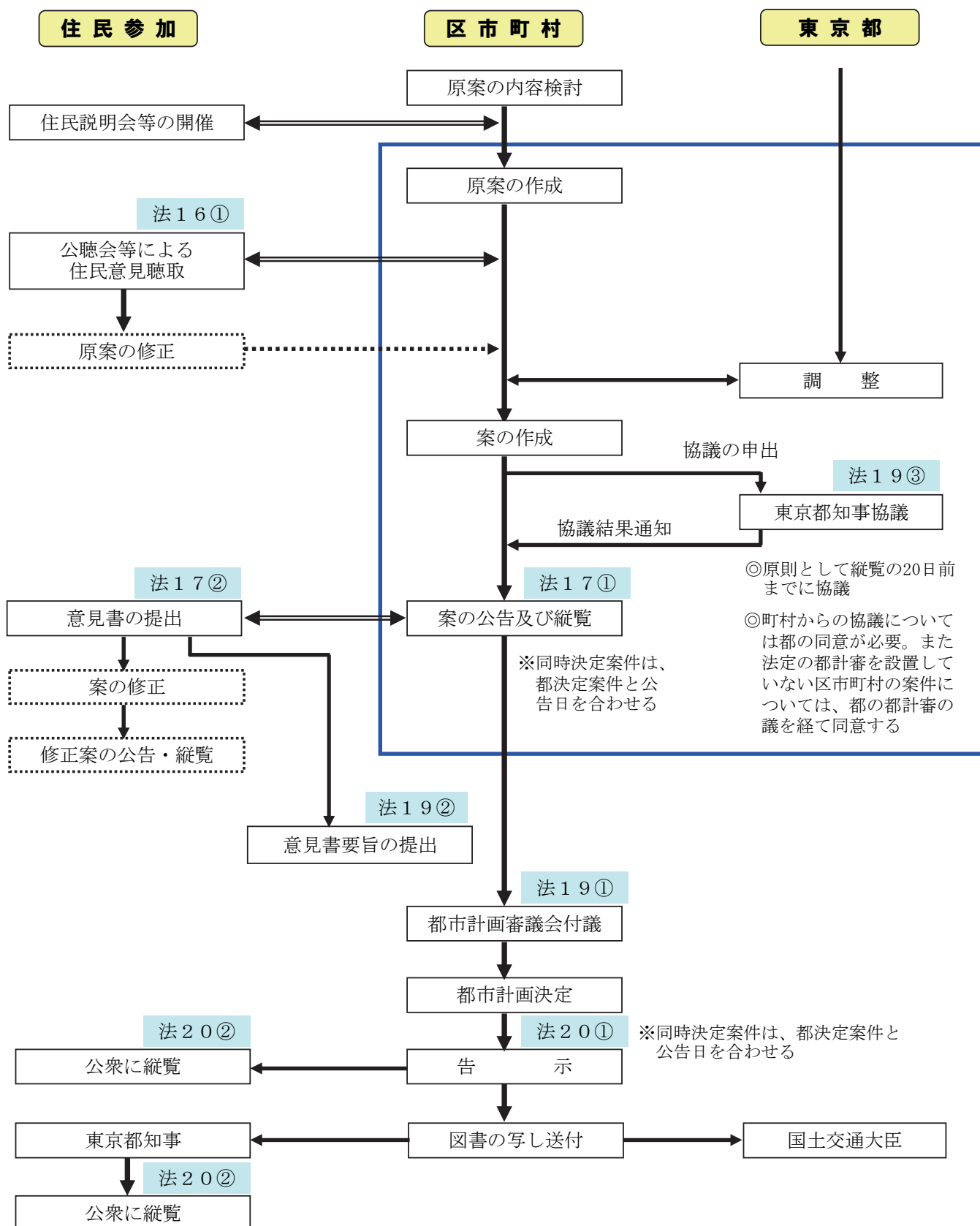
※②自転車駐車場整備事業の取扱いについて(昭和54年5月1日建設省都市局街路課建設専門官事務連絡)

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実 績

都市計画自転車駐車場一覧

令和6年11月30日現在

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備 考
番 号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54. 1. 16	1, 840	上 1	1, 000	区	53～56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第 1	北1	S54. 3. 22	900	上 3	1, 700	市	54	156(9)	○	J R
多摩 1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54. 4. 2	2, 560	上 2	1, 200	市	54～55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第 1	高島平8	S55. 1. 23	1, 200	上 2	1, 650	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第 2	高島平8	S55. 1. 23	850	上 1	850	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55. 3. 4	520	上 1	450	区			未	メトロ千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57. 6. 30	290	上 1	210	区	57	51(24)	○	J R
江戸川 1	船堀	船堀2	S58. 1. 11	1, 300	上 2	2, 300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58. 11. 30	1, 010	上 1	500	区	63～ 1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59. 11. 15	680	上 1	510	区	59～60	5(1)	○	有楽町線
板橋 4	小竹向原	向原1	S59. 11. 27	490	上 1	400	区	59～60	5(1)	○	有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60. 6. 14	650	上 1	430	区	60	43(5)	○	J R
北 1	王子北口	王子1	S60. 6. 13	660	上 1	650	区	60	50(8)	○	J R
北 2	王子南口	栄町	S60. 6. 13	390	上 2	460	区	60	48(10)	○	J R
北 3	王子中央口	王子1	S61. 3. 18	850	上 2	1, 090	区	61	124(11)	○	J R
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61. 8. 12	260	上 2 下 1	440	区	61～ 2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62. 3. 31	2, 820	下 1	1, 900	区	62	596(31)	○	J R
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2. 1. 26	2, 500	下 1	1, 800	区	3～11	1, 772(98)	○	丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4. 2. 1	1, 400	下 1	1, 000	区	3～ 6	1, 390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4. 3. 4	1, 500	下 1	1, 550	区	4～ 5	937(60)	○	J R・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4. 11. 9	1, 200	下 1	700	区	5～ 9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4. 11. 9	600	下 1	300	区	5～ 9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5. 3. 1	2, 800	下 1	3, 000	区	5～ 6	1, 600(53)	○	J R
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5. 10. 27	710	下 1	300	区	5～ 7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口地下	元町1	H6. 3. 4	2, 500	下 1	2, 500	市	6～ 7	1, 230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6. 3. 17	3, 400	下 1	3, 000	区	6～ 8	1, 492(50)	○	J R・ 半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7. 3. 28	990	上 1 下 1	680	区	7～12	1, 851(272)	○	T X・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7. 3. 22	1, 500	下 1	1, 000	市	7～10	928(93)	○	J R
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7. 3. 24	1, 800	下 1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 南北線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7. 8. 10	220	上 6	520	区	7～ 8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7. 8. 15	1, 000	下 1	850	区	7～ 9	576(67)	○	J R・ 南北線
台東 3	新浅草第 1	浅草1, 西浅草2	H7. 11. 8	1, 200	下 1	460	区	15～17	935(203)	○	T X
台東 4	新浅草第 2	浅草2, 西浅草3	H7. 11. 8	960	下 1	300	区	15～17	765(255)	○	T X
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7. 11. 24	1, 100	下 1	570	区	8～11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄白河駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7. 11. 24	1, 200	下 1	280	区	8～11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 200	下 1	750	区	8～11	580(77)	○	都営大江戸線・ 有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 100	下 1	500	区	8～11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8. 1. 5	1, 400	下 1	500	区	8～11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8. 7. 4	1, 700	下 1	1, 030	区	9～10	933(91)	○	都営大江戸線・ J R
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8. 7. 4	1, 700	下 1	1, 130	区	9～10	945(84)	○	都営大江戸線・ 丸の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8. 7. 22	1, 900	下 1	1, 000	区	8～12	1, 600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	2, 400	下 1	2, 000	区	9～16	1, 040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下 1	2, 000	区	9～11	3, 600(80)	○	東西線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下 1	2, 500	区	9～11		○	

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下 1	1, 000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	11～12	1, 148(94)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下 1	590	区	10～11	462(78)	○	J R
調布 1	飛田給北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下 1	1, 300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上 2	310	区	26～27	87(28)	○	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上 2	480	区	26～29	148(31)	○	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上 2	710	区	26～27	146(21)	○	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上 2	540	区	26～27	102(19)	○	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上 2	1, 390	区	26～29	313(26)	○	京急線
大田 7	糀谷駅	西糀谷4	H11. 3. 8	600	上 2	840	区	26～28	170(20)	○	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下 1	1, 600	区	11～15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下 1	620	区	12～14	1, 116(180)	○	ﾏﾛ半蔵門線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下 2	4, 000	区	13～17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 8. 1	1, 200	下 1	600	区	13～14	700(120)	○	ﾏﾛ半蔵門線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上 3	2, 500	区	13～15	1, 258(50)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下 1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	ﾏﾛ日比谷線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下 1	2, 500	区	14～16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下 1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下 2	1, 300	区	14～19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	栄町	H15. 6. 16	1, 900	下 1	1, 500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅地下	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下 1	9, 400	区	16～20	7, 260(77)	○	ﾏﾛ東西線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上 2	1, 500	区	16～21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口地下	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下 1	1, 500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下 1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下 1	3, 000	市	26～31		○	J R、西武線
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下 2	1, 900	区	22～32		○	ﾏﾛ有楽町線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下 1	2, 450	市	24～26	1, 389(56)	○	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下 1	1, 200	区	29～35		事	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下 1	220	区	24～26	413(187)	○	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下 1	2, 000	区	25～27	2, 685(134)	○	ﾏﾛ有楽町線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅東口地下	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下 1	700	区	26～35		事	J R・東急・ﾏ ﾛ・京王
江戸川10	小岩駅南	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区	28～38		事	JR
国立 2	国立駅南第 1	中1	H27. 4. 7	1, 300	上 3	2, 600	市	27～29	1, 240 (47)	○	JR
調布 2	調布駅南地下	小島町2	H27. 11. 26	2, 900	下 1	1, 900	市	28～30		廃	京王線
大田 9	蒲田駅東口地下	蒲田 5	R5. 2. 1	3, 300	下 2	2, 800	区	28～11		事	JR・東急線
中野 4	中野四季の森公園 地下	中野 4	H29. 5. 1	2, 000	下 1	1, 500	区	29～30	913 (61)	○	JR・メトロ東西 線
江戸川11	小岩駅北	西小岩1	R5. 8. 9	4, 200	下 1	2, 000	区			未	JR
東久留米1	東久留米駅西口第 1	本町1	H30. 11. 21	800	上3下1	1, 000	市	31～5	735(74)	○	西武池袋線
東久留米2	東久留米駅西口第 2	本町1	H30. 11. 21	550	上3下1	800	市	31～5	606(76)	○	西武池袋線
小平 1	小川駅西口地下	小川西町4	R3. 2. 22	2, 400	下 1	1, 200	市			未	
荒川 6	西日暮里駅前	西日暮里5	R3. 6. 18	550	下機	1, 000	区			未	
江戸川12	小岩駅南第二	南小岩7	R5. 10. 10	2, 200	上 2	2, 600	区			未	
合 計	85箇所					115, 600					

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工 廃……廃止（合計箇所数には、廃止を含まず）

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1／2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 都市構造再編集集中支援事業(国庫補助金)

(国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律	都市再生特別措置法第46条
要 綱	都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、立地適正化計画策定済の区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車場が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車場の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 補助金は、交付対象事業費の1/2。

(3) 実 績

実績なし

6 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業等) (国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第46条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車場が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車場の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
平成26年度	江東区	豊洲駅地下自転車駐車場	2,600.00	地下1階	2000	1,403,865	1,362,362
平成26年度	練馬区	東大泉自転車駐車場	808.32	地下1階	440	142,116	103,000
平成26年度	練馬区	大泉学園駅北第四自転車駐車場	345.47	地上3階地下1階	500	397,736	385,000
平成27年度	港区	桜田公園自転車駐車場	314.80	地下機械式2基	408	436,928	96,107
平成29年度	世田谷区	旧東北沢4号踏切南自転車駐車場	160.00	地上1階	90	59,400	59,400
平成29年度	国立市	国立駅南第1自転車駐車場	1,300.00	地上2階地下1階	2605	1,240,200	1,014,000
			21,429.96		19,596	9,290,269	8,334,135

6 社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金)) (国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行
 ※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」
 要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場
 道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている、又は、阻害されるおそれのある箇所に自転車
 駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付 73 自転車372	83,611	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453 用地費 57,898	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930	用地費 134,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	2,780	地下自走式	自転車3,000	設計費 15,422	設計費 13,400
平成27年度	八王子市	八王子駅南口第2自転車駐車場	122.93	平置き	自転車100	用地費 43,272	用地費 43,000
	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐車場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	用地費 239,118	用地費 239,118
		調布市立布田東路上自転車等駐車場	752.74	平置き・ ラック併用	原付 10 自転車390	用地費 149,196	用地費 149,196
		調布市立国領東路上自転車等駐車場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070	用地費 90,645	用地費 89,000
平成28年度	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐車場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	147,960	55,000
		調布市立国領東路上自転車等駐車場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070		21,500
		(仮称) 調布市立調布西第1路上自転車等 駐車場	758.86	平置き・ ラック併用	自転車300	用地費 310,278	用地費 310,000
		(仮称) 調布市立調布東第1路上自転車等 駐車場及び(仮称) 調布市立調布東第2路 上自転車駐車場	1,527.14	平置き・ ラック併用	自転車670	用地費 290,799	用地費 283,900
平成30年度	墨田区	(仮称) 錦糸町駅南口機械式地下自転車駐 車場	350.00	地下自走式	自転車450	282,664	281,500
	練馬区	(仮称) 氷川台駅第九自転車駐車場	376.85	平置き・ ラック併用	自転車385	169,995	130,000
		大泉学園駅南第一(拡張)自転車駐車場	60.00	ラック式	自転車39	49,198	44,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	3,473.80	地下自走式	自転車3,066	573,895	516,500
令和元年度	練馬区	(仮称) 氷川台第九自転車駐車場	376.85	平置き・ ラック併用	自転車385	114,414	14,600
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	3,473.80	地下自走式	自転車3,066	728,285	644,200

7 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政担当所管)

(1) 対 象 等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
	江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100
	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
	江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成12年度	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
		葛西駅駐輪場	84,000	29,400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
		葛西駅駐輪場	286,205	100,205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
平成26年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	2,136,073	444,583
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	95,042	16,621
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	745,112	259,812

年 度	区 名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成27年度	大 田	大田第2号大森町駅自転車駐車場	105,037	27,237
	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	2,287	887
	大 田	大田第4号京急蒲田駅西口自転車駐車場	168,462	45,562
	大 田	大田第5号京急蒲田駅東口自転車駐車場	154,727	54,227
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	6,358	2,258
	大 田	大田第7号糀谷駅自転車駐車場	69,305	24,305
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	225,813	79,113
平成28年度	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	245,146	77,046
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	494,259	155,159
	大 田	大田第7号糀谷駅自転車駐車場	104,928	33,028
	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	28,204	8,904
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	179,904	57,754
平成29年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	76,716	26,916
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	343,810	120,410
平成30年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	38,124	13,343
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	517,248	181,048
令和元年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	33,548	10,682
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	840,262	264,131
令和2年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐輪場	66,275	23,275
	練 馬	平和台駅自転車駐車場	30,414	8,734
令和3年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	123,245	36,546
令和4年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	499,661	174,961
令和5年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	402,405	95,932
計				8,625,343

＜参考＞ 特別区財政調整交付金

（東京都総務局行政部区政課都区財政調整担当所管）

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と法人事業税交付対象額等との合算額の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額（普通交付金）

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

（基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付）

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理（当該年度分）	1,181,832 (95.7)	1,175,503 (99.5)	1,261,213 (107.3)
	放置自転車対策（当該年度分）	2,649,089 (99.6)	2,639,190 (99.6)	2,668,012 (101.1)
投資的経費	自転車駐車場の整備（前年度実績）	453,141 (81.8)	434,812 (96.0)	232,820 (53.5)

[上段: 需要額ベース、千円 下段: 対前年比、%]

8 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

(1) 対 象 等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一、 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、 特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二、 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの 三、 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助(交通安全施設等整備事業)採択基準より(平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実 績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面 積 (㎡)	台 数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市(一ッ橋学園駅前、鷹の台駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)、田無市(田無駅前)、府中市(東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市(鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前)、府中市(分倍河原駅前)、三鷹市(三鷹台駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市(立川駅前)、府中市(武蔵野台駅前)、小平市(小平駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市(西秋留駅前)、日野市(豊田駅前)、立川市(立川駅前)、府中市(中河原駅前3ヶ所)、調布市(西調布駅前)、小平市(小川駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市(河辺駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所)、府中市(武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前)、小平市(一ッ橋学園駅前)、国分寺市(西国分寺駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	実績なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村(羽伏浦)
昭和60年度～令和3年度	0	0	0	0	0	0.0	実績なし
令和4年度	1	1	168	133	36,800	4,600.0	八王子市(西八王子駅北口)
計	29	38	11,697	8,263	128,375	46,365.5	

※ 令和5年度以降実績なし

9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 ―― 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調査ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
現在は事業休止につき受付は行っておりません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

令和元年9月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1, 424	
		東武線竹ノ塚駅前	1, 138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1, 289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1, 104	
		西武池袋線秋津駅前	1, 051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6 区・7 市 1 公社	20箇所	11, 173	

10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人に移行しました。この間、地方公共団体等と締結した協定書に基づき、令和4年度末までに1,376か所（収容台数約82万台）の自転車等駐車場を建設するとともに、自転車等駐車場の管理運営を行っています。以下がセンターの主な事業です。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体等からの要請を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行うとともに、老朽化した施設の建替え及び大規模修繕事業（リニューアル）も行っています。駐車場の用地は地方公共団体から無償で提供（借地も可）してもらいますが、一定期間管理を行った後、建設した施設は、地方公共団体に無償で譲渡します。また、最近では、従来のBOT方式による整備だけでなく、BT0方式による整備や施設を普通財産としてセンターが無償で貸付を受けた上での施設改良・改修（R0）のほか、指定管理者制度を活用した自治体所有施設（条例施設）の建替えなど多様な地方公共団体の要望を踏まえた手法で整備・管理運営を行っています。建設に際しては、建設予定の駅周辺における実態調査や需要見込み調査を行い、その結果を踏まえ、適正規模の自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場をセンターの自己資金を活用して整備します。なお、（公財）JKA及び（一財）宝くじ協会の補助金を活用することも可能です。

（申込みについて）

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望される場合は、特に申込み期限はありませんが、できるだけ前年度の7月末までに所定の要望書をセンターあてにご提出ください。（詳しくはセンターのホームページをご覧ください。）

（負担金について）

地方公共団体が設置を希望される場合には、当該団体は事業費の一部を負担していただくこととなりますが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なりますので、当該地方公共団体との協議によって定めることとなっています。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間、直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与します。

（1）直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場は原則としてセンターの直営管理とします。直営管理の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。最近の傾向として、概ね15年～30年の期間を管理運営している施設が大半を占めています。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議します。

（2）貸与について

地方公共団体等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として建設後、当該地方公共団体等に有償貸与します。

貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。

（3）施設の譲渡について

運営の施設については、直営管理期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡されます。

3 調査研究

センターは公益財団法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っています。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力します。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益財団法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っています。

（1）公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、これまでの経験とノウハウを活かし、現在、7市1特別区35か所において指定管理者の指定を受けて、管理運営を行っているとともに一部受託管理も行っております。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っており、現在3市から委託を受けています。

5 広報

国や地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車交通ルールの啓蒙普及促進等の広報活動を行っているほか、自転車利用促進や自転車と連携したまちづくり政策などをテーマとしたセミナーを開催しています。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っており、これまで62地方公共団体のご協力をいただき、延べ27万台余の中古自転車を供与してきました。（※海外供与事業につきましては現在休止しております。）

以上、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

公益財団法人自転車駐車場整備センター
本部 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
TEL 03-6262-5290

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

令和6年3月31日現在

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数(台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
昭和58年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	〃	515
	〃	J R 西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク(増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平面式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	〃	153
	立川市	J R 立川駅前	〃	1,584
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260
昭和60年度	〃	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	〃	848
	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅西	〃	1,070
	大田区	J R 蒲田駅南	〃	1,130
	〃	J R 蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	J R 大森駅	〃	116
	〃	J R 西大井駅	立体自走式	500
昭和61年度	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平面式	540
	日野市	J R 豊田駅前	〃	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
平成元年度	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	〃	1,000
	日野市	J R 豊田駅第五	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口(増設)	〃	190

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成元年度	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	府中市	京王多磨霊園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R 大井駅バイク	〃	525
	田無市	西武田無駅北口	〃	2,157
	町田市	J R 町田駅森野第三	平面式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平面式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平面式	711
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	〃	430
	田無市	西武田無駅南口	立体自走式	2,279
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412
	〃	八王子駅 南口	平面式	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
	〃	〃 北口東	〃	1,100
平成5年度	〃	京王南大沢駅第一	平面式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平面式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平面式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
	〃	京王府中駅東バイク	平面式	93
	立川市	J R 立川駅北口（増設）	〃	90
平成6年度	小平市	西武花小金井駅北	〃	2,014
	〃	〃 東一、二	〃	604
	〃	〃 東三	〃	398
	八王子市	京王堀之内駅	〃	1,540
	〃	〃 南	〃	324
	〃	京王北野駅東	立体自走式	1,763
	〃	J R 高尾駅北口（増設）	〃	44
平成7年度	小平市	西武小平駅北	平面式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平面式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り	立体自走式	1,515
	〃	J R 西八王子駅北口西	〃	963
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
平成8年度	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成8年度	多摩市	京王永山駅高架下	平面式	1,190
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	〃	京王多摩センター駅西	〃	1,957
	府中市	J R 北府中駅	〃	1,250
	八王子市	J R 西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東（増設）	立体自走式	103
	〃	京王永山駅（複合施設）	〃	1,733
	〃	〃 プラザバイク	平面式	90
	八王子市	J R 高尾駅南口	立体自走式	1,109
	〃	J R 高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	〃	J R 片倉駅ミニバイク	〃	230
	町田市	小田急町田駅	〃	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	〃	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R 牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
	〃	J R 熊川駅東	平面式	80
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	〃	〃 北口臨時	平面式	491
	〃	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	町田市	京王多摩境駅南側	〃	603
	日野市	J R 豊田駅北第五	平面式	403
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平面式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	〃	京王高幡不動駅南第二	〃	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
	町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平面式	245

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成12年度	練馬区	西武練馬駅東	平面式	945
	〃	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平面式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらやしき	立体自走式	2,544
	〃	西武東伏見駅北口第1	〃	377
	〃	〃 北口第2	〃	415
	〃	西武東伏見駅 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	〃	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	〃	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平面式	155
	〃	〃 東3	〃	110
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃	350
	〃	〃 東（増設）	立体自走式	678
	〃	〃 北3（増設）	平面式	245
	〃	森下駅第1	〃	69
	〃	〃 第2	〃	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園（増設）	〃	159
	小平市	西武小平駅北第1	〃	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	〃	403
	〃	J R 日野駅東2	〃	228
	保谷市	保谷駅北口第2	立体自走式	2,423
	西東京市	西武東伏見駅北口第1B	平面式	96
平成14年度	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平面式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	練馬区	富士見台駅東	〃	501
	〃	〃 西	〃	384
	〃	中村橋駅西	〃	1,508
	〃	練馬駅西（増設）	〃	427
	町田市	京王多摩境駅北	〃	254
	〃	多摩境駅北（増設）	〃	273
	〃	町田駅森野第3バイク	〃	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口（臨時）	平面式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	〃	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
	〃	〃 北口第1－2	平面式	217
	〃	〃 北口第2	〃	243

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成14年度	日野市	高幡不動南第4	平面式	171
	八王子市	西八王子駅南口第1（改築）	〃	69
	〃	〃 南口第2（改築）	〃	95
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	〃	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	〃	91
	〃	吉祥寺駅大通り 東	平面式	203
	〃	〃 末広通り2	〃	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第1（増設）	〃	83
	〃	町田駅森野第1バイク（増設）	〃	168
	小平市	東部市民センター北（仮設）	〃	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第2	〃	448
	〃	〃 第4	〃	52
	〃	豊洲3丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第2	平面式	76
	〃	J R 八王子駅南口臨時第2	〃	329
	武蔵野市	武蔵境駅南	〃	401
	府中市	府中本町駅前第2	〃	100
	〃	中河原駅西口第3	〃	335
	町田市	相原駅西口	〃	767
	〃	相原駅東口バイク	〃	155
	福生市	福生駅東口地下	地下式	2,351
平成17年度	府中市	分倍河原駅南	立体自走式	756
平成18年度	江東区	東陽町第3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口（増設）	〃	747
	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平面式	325
	八王子市	南大沢駅バイク	〃	27
	〃	めじろ台駅	地下式	828
	〃	めじろ台駅バイク	平面式	144
	府中市	府中本町駅第2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245
	〃	多磨駅西口	〃	288
平成19年度	調布市	仙川駅東（仮設）	〃	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第1	平面式	180
	〃	保谷駅南口第2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成19年度	稲城市	矢野口駅西	平面式	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第3	〃	202
	八王子市	南大沢駅第1バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第2（仮設）	〃	281
	〃	高尾駅北口臨時第2	〃	328
	〃	八王子駅北口東（屋外バイク）他	〃	68
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	〃	東府中駅東	〃	115
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1（増設）	〃	720
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3（仮設）	〃	506
	〃	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	武蔵野市	吉祥寺大正通北	〃	460
	〃	吉祥寺大通り東第4	〃	118
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	〃	東伏見駅北口	〃	129
	調布市	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921
	町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221
平成21年度	練馬区	光が丘ふれあいの径	〃	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	〃	1,100
	〃	八王子みなみ野駅西側（仮設）	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	日野市	豊田駅北（仮設）	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
	〃	綾瀬ふげんじ	〃	180
	〃	綾瀬西	〃	978
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
	〃	堀之内駅（増設）	〃	199
平成22年度	江東区	東大島駅（増設）	〃	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	〃	733
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	〃	1,271
	〃	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地下式	1,500
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1,721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
	日野市	豊田駅北3	立体自走式	490
平成23年度	練馬区	光が丘IMA（増設）	平面式	22
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口第3	平面式	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	江東区	亀戸北口第2(増設)	〃	14
平成24年度	〃	東大島駅前(増設)	〃	139
	〃	門前仲町駅黒船橋(増設)	〃	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅北口一時利用（増設）	〃	109
	〃	三鷹駅中町第1	〃	1,514
	〃	三鷹駅中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅中町バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第2（仮設）	〃	327
	〃	武蔵境駅北口一時利用（増設）	〃	109
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303
	〃	武蔵境駅西高架下（改良）	〃	684
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口臨時(仮設)	平面式	408
	西東京市	保谷駅南口第1	立体自走式	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西側高架下第1	平面式	1,377
	〃	武蔵小金井駅西側高架下第2	〃	615
	武蔵野市	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	武蔵境駅西中央高架下	〃	987
	〃	武蔵境駅みずき通り	〃	762
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	196
	町田市	成瀬駅南口	立体自走式	540
	〃	成瀬駅南口臨時バイク	平面式	61
平成26年度	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
	武蔵野市	武蔵境駅東高架下	平面式	734
	〃	武蔵境駅五宿東	〃	483
	町田市	多摩境駅北側（増設）	〃	157
	府中市	分倍河原駅南第2	〃	167
	〃	武蔵野台駅南口	立体自走式	583
	〃	西府駅北第2	平面式	136
平成27年度	武蔵野市	武蔵境駅北口第2	立体自走式	1,604
	小金井市	武蔵小金井駅南第1	〃	938
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅南	〃	1,130
	〃	聖蹟桜ヶ丘駅東	〃	542
	大田区	あすとウィズ公共	地下式	332
	八王子市	高尾駅北口	立体自走式	877
	府中市	分倍河原駅南第2（増設）	平面式	50
	町田市	成瀬駅北口路上	〃	128
平成28年度	〃	南町田駅北口地下	地下式	641
	〃	町田駅森野第1（増設）	平面式	83
	府中市	府中駅東第2バイク	〃	46

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
平成28年度	府中市	分倍河原駅南第2（増設）	平面式	42
	〃	西府駅南第2	〃	70
	稲城市	稲城長沼駅東	〃	459
	〃	稲城長沼駅西	〃	491
	〃	南多摩駅東	〃	333
	〃	南多摩駅西	〃	258
	江東区	亀戸駅東口第2（増設）	〃	100
	〃	東大島駅前（増設）	〃	77
平成29年度	〃	亀戸駅東口（建替え）	立体自走式	1,043
	八王子市	西八王子駅南口臨時	〃	848
	府中市	西府駅南第2（増設）	平面式	64
	武蔵野市	三鷹駅中町第3	〃	90
	〃	三鷹駅中町第4	〃	90
	〃	三鷹駅北口（増設）	〃	43
	稲城市	矢野口駅西（増設）	〃	154
	〃	南多摩駅西（増設）	〃	156
	町田市	鶴川駅南側	〃	859
	東大和市	武蔵大和駅第1公共	〃	256
	〃	武蔵大和駅第2公共	〃	395
	〃	玉川上水駅第1公共	〃	571
	〃	玉川上水駅第2公共	〃	425
	〃	玉川上水駅第3公共	〃	44
	〃	玉川上水駅第4公共	〃	491
	〃	玉川上水駅第5公共	〃	38
	〃	玉川上水駅第6公共	〃	145
	〃	桜街道駅第1公共	〃	46
	〃	桜街道駅第2公共	〃	31
	〃	桜街道駅第3公共	〃	176
	〃	桜街道駅第4公共	〃	231
	〃	上北台駅第1公共	〃	54
	〃	上北台駅第2公共	〃	82
	〃	上北台駅第3公共	〃	412
	〃	上北台駅第5公共	〃	103
	〃	上北台駅第6公共	〃	653
平成30年度	八王子市	西八王子駅南口（建替え）	立体自走式	1,091
	〃	京王八王子駅南臨時	平面式	445
	小金井市	武蔵小金井駅西側	〃	563
	〃	武蔵小金井駅西側バイク	〃	195
	府中市	府中駅南第2	〃	218
	東大和市	上北台駅台4公共	〃	202
	西東京市	ひばりヶ丘駅北口	〃	852
	武蔵野市	三鷹駅中町第1・第2（増設）	〃	210

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数（台）
令和元年度	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅東	立体自走式	567
	東大和市	上北台駅第7公共	平面式	71
	日野市	甲州街道駅南第1	〃	79
	〃	甲州街道駅北第1	〃	75
	〃	甲州街道駅北第2	立体自走式	446
	調布市	つつじヶ丘駅南第1	〃	620
	〃	つつじヶ丘駅南口西	平面式	1,130
	武蔵野市	武蔵境駅スイング北暫定一時利用	〃	158
令和2年度	町田市	南町田グランベリーパーク駅東バイク	平面式	94
	八王子市	八王子駅南口臨時	〃	116
令和3年度	町田市	玉川学園二丁目	平面式	111
	八王子市	京王八王子駅中央第2（増設）	平面式	38
令和4年度	八王子市	西八王子駅北口第4	平面式	133
令和5年度	町田市	南町田グランベリーパーク駅東	平面式	293
	武蔵野市	吉祥寺クックロード	立体自走式	603
	武蔵野市	三鷹駅中町第1（立体化）	立体自走式	1,938
合計	7区 19市 391箇所（増設を含む）			230,892

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) （一財）自転車産業振興協会
- (2) （一社）自転車協会
- (3) （一財）日本自転車普及協会
- (4) （公財）日本サイクリング協会
- (5) （公財）自転車駐車場整備センター
- (6) （公財）東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）

3 関係法令等

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- (4) 東京都自転車安全利用推進計画

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考
昭和26年	11,693	昭和26年及び 28年自治庁、 課税台数資料 による推算	平成3年	71,124	通産省生産動 態統計等によ る推算
昭和27年	12,406		平成4年	73,200	
昭和28年	13,270		平成5年	74,962	
昭和29年	13,667		平成6年	76,637	
昭和30年	13,928		平成7年	74,935	平成12年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算 (注1)
昭和31年	15,647		平成8年	77,022	
昭和32年	16,005		平成9年	78,954	
昭和33年	16,815	通産省生産動 態統計等によ る推算	平成10年	80,867	
昭和34年	18,158		平成11年	82,780	
昭和35年	19,559		平成12年	84,815	
昭和36年	20,785		平成13年	85,170	
昭和37年	21,952		平成14年	85,549	
昭和38年	22,931		平成15年	85,933	
昭和39年	23,765		平成16年	86,324	
昭和40年	24,377		平成17年	86,647	
昭和41年	25,430		平成18年	67,225	平成24年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算 (注2)
昭和42年	26,375		平成19年	67,820	
昭和43年	27,330		平成20年	68,387	
昭和44年	28,241		平成21年	68,921	
昭和45年	29,291		平成22年	69,883	
昭和46年	30,497		平成23年	70,141	
昭和47年	33,542		平成24年	70,472	
昭和48年	39,087	通産省生産動 態統計等によ る推算	平成25年	71,551	平成30年度 自転車産業振 興協会の調査 による推算 (注3)
昭和49年	42,151		平成26年	70,523	
昭和50年	43,930		平成27年	70,135	
昭和51年	45,555		平成28年	69,526	
昭和52年	46,855		平成29年	68,699	
昭和53年	48,007		平成30年	66,068	
昭和54年	49,541		令和元年	67,616	
昭和55年	51,230		令和2年	68,171	令和3年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算 (注4)
昭和56年	52,325		令和3年	67,604	
昭和57年	53,630		令和4年	56,413	
昭和58年	55,155		令和5年	55,036	
昭和59年	56,305		令和6年	53,731	
昭和60年	57,291		令和7年	52,503	
昭和61年	58,178		令和8年	51,398	
昭和62年	60,664		令和9年	50,399	
昭和63年	63,465				
平成元年	66,385				
平成2年	69,002				

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

注1 全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。(平成12年度 自転車の保有実態に関する調査研究報告書)

注2 全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。(平成24年度 自転車保有実態に関する調査報告書)

注3 全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の約230万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は20,000世帯である。(平成30年度 自転車保有実態に関する調査報告書)

注4 全国の単身世帯を含む一般世帯を対象として、インターネット調査会社保有の約221万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した表本数は20,000世帯である。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成25年	平成30年	令和3年
1 北海道	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	2,872	2,540	2,069
2 青 森	557	642	713	542	616	656	618	601	672	500	416
3 岩 手	679	560	600	542	530	564	556	541	722	658	482
4 宮 城	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	1,216	1,041	824
5 秋 田	546	622	582	580	547	545	472	456	587	484	334
6 山 形	583	560	525	583	516	572	566	536	604	589	419
7 福 島	993	766	896	851	975	893	865	794	959	847	639
8 茨 城	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	1,564	1,489	1,146
9 栃 木	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	1,194	1,013	891
10 群 馬	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	1,083	1,102	908
11 埼 玉	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	4,927	4,507	4,024
12 千 葉	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	3,711	3,189	2,959
13 東 京	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	8,553	8,168	7,692
14 神奈川	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	4,553	4,264	3,759
15 新 潟	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	1,117	1,055	798
16 富 山	544	526	513	578	524	523	540	459	574	503	475
17 石 川	499	429	542	427	467	525	464	493	537	496	427
18 福 井	422	348	448	388	351	374	372	394	397	374	336
19 山 梨	305	274	303	291	316	398	396	374	401	391	293
20 長 野	811	766	1,013	845	937	870	967	830	1,035	1,113	823
21 岐 阜	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	1,091	970	847
22 静 岡	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	1,917	1,853	1,602
23 愛 知	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	4,197	4,098	3,768
24 三 重	901	817	917	870	936	976	936	1,039	981	908	618
25 滋 賀	811	760	817	858	824	750	838	817	923	865	683
26 京 都	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	1,682	1,552	1,386
27 大 阪	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	6,488	5,969	5,596
28 兵 庫	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	3,245	3,073	2,607
29 奈 良	676	701	749	808	818	827	749	772	732	697	558
30 和歌山	596	577	551	603	535	528	458	584	535	475	464
31 鳥 取	276	330	309	309	322	286	274	307	279	265	213
32 島 根	306	293	305	329	301	322	297	307	338	262	261
33 岡 山	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,139	1,062	891
34 広 島	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	1,592	1,346	1,178
35 山 口	678	665	666	633	675	639	723	679	661	662	506
36 徳 島	412	377	416	417	442	430	391	443	503	423	295
37 香 川	632	574	576	631	598	659	633	606	638	540	450
38 愛 媛	834	805	767	870	871	820	798	771	805	742	651
39 高 知	365	391	387	371	388	376	415	412	442	413	406
40 福 岡	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	2,430	2,199	1,891
41 佐 賀	323	340	412	348	459	393	411	380	367	375	267
42 長 崎	239	276	382	243	359	276	284	319	361	314	212
43 熊 本	890	761	827	821	777	783	908	741	906	771	621
44 大 分	499	480	404	483	445	577	500	523	522	473	317
45 宮 崎	492	460	522	540	452	490	460	418	507	501	435
46 鹿児島	551	548	600	512	605	543	567	435	604	546	509
47 沖 縄	222	210	187	295	212	248	226	230	386	393	301
計	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	71,551	66,068	57,247

- (注) ① 平成20年までは、自転車の国内市場動向調査<(一社)自転車協会>より抜粋
 ② 平成25年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ③ 平成21年～平成24年、平成26年～平成29年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)に掲載なし。
 ④ 平成30年は、平成30年度自転車保有実態に関する調査報告書(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ⑤ 令和3年は、2021年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書(一般社団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ⑥ 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口／台)
日本	2023	5,504	2.3
中国	2013	37,000	3.7
韓国	2014	1,000	5.0
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2013	2,230	0.8
ドイツ	2016	7,300	1.1
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

(注) ①日本の保有台数・率は、2021年度 自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書（一般財団法人自転車産業振興協会）及び総務省統計局の人口推計データから作成

②日本を除く国の保有台数・率は、自転車統計要覧（一般財団法人自転車産業振興協会）より抜粋

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	6,438,002	6,188,710	5,899,276	5,615,360	5,353,473
	原 付 二 種 (50ccを超125cc以下)	1,674,884	1,704,083	1,717,092	1,737,911	1,752,278
	計	8,112,886	7,892,793	7,616,368	7,353,271	7,105,751
都	原動機付自転車 (50cc以下)	416,616	405,337	379,388	360,936	331,917
	原 付 二 種	9 0 CC以下	42,807	40,664	37,467	35,100
		1 2 5 CC以下	157,812	160,962	163,329	165,169
	計	617,235	606,963	580,184	561,205	529,482

		令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	5,103,395	4,853,131	4,652,686	4,489,401	4,331,337
	原 付 二 種 (50ccを超125cc以下)	1,787,133	1,818,357	1,872,491	1,950,858	2,009,621
	計	6,890,528	6,671,488	6,525,177	6,440,259	6,340,958
都	原動機付自転車 (50cc以下)	314,574	297,794	290,963	285,934	274,858
	原 付 二 種	9 0 CC以下	30,989	29,430	28,814	28,400
		1 2 5 CC以下	166,805	168,066	173,542	178,818
	計	512,368	495,290	493,319	493,152	484,144

注：警視庁交通年鑑令和5年版による。
 全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 区市町村別保有台数

令和5年4月1日現在

区市町村		原付二種		原付自転車	区市町村		原付二種		原付自転車
		125cc以下	90cc以下	50cc以下			125cc以下	90cc以下	50cc以下
総 数		181,559	27,727	274,858					
区部	計	115,808	15,760	157,664	市部	町田市	8,452	1,001	16,844
	千代田区	569	98	1,254		小金井市	1,259	192	1,952
	中央区	1,289	170	1,858		小平市	2,426	424	3,825
	港 区	2,272	292	4,703		日野市	2,842	529	5,014
	新宿区	3,102	419	5,145		東村山市	2,144	370	3,502
	文京区	1,706	283	3,061		国分寺市	1,176	238	1,882
	台東区	2,047	318	2,927		国立市	789	158	1,129
	墨田区	3,461	420	4,514		福生市	817	240	1,546
	江東区	6,089	720	7,682		狛江市	1,268	201	1,700
	品川区	4,776	576	6,645		東大和市	1,465	329	2,349
	目黒区	2,624	450	3,788		清瀬市	1,280	181	2,283
	大田区	10,846	1,360	11,832		東久留米市	2,118	321	3,080
	世田谷区	9,797	1,417	13,488		武蔵村山市	1,606	375	2,641
	渋谷区	2,229	365	7,008		多摩市	2,582	297	4,437
	中野区	3,701	533	4,659		稲城市	1,691	204	2,563
	杉並区	5,191	842	6,629		羽村市	783	237	1,363
	豊島区	2,474	339	3,242		あきる野市	1,586	598	2,830
	北 区	3,753	498	5,258		西東京市	2,651	420	3,952
	荒川区	2,218	348	3,075	郡部	計	1,179	420	2,217
	板橋区	8,371	1,067	10,077		瑞穂町	711	233	1,210
	練馬区	9,797	1,491	12,576		日の出町	330	132	651
	足立区	11,999	1,451	16,300		奥多摩町	96	34	277
市部	葛飾区	6,837	927	8,490	島部	檜原村	42	21	79
	江戸川区	10,660	1,376	13,453		計	566	122	2,701
	計	64,006	11,425	112,276		大島町	129	50	488
	八王子市	10,674	2,056	23,015		利島村	2	1	31
	立川市	2,286	501	4,008		新島村	51	14	239
	武蔵野市	1,047	193	1,695		神津島村	92	8	601
	三鷹市	2,229	347	3,310		三宅村	34	8	135
	青梅市	2,518	743	4,753		御蔵島村	9	2	52
	府中市	3,607	533	5,703		八丈町	88	17	457
	昭島市	1,566	318	2,365		青ヶ島村	1	1	8
	調布市	3,144	419	4,535		小笠原村	160	21	690

注：警視庁交通年鑑令和5年版による。

(3) 自転車防犯登録台数

令和5年12月末現在

区分		登録総台数				区分		登録総台数			
		令和5年	令和4年	増減	増減率(%)			令和5年	令和4年	増減	増減率(%)
総数		16,123,062	16,633,951	-510,889	-3.1						
第一方面	麹町	3,853	4,295	-442	-10.3	第十方面	滝野川	59,625	58,245	1,380	2.4
	丸の内	81,364	83,821	-2,457	-2.9		王子	94,918	96,980	-2,062	-2.1
	神田	16,941	17,276	-335	-1.9		赤羽	207,070	213,897	-6,827	-3.2
	万世橋	127,624	129,606	-1,982	-1.5		板橋	236,357	239,163	-2,806	-1.2
	中央	19,044	19,826	-782	-3.9		志村	156,380	163,187	-6,807	-4.2
	久松	17,403	17,800	-397	-2.2		高島平	234,965	243,904	-8,939	-3.7
	築地	44,360	47,466	-3,106	-6.5		練馬	251,741	261,512	-9,771	-3.7
	月島	32,791	34,031	-1,240	-3.6		光が丘	175,401	179,836	-4,435	-2.5
	愛宕	6,846	6,731	115	1.7		石神井	351,780	367,155	-15,375	-4.2
	三田	14,455	14,538	-83	-0.6		十方面計	1,768,237	1,823,879	-55,642	-3.1
	高輪	15,259	15,779	-520	-3.3	第六方面	上野	214,108	224,252	-10,144	-4.5
	麻布	53,104	54,516	-1,412	-2.6		下谷	62,600	59,228	3,372	5.7
	赤坂	44,324	44,430	-106	-0.2		浅草	61,641	65,124	-3,483	-5.3
	東京湾岸	75,358	75,998	-640	-0.8		蔵前	5,227	5,699	-472	-8.3
	一方面計	552,726	566,113	-13,387	-2.4		尾久	64,719	67,528	-2,809	-4.2
第二方面	品川	88,388	95,229	-6,841	-7.2		南千住	169,298	172,952	-3,654	-2.1
	大井	97,328	97,678	-350	-0.4		荒川	74,458	78,311	-3,853	-4.9
	大崎	38,737	37,002	1,735	4.7		千住	96,161	104,021	-7,860	-7.6
	荏原	125,069	130,950	-5,881	-4.5		西新井	341,821	357,130	-15,309	-4.3
	大森	286,459	292,611	-6,152	-2.1		竹の塚	251,750	260,799	-9,049	-3.5
	田園調布	99,219	105,317	-6,098	-5.8		綾瀬	280,148	280,499	-351	-0.1
	蒲田	328,556	344,557	-16,001	-4.6		六方面計	1,621,931	1,675,543	-53,612	-3.2
	池上	189,514	201,232	-11,718	-5.8	第七方面	深川	290,464	303,902	-13,438	-4.4
	東京空港	0	0	±0	±0		城東	373,340	380,719	-7,379	-1.9
	二方面計	1,253,270	1,304,576	-51,306	-3.9		本所	113,530	113,459	71	0.1
第三方面	世田谷	223,954	228,293	-4,339	-1.9		向島	158,768	166,001	-7,233	-4.4
	北沢	125,846	131,945	-6,099	-4.6		亀有	322,806	329,551	-6,745	-2.0
	玉川	205,876	209,693	-3,817	-1.8		葛飾	300,516	311,641	-11,125	-3.6
	成城	330,912	343,771	-12,859	-3.7		小松川	350,623	352,910	-2,287	-0.6
	目黒	113,294	115,237	-1,943	-1.7		葛西	451,005	473,544	-22,539	-4.8
	碑文谷	175,298	179,429	-4,131	-2.3		小岩	130,235	137,710	-7,475	-5.4
	渋谷	131,304	136,752	-5,448	-4.0		七方面計	2,491,287	2,569,437	-78,150	-3.0
	原宿	95,170	95,397	-227	-0.2	第八方面	昭島	197,371	201,655	-4,284	-2.1
	代々木	86,987	89,513	-2,526	-2.8		立川	437,375	448,394	-11,019	-2.5
	三方面計	1,488,641	1,530,030	-41,389	-2.7		東大和	221,205	226,407	-5,202	-2.3
第四方面	牛込	39,282	38,477	805	2.1		府中	365,156	381,082	-15,926	-4.2
	新宿	280,331	285,365	-5,034	-1.8		小金井	253,237	263,238	-10,001	-3.8
	戸塚	81,090	87,525	-6,435	-7.4		田無	467,678	478,285	-10,607	-2.2
	四谷	114,771	116,170	-1,399	-1.2		小平	214,670	217,007	-2,337	-1.1
	中野	156,526	159,403	-2,877	-1.8		東村山	243,219	249,708	-6,489	-2.6
	野方	120,239	128,729	-8,490	-6.6		武蔵野	317,405	325,032	-7,627	-2.3
	杉並	192,787	198,761	-5,974	-3.0		三鷹	262,147	268,306	-6,159	-2.3
	高井戸	247,558	261,701	-14,143	-5.4		調布	353,040	358,159	-5,119	-1.4
	荻窪	158,590	164,132	-5,542	-3.4		八方面計	3,332,503	3,417,273	-84,770	-2.5
	四方面計	1,391,174	1,440,263	-49,089	-3.4	第九方面	青梅	157,898	168,725	-10,827	-6.4
第五方面	富坂	45,926	45,891	35	0.1		五日市	40,727	42,183	-1,456	-3.5
	大塚	10,752	11,768	-1,016	-8.6		福生	236,957	239,425	-2,468	-1.0
	本富士	77,596	84,032	-6,436	-7.7		八王子	226,558	247,768	-21,210	-8.6
	駒込	15,133	14,685	448	3.1		高尾	146,168	148,798	-2,630	-1.8
	巣鴨	103,582	108,165	-4,583	-4.2		南大沢	244,273	234,469	9,804	4.2
	池袋	213,792	223,045	-9,253	-4.1		町田	285,587	304,596	-19,009	-6.2
	目白	115,633	115,905	-272	-0.2		日野	117,932	123,245	-5,313	-4.3
	五方面計	582,414	603,491	-21,077	-3.5		多摩中央	184,382	193,722	-9,340	-4.8
							九方面計	1,640,482	1,702,931	-62,449	-3.7
						島部	大島	0	0	0	0.0
							新島	0	0	0	0.0
							三宅島	0	0	0	0.0
							八丈島	314	341	-27	-7.9
							小笠原	83	74	9	12.2
							島部計	397	415	-18	-4.3

注:警視庁交通年鑑令和5年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

(4) 自転車生産実績（全国）

（単位：千台）

年	軽快車	電動 アシスト車	子供車・ 幼児車	ミニサイクル	マウンテン バイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142	平成十一年一月以降、 特殊車に含まれることになった。 スポーツ車は、		4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966
平成26年	346	479		126					952
平成27年	320	465		113					898
平成28年	292	548		100					939
平成29年	240	568		83					891
平成30年	230	552		78					860
令和元年	227	575		83					884
令和2年	191	609		68					869
令和3年	127	658		58					843
令和4年	93	600		57					750
令和5年	85	578		52					715
令和6年	76	546		49					671

注：自転車生産動態・輸出入統計（一般財団法人 自転車産業振興協会）による
千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代 表 者	会 長 駒 形 哲 哉
◇所 在 地	
本 部	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話 (03) (6409) 6920 ファクシミリ (03) (6409) 6868
技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 電話 (072) (238) 8731 ファクシミリ (072) (238) 8271
◇設 立	昭和33年9月15日 (平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進

◇事 業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代 表 者	理事長 伊 藤 政 博
◇所 在 地	〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 9階 電話 (03) (6230) -9896 ファクシミリ (03) (3588) -3230
◇設 立	昭和23年2月19日 (平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目 的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車を持つ本源的な価値である利便性、健康増進、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事 業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨不動産の管理及び運営
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会 員

- ①正会員 99名 (令和6年6月30日)
- ②一般・特別賛助会員 204名

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代 表 者	会 長 小 泉 昭 男
◇所 在 地	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話 (03) (4334) 7950 ファクシミリ (03) (4334) 7957 自転車文化センター 〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話 (03) (4334) 7953 ファクシミリ (03) (4334) 7958
◇設 立	昭和46年3月26日 (平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ① 自転車利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	代表理事 柿添 尚弘
◇所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿1-35-3 アクシア新宿御苑607 電話(03)(6273)2147 ファクシミリ(03)(6273)2578
◇設立 ◇目的	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行) 生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリングガイドの養成及び認定
- ④サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ⑤サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑥サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑦サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑧サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑨関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

賛助会員 3,000名(令和4年度)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地 本 部	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル4階 電話(03)(6262)5320 ファクシミリ(03)(6262)5330
大阪事務所	〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	〒451-0045 愛知県名古屋市中区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル8階 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立 ◇目的	昭和54年4月16日 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ①自転車等駐車場の設置及び管理
- ②自転車等駐車施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地	〒163-0720 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング20階 電話(03)(5381)3361
◇設立	昭和35年3月19日
◇目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③防災対応、道路環境の改善等、東京都等の道路行政の補完に資する事業
- ④警備業法に基づく警備業
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑥上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8 電話(03)(3251)8446 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立	昭和30年8月24日
◇目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車施策推進自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地	〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号 小金井市 都市整備部 交通対策課内 電話042-387-9850 ファクシミリ042-386-2619
◇設立	平成4年2月13日
◇目的	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車施策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車施策を推進する。

◇会員 (1)正会員 96団体(令和6年4月現在)
(2)賛助会員 7団体(令和6年4月現在)
(3)協力団体 内閣府、警察庁、国土交通省、東京都ほか

3 関係法令等

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭 和 5 5 年 1 1 月 2 5 日
法 律 第 8 7 号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

- 第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
 - 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

- 第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
 - 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
 - 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
 - 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要
 - 四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
 - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 主な消防法関係

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
防火対象物の指定 (令6条)		令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)		収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり一条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車の用に供される部分で次に掲げるもの ア 当該部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く)における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上(ウ)屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く一条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積 1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積 300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積 500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積 300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車の用に供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
	漏電火災警報器 (令22条)	①延面積 1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
	消防機関へ通報する火災報知設備(令23条)	延面積 1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左

項 目			自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常警報設備 (令24条)	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
		非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)		①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)		全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)		地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)		規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上※1 ②地下4階以下の階で駐車のために供する部分の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)		地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)		①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積1,000㎡以上 (条例) ※1④屋上で自動車駐車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント設備 (令29条の2) (条例46条の2)		①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助設備 (条例46条の3)		地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項

2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。

3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十四号

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 自転車安全利用推進計画（第八条）
- 第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及（第九条―第十六条）
- 第四章 安全な自転車の普及（第十七条―第二十三条）
- 第五章 自転車利用環境の整備等（第二十四条―第二十六条）
- 第六章 自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条―第二十八条）
- 第七章 自転車駐車場の利用の推進（第二十九条・第三十条）
- 第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等（第三十一条―第三十六条）
- 第九章 雑則（第三十七条―第四十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

（基本理念）

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（自転車利用者の責務）

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車使用事業者等の責務）

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第

二項において「自転車駐車場業者」という。)その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画(以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。

5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者

二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者

三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、届出があつた事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

- 一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条（第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるものの 当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者 当該届出をすること。
- 四 第三十四条（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるものの 当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるものの 当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章（第二十八条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十八年条例第九十一号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第百三十九号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

第1 はじめに

1 自転車事故等の現況

都内では、令和2年中に1万件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合（以下「自転車関与率」といいます。）は4割を超え、全国平均の約2割と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少しているものの、依然として歩行者等の通行の妨げとなっており、区市町村においては、その対策費として、近年では200億円近い経費が投じられている状況です。

2 東京都自転車安全利用推進計画について

東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課しています。そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、東京都自転車安全利用推進計画（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

さらに、その当初計画を第10次交通安全計画に合わせ、平成28年度から令和2年度までの東京都自転車安全利用推進計画（以下「前計画」といいます。）に改定しました。

3 前計画の成果と課題

前計画（平成28年度から令和2年度まで）の達成状況は次のとおりでした。

項目	当初計画数値目標	令和2年の数値
自転車乗用中死者数	20人以下	34人
自転車事故発生件数	8,000件以下	10,407件
駅前放置自転車台数	20,000台以下	19,487台

自転車乗用中死者数及び自転車事故発生件数については、目標達成とまでいかなかったものの、現行計画初年度である平成28年の自転車乗用中死者数36人、自転車事故発生件数10,417件と比較すると減少しています。

駅前放置自転車台数については、駐輪場の利用促進や撤去等の取組を強化することで目標を達成することができました。

目標の達成状況を分析すると、以下3点の課題が浮かび上がりました。

1点目は、都内の自転車事故発生件数は減少しているものの、前述のとおり、自転車関与率が全国と比較すると高いことが挙げられます。自転車事故の過半数が自転車利用者側にも違反があることから、自転車利用者が自転車を「車両」と認識し、ルール・マナーを遵守することが必要です。

2点目は、自転車乗用中の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合が依然として高く、高齢者の自転車利用時における安全の確保が必要です。

3点目は、目標は達成したものの、いまだ多くの放置自転車が発生していることです。通行の安全等を確保するためにも自転車利用者が適切に駐輪する取組の促進が必要です。

4 計画改定の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響（以下「コロナ禍」といいます。）もあり、自転車販売台数の増加や自転車の事業利用、自転車シェアリングの利用など、自転車の新たな利用形態も注目されています。

そこで、こうした自転車の利用形態等の多様化も踏まえ、更なる自転車の安全利用を促進するためには「新しい日常」で注目の集まるデリバリー事業者など多様な主体と連携し、社会全体での自転車安全利用の気運醸成を推進する必要があります。

改定に当たっては、「東京都自転車安全利用推進計画協議会」（行政や警察をはじめ、自転車に関わる様々な団体の代表者で構成）において、自転車に関わる各主体の取組や今後想定される都内における自転車利用環境等の変化などを協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

さらに、令和3年に改定予定の東京都自転車活用推進計画など、自転車に関して都が策定する他の計画や、『未来の東京』戦略などとの整合性も図りながら改定を進めてきました。

今後は、変化し続ける都内における自転車利用環境等に適切に対応するため、継続的に自転車利用実態等を調査・分析し、その結果を踏まえた自転車の安全利用施策を展開していきます。

第2 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。さらに、重要な交通手段の一つとしても見込むことができます。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第3 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ着実な推進を図るための計画として、第11次東京都交通安全計画

（令和３年東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は令和３年度から令和７年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第11次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第11次東京都交通安全計画に合わせて、令和３年度から令和７年度までとします。

なお、令和７年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定や他の自転車に関連する都の計画などとの整合性をとりながら、この計画も改定することとします。

第４ 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（令和７年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 18人以下
- ・ 自転車事故発生件数 7,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 15,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第11次東京都交通安全計画の目標（令和７年中の道路交通事故死者数110人以下）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく引き続き「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、各目標の改善傾向を勘案しながら、これまで実施してきた取組の深化はもちろんのこと、新たな取組により更なる改善を図るため、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数１人の増減により数％の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：令和２年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 34人
- ・ 自転車事故発生件数 10,407件
- ・ 駅前放置自転車台数 19,487台（速報値）

第５ 安全利用に関する各主体の役割等

第２に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業者による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第6の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間180億円以上もの経費が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用しての者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、自転車事故の過半数が自転車利用者側にも違反があるという現状を踏まえ、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、急な飛び出しをせず周囲の安全を確認する
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供（13歳未満）や高齢者（70歳以上）等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 進路変更や駐停車両を追い越す際には、後方などの安全確認を行う。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ 夕方や夜間は反射材を着用するなど、目立つ服装をする。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」といいます。）に加入する。
- ・ 電動アシスト自転車や幼児二人同乗用自転車の利用に当たってはその特性を踏まえて利用する。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者、自転車旅客運送事業者及び自転車貸付事業者は、東京都が実施する講習会等の受講や社内で自転車安全利用を推進する責任者の選任、定期的な研修を実施することなどにより従業員等自転車利用者の安全利用を促進します。

さらに、東京都自転車安全利用条例に規定する他の自転車利用者の模範となるような安全利用の実践等を行います。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、幼児・児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政や警視庁と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる各種自転車シミュレータを活用した安全教室

- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

特に、自転車通学者に対しては、並走・二人乗りや傘差し運転、携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視といった違反行為を行わないよう指導に努めるほか、自転車通学時のヘルメットの主体的な着用につなげるため、ヘルメットデザインの検討や着用のルール化等を通して、自転車の安全利用を促進します。

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、児童・生徒がコロナ禍においても自宅等で自転車の安全利用に関する知識を習得できるよう、安全利用の啓発コンテンツを集めたリンク集を作成し、学校へ提供します。

また、警視庁は学校における教育が推進されるよう、各警察署において、自転車交通事故の発生状況や指導取締り状況など、実情に応じた情報提供を行い、保護者を含めた交通安全教育を推進します。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、業務や通勤で自転車を利用する従業員が自転車を安全で適正に利用できるよう、自転車安全利用に係る責任者や教育担当者（以下「自転車安全利用推進者」という。）を選任し、人事異動期に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成や社内研修の実施など従業員の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、自転車の安全利用や交通事故に関する情報をすみやかに従業員と共有します。

さらに、「新しい日常」の浸透等により今後も利用の増加が見込まれる、自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービスにおいては、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含む。）は、雇用の有無にかかわらず、配達員の交通事故防止に向けて、交通ルールを始めとする交通安全に必要な情報を継続的に提供するとともに、講習会の開催等を行います。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの講習会を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。講習会の開催に当たっては、リモートでの開催を行うなどによりコロナ禍でも受講しやすい環境を整えます。

また、警視庁と連携して自転車安全利用モデル企業や自転車安全利用推進事業者など社内での自転車安全利用に取り組む事業者の拡大を図ります。

さらに、自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービス事業者の団体と連携して、交通ルールやマナーなど必要な情報や教材の提供、自転車月間等の機会をとらえた自転車の安全利用に係る啓発活動等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、「自転車安全利用モデル企業」に指定し、安全利用管理者に対して講習を実施し、ホームページで活動状況を公表するなど、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。また、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含む。）を通じて配達員に対する実技の講習会を開催するなど自転車の安全利用を促進します。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、自転車貸付事業者、駐輪場の運営等を行う事業者をはじめとした自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、顧客への説明等により、交通ルール・マナーやヘルメット着用、自転車損害賠償保険等への加入の必要性の周知等を実施するとともに、従業員が顧客に対して正確な情報を説明できるように、従業員に対して自転車の交通ルール・マナー等について教育します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットや自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、東京都自転車安全利用サポーター（カ（イ）参照）や自転車小売業者と連携して、顧客向けの自転車ルール・マナーのチェック様式を提供します。

カ 行政による取組

(ア) 自らが自転車を利用する主体としての取組

業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、各種自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。

特に東京都は、社会全体での自転車安全利用を推進するために都と協定を締結した事業者・団体（以下「東京都自転車安全利用サポーター」といいます。）等や学生などのボランティアと連携し、

自転車利用の実態を踏まえた安全利用を促進します。

また、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。さらに、区市町村の取組を促進するため、自転車の安全利用に関する先進的な事例の紹介や情報提供、区市町村による自転車安全利用に係る計画の策定を促進していきます。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えるとともに、自転車シミュレータ、自転車交通安全教育資機材等の各種教育資機材を活用した出前型の交通安全教育の実施、交通安全教育センター等における自転車交通安全教室及びファミリー自転車教室の開催等により、自転車安全利用意識の向上を図ります。また、自転車安全利用指導啓発隊（B E E M S）やモデルサイクリスト等の活動を通じ、効果的な啓発活動を行います。

(ウ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用T O K Y Oキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、T O K Y O交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(イ) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(ロ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 一般利用者に対する教育

(イ) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者（以下「一般利用者」といいます。）に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベントや地域の行事等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ交通安全教室の開催等を行うとともに、インターネットやテレビ等の様々な広報媒体を活用し、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

警視庁は、自転車交通ルール、自転車交通事故発生状況、自転車交通事故再現映像等の自転車の交通事故防止に関する情報を各種講習、ホームページやインターネットの活用、自転車関連事業者との連携等を通じて広く周知し、自転車安全利用意識の向上を図ります。

(ロ) 一般利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設や自転車小売業者等と連携した安全教室の開催等により、一般利用者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。

また、自転車事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、自転車利用時のヘルメットや反射材の着用を促します。

行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

特に東京都は、高齢者を対象とした区市町村主催の交通安全イベント等において、自転車シミュレータを活用した交通安全教室を開催します。

また、運転免許返納者をはじめとした高齢者を対象に、事故情報の提供や交通ルールに関する講義、電動アシスト自転車体験など実技を組み合わせた講習会の開催や自転車の安全利用に関する情報を提供します。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

特に東京都は、自転車安全利用推進者を選任した事業者をホームページに掲載するとともに、研修講師の派遣など従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促します。

オ 電動アシスト自転車の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

電動アシスト自転車利用者に対しては、自転車小売業者等が販売時等に法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方や、ヘルメット着用の必要性等を具体的に教育します。

行政は、自転車関連のイベントやリーフレットの配布等を通じて、ルール・マナーやヘルメット

着用の必要性等について周知し、自転車の安全利用を促進します。

特に東京都は、東京都自転車安全利用サポーターと連携し、電動アシスト自転車の特性を踏まえた正しい乗り方を普及啓発します。

(イ) 電動アシスト自転車の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体や事業者と連携した安全教室の開催等により、電動アシスト自転車の利用者に対する教育を支援します。

カ 自転車シェアリング等の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。そのうち、電動アシスト自転車の利用者に対しては、法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 自転車シェアリング等の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。

特に東京都は、業界団体と連携して、自転車貸付事業者に対して安全利用や交通事故に関する情報を提供することなどにより、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。

キ 外国人の自転車利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務や通勤で自転車を利用する外国人従業者に対しては、事業者が、英語等で、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。

観光等でレンタサイクル、自転車シェアリングを利用する外国人に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、会員申込時や貸出時に、英語等で、自転車に関する交通ルール・マナー等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 外国人の自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、英語その他の外国語を活用した交通安全に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、外国人の自転車利用者に対する教育を支援します。

ク 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備

- ・ 様々な年齢層に合わせたイベントとの同時開催
 - ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰
- 東京都は、自転車シミュレータを活用した交通安全教室等の受講者に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するとともに、交付を受けた者に対して、協賛企業の特典を付与し、安全教室等の受講を促進します。

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が道路交通法に違反する行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場・サイクルポートの整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場やサイクルポートの整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場やサイクルポート設置のための用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場やサイクルポートの整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場やサイクルポートの整備に関し、公有地等における用地確保、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例をはじめとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確保等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

行政は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保を促進します。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

行政は、ホームページ等で域内の駐輪場情報の提供を促進します。

特に東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

特に東京都は、放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

特に東京都は、効果的な放置自転車対策を推進するため、都心の放置自転車が集中する区等の関係者による会議を開催するなどして、効果的な取組の紹介等、情報共有を図ります。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、駅周辺における自転車等の放置台数や収容台数等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表することで区市町村等の放置自転車対策に役立てます。

また、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の処分までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備形態の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び警視庁は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月国土交

通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。)も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン(普通自転車専用通行帯)、車道混在(自転車ナビマーク・自転車ナビライン)、自転車歩行者道における自転車の通行部分の指定等の適切な形態を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、貨物の積卸しやバス停留所、タクシー乗り場等、駐停車需要が見込まれ、自転車との交錯の危険性が高い箇所においては、それぞれの安全確保に一層配慮した整備を検討します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、自転車利用者、歩行者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路に入り込む自動車を排除します。

ウ 効果的な交通安全対策の実施

警視庁と道路管理者は互いに連携し、道路交通状況等を踏まえ、区域を定めて自動車の走行速度を30キロメートル毎時以下に抑制する“ゾーン30”等の生活道路対策や、自動車と自転車の交錯を防ぐ信号制御など、自転車が安全に通行できる環境を整備します。

エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や警視庁、バスやタクシー事業者をはじめとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車ネットワークの形成

ア 自転車通行空間の連続性・統一性の確保

道路管理者及び警視庁は、ガイドラインも参考にして、自転車通行空間のネットワーク化を図る計画の策定・実施において互いに連携・協力するとともに、自転車通行空間を整備する際は路面表示の色や形状等について、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

また、まちづくりと連携し、無電柱化事業などにおいても自転車通行空間を確保することにより、ネットワーク化を図ります。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車通行空間の整備における調整

東京都は、国、都、区市町村、警視庁等による協議会を設置し、連続した自転車通行空間の整備を推進します。また、区市町村の自転車ネットワーク計画策定を促進します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者の配慮

自動車運転者は、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をするとともに、貨物の積卸し等の際は自転車の車道走行に配慮した駐停車をします。

イ 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

ウ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動

車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

エ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者、業務で自転車を使用する事業者及び自転車貸付事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。

また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行うよう、関係団体と連携し普及啓発を図るほか、自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業に取り組む区市町村を補助します。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。

また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者等による取組

自転車製造業者等は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車等の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) 安全走行に係る器具等の開発・普及

自転車製造業者等は、電池の高性能化やLED照明による省電力化等を踏まえ、テールランプ、オートライト、ドライブレコーダーや側面反射材等の自転車の安全利用に役立つ器具やその器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、テールランプ、オートライトや側面反射材等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメットの着用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、ヘルメットの着用効果等を分かりやすく説明するほか、安全教室等におけるヘルメットの展示、割引販売の実施、自らの率先した利用等により、ヘルメットの着用等を促進します。

行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図ります。

特に東京都は、学校等と連携して高校生に対するヘルメット着用のルール化の促進や対象に応じた媒体を活用した啓発により、ヘルメットの着用等を促進します。

また、リーフレットやDVD等の視聴覚教材をホームページに掲載するなどして、事業者の業務や通勤で自転車を利用する従業者等に対するヘルメット着用促進を支援します。

警視庁は、安全教育、各種指導・取締り、自転車安全利用指導啓発隊（B E E M S）の活動を通じ、ヘルメット着用の重要性を啓発します。

(2) 反射材等の利用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して反射材の利用効果をわかりやすく説明するほか、地域のイベントや交通安全教室等で反射材の効果を体験できるツール等を用いた啓発や反射材の配布等を行い、普及を図ります。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者（未成年者を除きます。以下同じ。）、業務で自転車を使用する事業者、保護者（監護する未成年者が自転車を利用する場合。以下同じ。）、自転車使用事業者（事業活動において自転車を利用する場合。以下同じ。）、自転車貸付事業者（自転車を貸し付ける場合。以下同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、東京都自転車安全利用条例で義務付けている自転車損害賠償保険等に参加します。

また、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めます。

ただし、自転車利用者、保護者、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときを除きます。（自転車貸付業者の場合は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときを除きます。）

イ 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」といいます。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めます。

事業者は、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。自転車を利用して通勤する従業者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めます。

自転車貸付事業者は、借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めます。

ウ 自転車損害賠償保険等への加入啓発

行政は、自転車利用者に対し、都内で自転車を利用する場合には自転車損害賠償保険等の加入が義務となっていることを、キャンペーンやイベント、交通安全教室などのさまざまな機会を通じて広報啓発します。

特に東京都は、自転車損害賠償保険等の加入状況等を把握することにより、自転車利用中の自転車損害賠償保険等への加入について、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者（以下「保険会社」といいます。）や東京都自転車安全利用サポーターなどと連携しつつ、ホームページやインターネット広告、ポスター・リーフレット等様々な媒体を活用して促進します。

保険会社は、自転車損害賠償保険等の普及に努めます。

自転車小売業者は、自転車の販売時に購入者に対して、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供を行います。

学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対して、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めます。

(4) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政や事業者は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットの配布や社内研修などにより、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態や利用実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線を中心に、通勤・通学や配達が増える時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。なお、同地区・路線において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況を調査し、その結果を安全対策に活用するとともに、ホームページで公開します。

東京都は、警視庁等と連携し、自転車利用者に対して安全利用に関する街頭での啓発に取り組みます。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して、自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。

第7 総括

1 各主体の連携による取組

第6で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。

また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2021年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。東京都では、事故の危険性が高い区間等における自転車走行空間の優先的な整備や、東京都自転車安全利用条例の制定などに取り組んでいましたが、東京2020大会開催を踏まえ、より充実した自転車利用環境の整備が求められています。

第6で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、自転車に関わる全ての主体が、第6で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る

“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に更に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

令和7年3月発行

登録番号(6)127

駅前放置自転車等の現況と対策 令和6年度調査

編集・発行 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部
総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所 株式会社モモデザイン
東京都杉並区今川三丁目20番10号
電話 03(5303)2790

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。